

みらい創造都市 とよなか

あした
～明日がもっと楽しみなまち～



第4次豊中市総合計画

基本構想・前期基本計画



はじめに



豊中市は、昭和 11 年（1936 年）に市制を施行してから 80 年が経ちました。この間、先人たちの多大なご努力により、豊中市は多くの方々に愛され、親しみをもっていただける都市へと発展してきました。

一方で、豊中市を取り巻く社会環境は、少子高齢化をはじめ、個人の価値観やライフスタイルの多様化、交通インフラや ICT 技術の発展、地方分権制度の進展など大きく変化しています。また、今後直面する人口減少や超高齢社会の進展などに起因する新たな行政課題への対応も求められています。

こうしたなか、豊中市は「みらい創造都市 とよなか^{あした}〜明日がもっと楽しみなまち〜」をまちの将来像とする「第 4 次豊中市総合計画」を策定しました。

まちの将来像を実現していくためには、多様な価値観や考え方、立場の違いをお

互いが認めあい、創意工夫しながら新たな価値の創造に取り組んでいく必要があります。そうした取り組みの積み重ねが未来の豊中の礎となり、まちのさらなる発展につながるものと確信いたします。

豊中市で暮らし、学び、働き、活動されるすべての人たちにとって、魅力的なまち、安心して暮らすことができるまち、夢と希望がもてるまち、となるよう取り組んでまいります。

総合計画の推進にあたっては、自治基本条例の基本原則である参画と協働による市政運営に努めます。市民、事業者の方々のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、第 4 次豊中市総合計画の策定にあたり、総合計画審議会の方々をはじめ、ご指導、ご助言、ご協力をいただきました多くの方々に、心からお礼申し上げます。

平成 29 年（2017 年）12 月
豊中市長 浅利 敬一郎

第4次豊中市総合計画

01 基本構想

1	策定にあたって	3
1.	総合計画策定の趣旨	3
2.	総合計画の構成と期間	4
(1)	構成	4
(2)	計画期間	4
3.	分野別計画との関係	5
2	豊中市のあゆみと社会環境の変化	6
1.	豊中市のあゆみ	6
(1)	市制施行と市街化の進行	6
(2)	総合計画と都市宣言	7
(3)	豊中市の特性	10
2.	社会環境の変化	11
(1)	人口減少・少子高齢化の進行	11
(2)	社会経済構造の変化	14
(3)	住宅・公共施設の老朽化	16
(4)	地球環境問題への対応	18
(5)	防災・防犯意識の高まり	20
(6)	コミュニティの変容	22
(7)	地方分権の進展と広域連携	23
3.	市民・事業者が思うまちの姿	24
3	豊中市の課題	26
4	まちの将来像	28
5	施策大綱	30
1.	まちの将来像の実現に向けた基本的考え方	31
2.	施策体系	32
3.	施策推進に向けた取組み	33

02 前期基本計画

1 前期基本計画について	37
1. 前期基本計画の構成	37
2. 計画の進め方	38
3. 想定人口	39
2 施策	40
施策の見方	40
第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり	43
1. 子育て支援の充実	44
2. 保育・教育の充実	46
3. 子ども・若者支援の充実	50
第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり	53
1. 自立生活支援の充実	54
2. 保健・医療の充実	58
3. 消防・救急救命体制の充実	62
4. 暮らしの安全対策の充実	64
第3章 活力ある快適なまちづくり	67
1. 快適な都市環境の保全・創造	68
2. 低炭素・循環型社会の構築	72
3. 都市基盤の充実	74
4. 魅力的な住環境の形成	76
5. 産業振興の充実	80
第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり	83
1. 共に生きる平和なまちづくり	84
2. 市民文化の創造	88
3. 健康と生きがいづくりの推進	90

第5章 施策推進に向けた取組み.....	93
1. 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり	94
2. 持続可能な行財政運営の推進	96
リーディングプロジェクト（南部地域活性化プロジェクト）.....	99

03 資料編

1 総合計画策定にかかる根拠条例	105
2 策定体制	106
3 策定経過	107
4 策定に係る取組み	112
5 総合計画審議会	115
6 総合計画等調査特別委員会	124
7 庁内組織	128

01

基本構想

1 策定にあたって

1. 総合計画策定の趣旨

総合計画は、豊中市自治基本条例（平成 19 年（2007 年）4 月施行）に基づき、市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すものです。

本市では、昭和 44 年（1969 年）から総合計画に基づくまちづくりを進めてきました。

平成 13 年度（2001 年度）からは、「第 3 次豊中市総合計画（目標年度：平成 32 年度（2020 年度）」のもと、市民・事業者・行政が協働・連携しながら、まちの将来像の実現に向けて取り組んできました。

この間、昭和 62 年（1987 年）から減少傾向にあった本市の人口は、大規模住宅の建替えなどにより、平成 17 年度（2005 年度）以降は増加傾向にありますが、少子高齢化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、ライフスタイルや個人の価値観の多様化をはじめ、子育て・子育て環境の充実や安全・安心な暮らしの保全、都市の活力向上などの課題も顕在化してきています。さらに、周辺地域では、鉄道や高速道路などの整備などが進み、人の流れも大きく変化しようとしています。

こうした本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくために、第 3 次豊中市総合計画の目標年度を前倒して「第 4 次豊中市総合計画」を策定するものです。

2. 総合計画の構成と期間

(1) 構成

基本構想

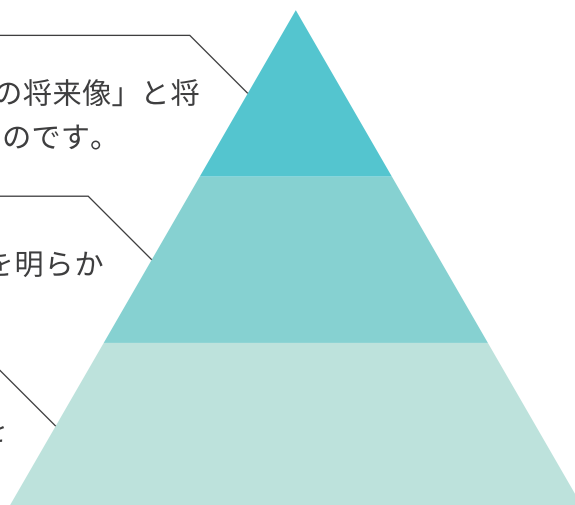
これまでのあゆみや現況課題を整理し、「まちの将来像」と将来像を実現するための「施策の大綱」を示すものです。

基本計画

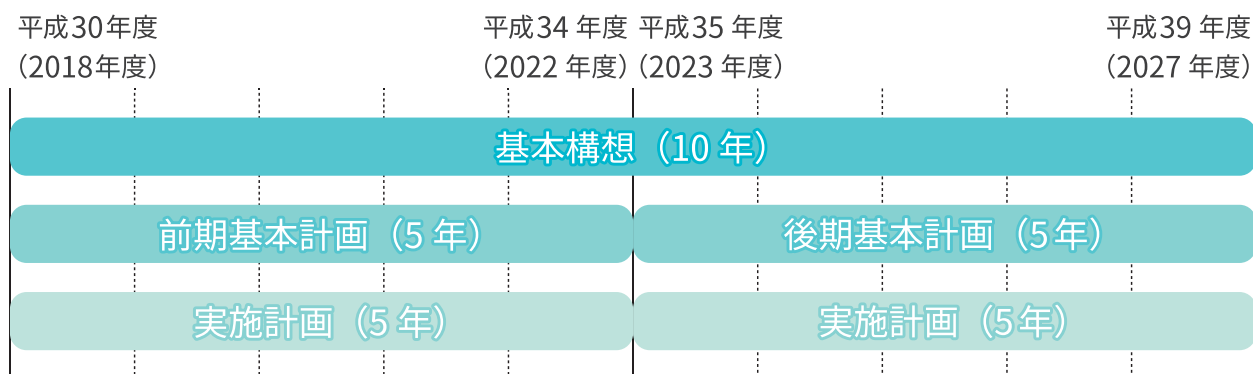
まちの将来像の実現に向けて、体系別の施策を明らかにするものです。

実施計画

基本計画で示した施策を実現するための事業を明らかにするものです。



(2) 計画期間



基本構想

10年 | 平成30年度(2018年度)～平成39年度(2027年度)

基本計画

前期5年 | 平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度)
後期5年 | 平成35年度(2023年度)～平成39年度(2027年度)

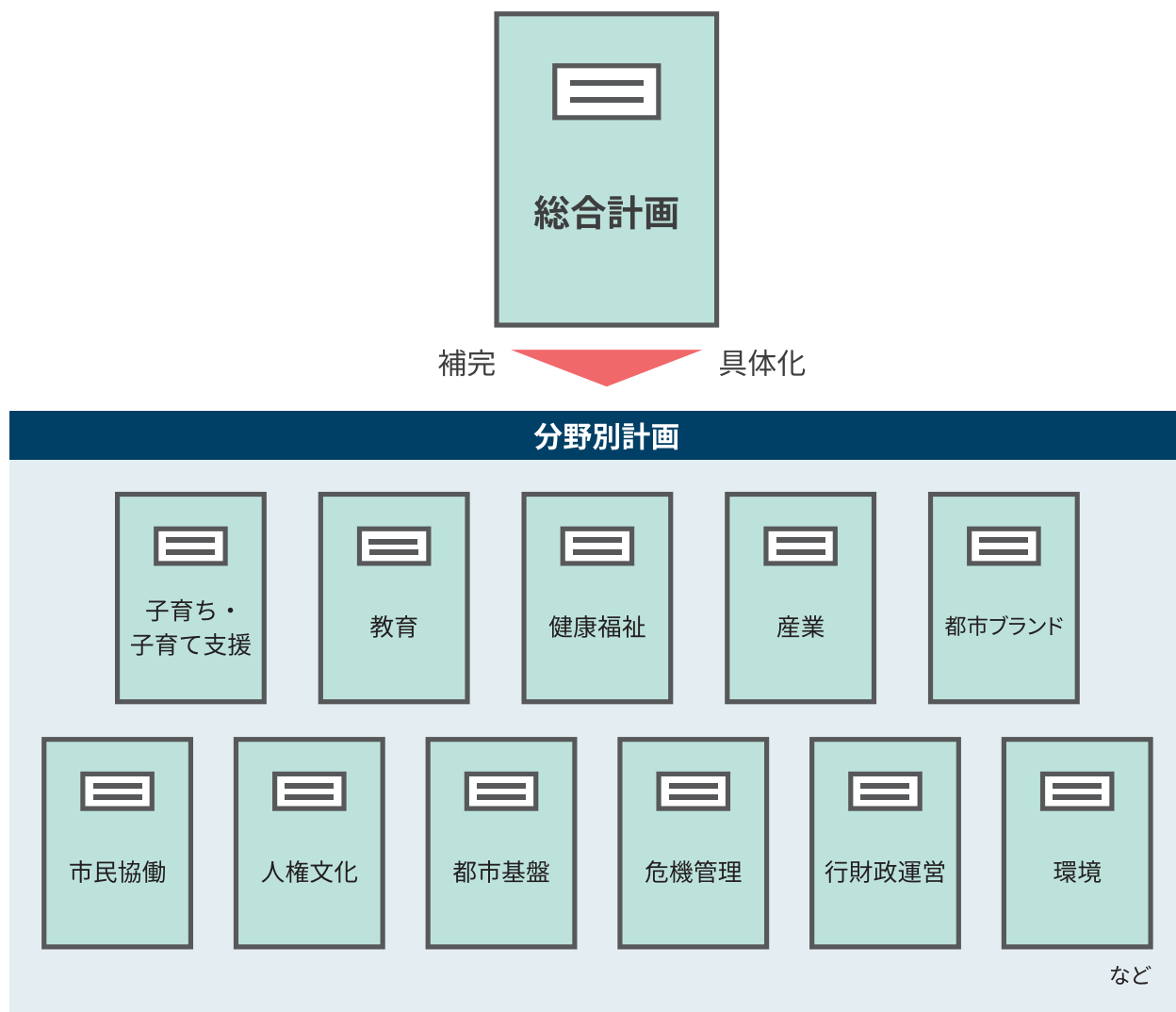
実施計画

前期5年 | 平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度)
後期5年 | 平成35年度(2023年度)～平成39年度(2027年度)

3. 分野別計画との関係

行政の各分野では、社会環境の変化や、多様化するさまざまな市民ニーズに対応していくための分野別計画を策定しています。

分野別計画は、法令上の位置づけや計画の対象地域・期間・性格も異なりますが、それぞれの行政分野がめざすべき方向性や事業の体系を示し、総合計画に適合した内容とすることによって、総合計画を補完し具体化していく計画として位置づけます。



2 豊中市のあゆみと社会環境の変化

1. 豊中市のあゆみ

(1) 市制施行と市街化の進行

明治43年（1910年）に開設された箕面有馬電気軌道（現阪急宝塚線）沿線に、電鉄資本などによる郊外住宅地の開発が進められたことなどにより、本市は、大阪都市圏内の近郊都市のなかでも早くから住宅市街地の形成が進み、戦前には優良な郊外住宅地となりました。

昭和11年（1936年）10月、豊中町、麻田村、桜井谷村、熊野田村が合併し、豊中市となりました。その後、2度の合併を経て、昭和30年（1955年）に豊能郡庄内町を編入し、現市域になりました。大阪市に近い地の利と起伏に富んだ丘陵地帯は、早くから絶好の住宅地として選ばれ、文教都市の名声が高まるにつれ、人口は急激に増えました。

人口急増にあわせて、住宅の建設や学校・道路・上下水道などの都市施設の整備が行われました。さらに、「千里ニュータウン」の開発、千里丘陵での「日本万国博覧会」の開催による北大阪急行電鉄の整備、名神高速道路・阪神高速道路・新御堂筋・府道大阪中央環状線などの開通に伴い急速に市街化が進行しました。

(2) 総合計画と都市宣言

① 総合計画

■豊中市総合計画（昭和44年（1969年））

当時、本市は、大阪市の外縁都市として飛躍的な発展を遂げていましたが、都市行政の複雑多様化と都市のスプロール化*に対処するため、長期的な視野に立った総合計画の策定が必要となっていました。そこで、「豊能3市総合計画」（昭和43年（1968年）9月策定）を基本構想とした市独自のまちづくり計画となる「豊中市総合計画」を昭和44年（1969年）に策定しました。本計画は、社会経済の発展に伴い、均衡のとれた都市としての発展を保ちつつ、豊能地方での本市の都市的役割を明らかにして、住民の福祉向上と住みよい地域社会の建設、積極的な生活環境の整備、次代の担い手である青少年の教育と健全な育成、文化の振興、健康の増進など、市民生活の向上を目的としたものでありました。

■豊中市総合計画（昭和54年（1979年））

日本経済が安定成長期に移行し、市の人口の増加や市街地の拡大が沈静化するなど、まちづくりの諸条件が大きく変化したことから、時代背景をとらえた新たな都市発展の方向性を示す計画として、新たに「豊中市総合計画」を昭和54年（1979年）に策定しました。

この計画は、本市が充実期にさしかかった段階における計画ともいえるべきもので、「みんなでとりくむ緑の郷土^{ふるさと}づくり」をスローガンとし、豊中市民のふるさととなるまちをつくっていくことを目標に、これまでの急速な市街化に伴う諸問題の解決と都市基盤の充実、緑化の推進、社会福祉や教育の充実などを中心とした施策を展開しました。

■新豊中市総合計画（昭和61年（1986年））

急速な高齢化の進行や女性の社会参加の促進などをはじめ、都市構造や土地利用の変化、市民のまちづくりへの関心の高まり、市民ニーズの多様化など、さまざまな面で変化がみられるようになりました。こうした変化に対応するため、「緑豊かな生活文化創造都市、豊中一うるおいのある快適な都市づくりを目指して―」を将来像に掲げた「新豊中市総合計画」を昭和61年（1986年）に策定しました。都市機能の整備水準を一層高めていくとともに、市民の心の豊かさを満たすことを目的に、「平和で平等な社会づくり」をはじめとする7つの施策を展開しました。

その間、社会経済環境は、バブル経済*の崩壊や阪神・淡路大震災の発生などにより大きく変化し、ゆとりやうるおい、心の豊かさに対する人々の志向、新たなコミュニティ意識やまちづくりへの参加意識などが高まってきました。また、地方分権の流れのなかで地域の果たす役割も変化してきました。

用語解説

スプロール化 | 市街地が無秩序に拡大してゆく現象のこと。計画的な街路が形成されず、虫食いの的に宅地開発が進んで行く様子をさす。

バブル経済 | おおむね不動産や株式をはじめとした時価資産価格が、投機によって経済成長以上のペースで高騰して実体経済から大幅にかけ離れ、しかしそれ以上は投機によっても支えきれなくなるまでの経済状態のこと。

■第3次豊中市総合計画（平成13年（2001年））

少子高齢化の進行や環境問題への新たな展開、情報化・国際化・グローバル化*の進展など、本市を取り巻く社会環境が多様化するなか、新豊中市総合計画が目標年次を迎えるにあたり、「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」を基本理念とした「第3次豊中市総合計画」を平成13年度（2001年度）に策定しました。一人ひとりの人権を尊重するという考え方を根幹とし、市民・事業者・行政がよりよいパートナーシップ*を形成した協働でのまちづくりの推進を基本姿勢として、「人と文化を育む創造性あふれるまち」「安心してすこやかな生活のできるまち」「活力あふれる個性的・自律的なまち」「環境と調和し共生するまち」を将来像に掲げ、各施策を推進してきました。

この間、本市は、平成13年（2001年）に特例市に移行し、平成24年（2012年）には、市民サービスのさらなる向上や地域の保健衛生の推進など、地域の実情に応じた独自のまちづくりを行うために、中核市に移行しました。

② 都市宣言

■安全都市宣言（昭和36年（1961年）10月15日）

産業経済の高度な成長に伴い生活文化の向上は飛躍的である。わが豊中市は市制施行以来25周年、大都市大阪に隣接する住宅、文化教育都市としての特異性もいよいよ顕著となり、市勢も驚異的な発展を遂げつつある。反面、これに伴う産業災害・交通事故・火災などの発生は真に寒心にたえないところである。

われわれの日常生活におけるこのような災害防止の措置は、それぞれの分野において積極的に講ぜられているところであるが、なおあらゆる災害をより効果的に、より強力で防止するため、豊中市各層打って一丸とする全市民運動を強力で展開し安全意識の高揚を図り「国民安全の日」制定の主旨に基づき、産業、労働、交通、消防、教育、文化、福祉、保健、衛生、婦人団体各組織の有機的連携をはかり、市民生活のあらゆる面において安全を確保し、より健康で明るい住みよい文化都市建設を目指して、ここに豊中市を「安全都市」とする。

■平和都市宣言（昭和40年（1965年）2月5日）

わが豊中市は世界の恒久平和と永遠の繁栄を保障する世界連邦建設の趣旨に賛同し、ここに平和都市たることを宣言する。

用語解説

グローバル化 | 高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、国際間の相互依存関係が高まり、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況のこと。

パートナーシップ | まちづくりなどの事業において、市民・事業者・行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係。

■非核平和都市宣言（昭和 58 年（1983 年）10 月 15 日）

真の恒久平和と安全の願いは人類共通のものである。

しかしながら、核軍備競争は依然として続き、今や人類は自らを破滅させる危機に直面している。

わが国は世界で唯一の被爆国として平和を望む全世界の人々とともに人類の安全と生存のため核兵器廃絶に向けて積極的な役割を果たさなければならない。

豊中市は日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に、非核三原則の厳守を求め、核兵器廃絶を訴え、平和と安全のために貢献する決意とともに、市内での核兵器の生産、貯蔵、配備はもちろん、その通過を許さないことを表明し、ここに非核平和都市となることを宣言する。

■人権擁護都市宣言（昭和 59 年（1984 年）3 月 28 日）

私たちは、豊中市民として日本国憲法のもとにすべての人が人間として尊ばれ、基本的人権が侵されることのない明るい住みよい社会が一日も早く実現することを願っています。

しかし、今なお存在するさまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護される心豊かな豊中市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げるため、ここに豊中市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

■青少年健全育成都市宣言（昭和 60 年（1985 年）10 月 9 日）

青少年がすこやかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

そのためにすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して、「青少年健全育成都市」を宣言します。

■自治体環境宣言（平成 5 年（1993 年）10 月 4 日）

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球に住む物に調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模に拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証しとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていく。

健全な自然環境が人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代をはじめ後世に禍根を残さない、リサイクル社会の形成をめざす。

我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしいまちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言する。

(3) 豊中市の特性

これまでのあゆみのなかで培われてきた本市の特性は次のとおりです。

- 教育・文化に対する市民の高い関心
- 良好な住環境
- 優れた交通利便性
- 活発・多様な市民活動

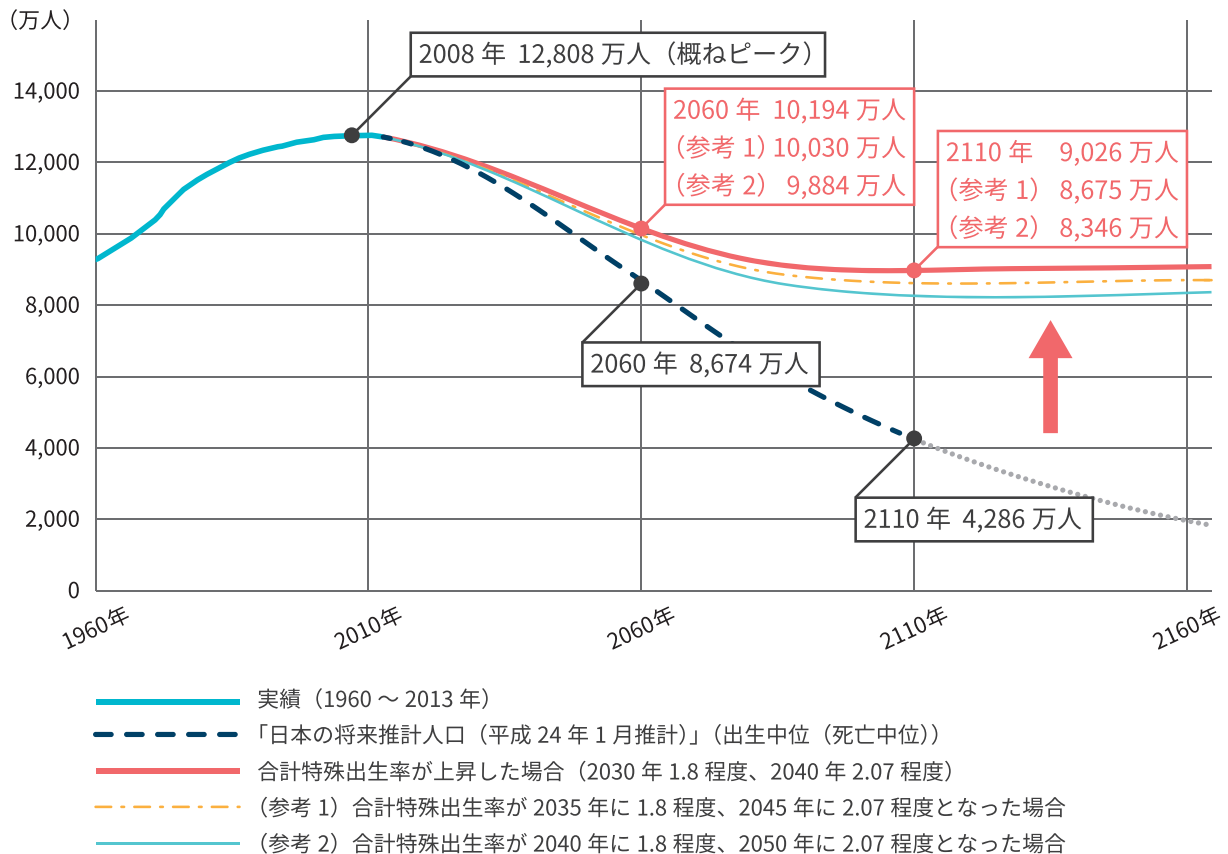


2. 社会環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

人口減少時代を迎え、国は、平成 26 年（2014 年）に「人口減少の歯止め」「東京圏への人口の過度な集中の是正」を目的に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。同法に基づく長期ビジョンでは、現状のまま推移すると、日本の総人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに平成 60 年（2048 年）には 1 億人を割って 9,913 万人になり、65 歳以上の高齢者の割合については、現在の 4 人に 1 人から平成 47 年（2035 年）には 3 人に 1 人になると予想しています。そこで国では、「将来にわたって『活力ある日本社会』を維持する」ことをめざすべき将来の方向とし、少子高齢化に歯止めをかけるため、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現による出生率の向上や、国民一人ひとりが、家庭で、職場で、地域で、活躍できる場所づくりなど、将来の夢や希望に向けて取り組む社会の実現をめざすことで、平成 72 年（2060 年）に 1 億人程度の人口を確保することとしています。

■ 日本の総人口



(注 1) 実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年 10 月 1 日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2110～2160 年の点線は 2110 年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

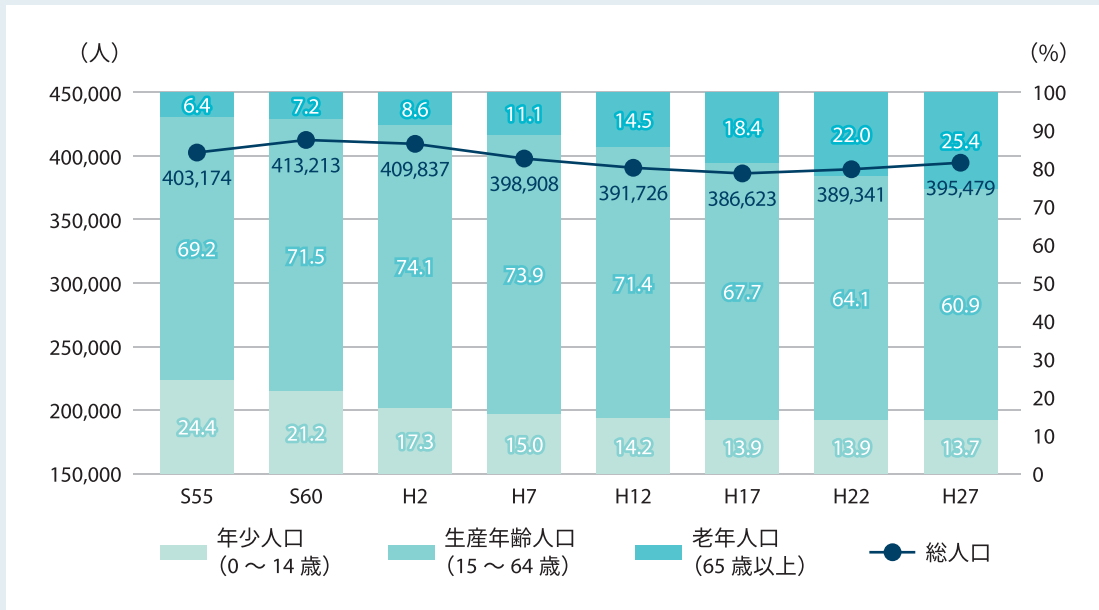
(注 2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度（2020 年には 1.6 程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

参考：国の長期ビジョン

豊中市の現況

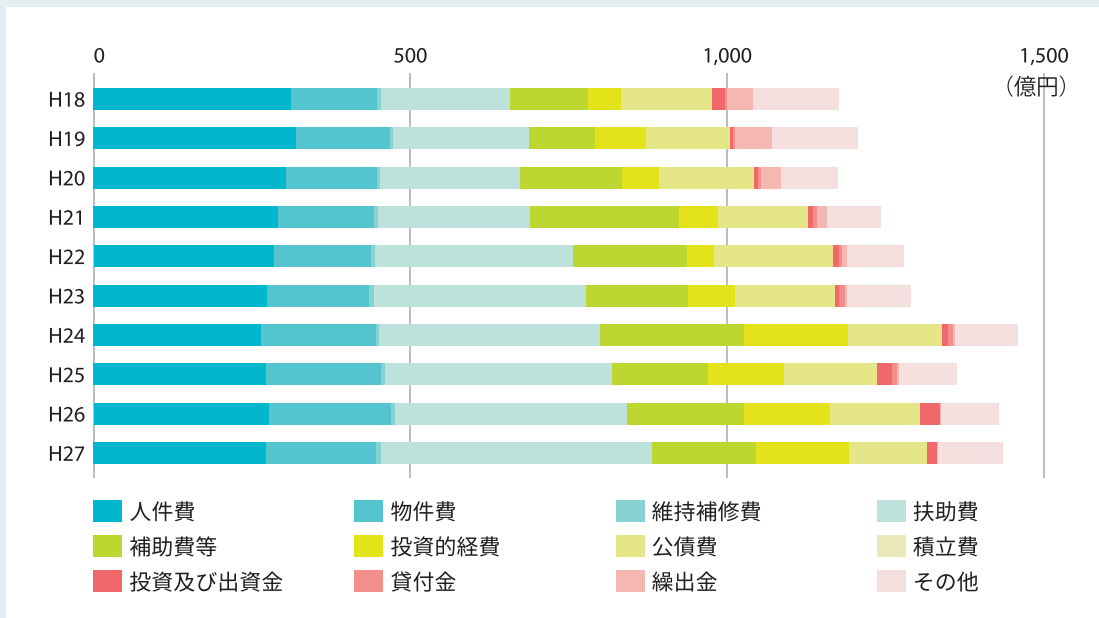
- 人口は、昭和62年（1987年）をピークに減少傾向にありましたが、平成17年（2005年）を起点に増加傾向へと転じており、平成27年（2015年）で395,479人となっています。
- 老年人口（65歳以上）は増加、生産年齢人口（15～64歳）および年少人口（0～14歳）は減少しており、少子高齢化が進行しています。
- 歳出では、高齢化や子育て・子育て支援の充実等に伴い、扶助費*などの社会保障関係経費が増大しています。

■ 人口の推移



参考：各年国勢調査

■ 一般会計・歳出決算内訳の推移



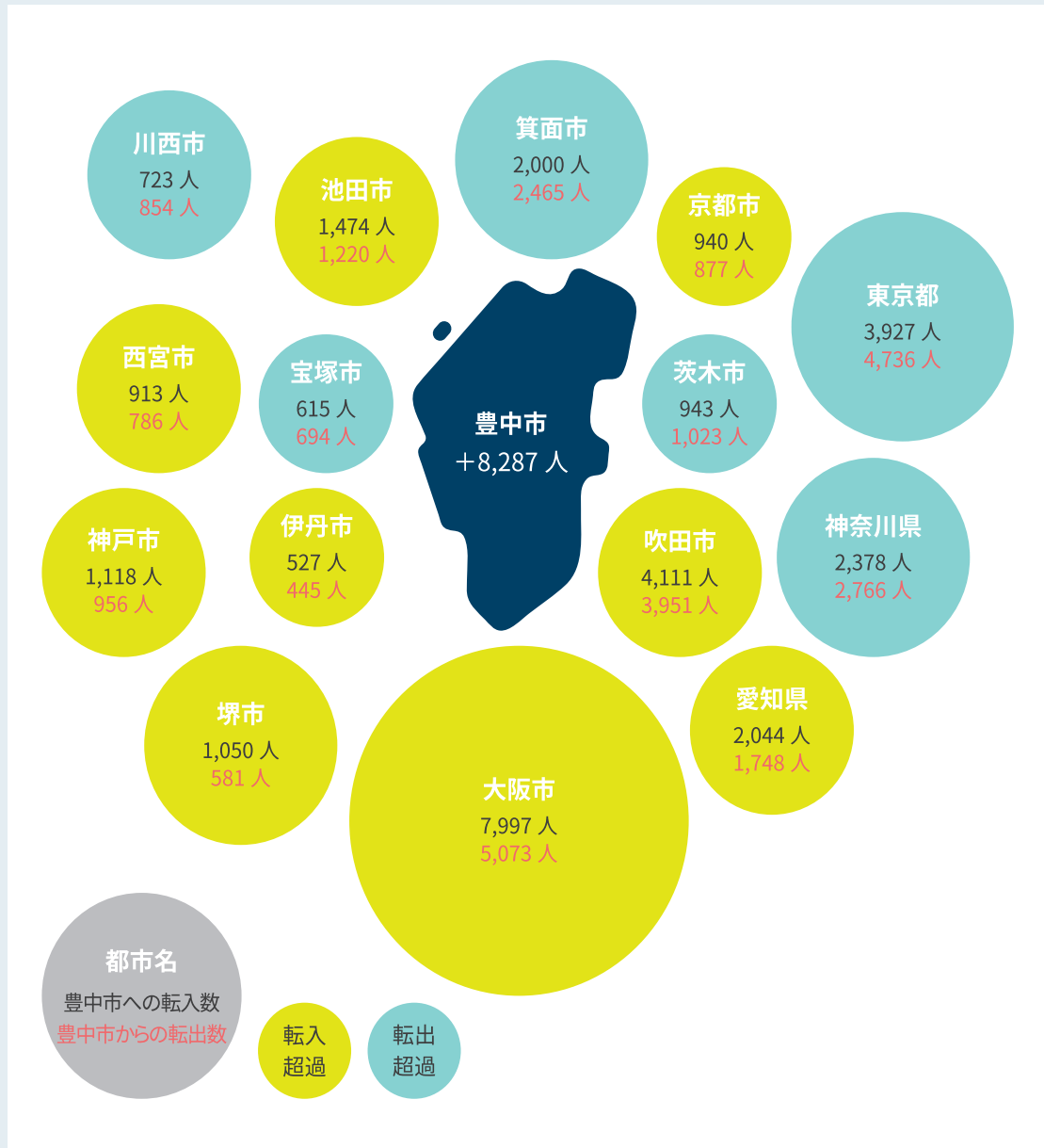
参考：担当課調査

用語解説

扶助費 | 社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。

○ 転入・転出の状況は、全体的に転入超過ですが、東京都、神奈川県など関東圏へは転出超過となっています。

■ 転入・転出の状況（平成 22 年（2010 年）～平成 27 年（2015 年））



参考：平成 27 年国勢調査

(2) 社会経済構造の変化

関西圏の経済は、高齢者の人口増加を背景とした健康・福祉関連サービス業や、ICT*技術の進展に伴うクリエイティブ産業、先端ものづくり産業などの成長がみられ、長年の不況から景気は緩やかに回復傾向にあります。しかし、中国やその他アジア地域の新興国の景気減速など、まだまだ先行きは不透明な状況となっています。

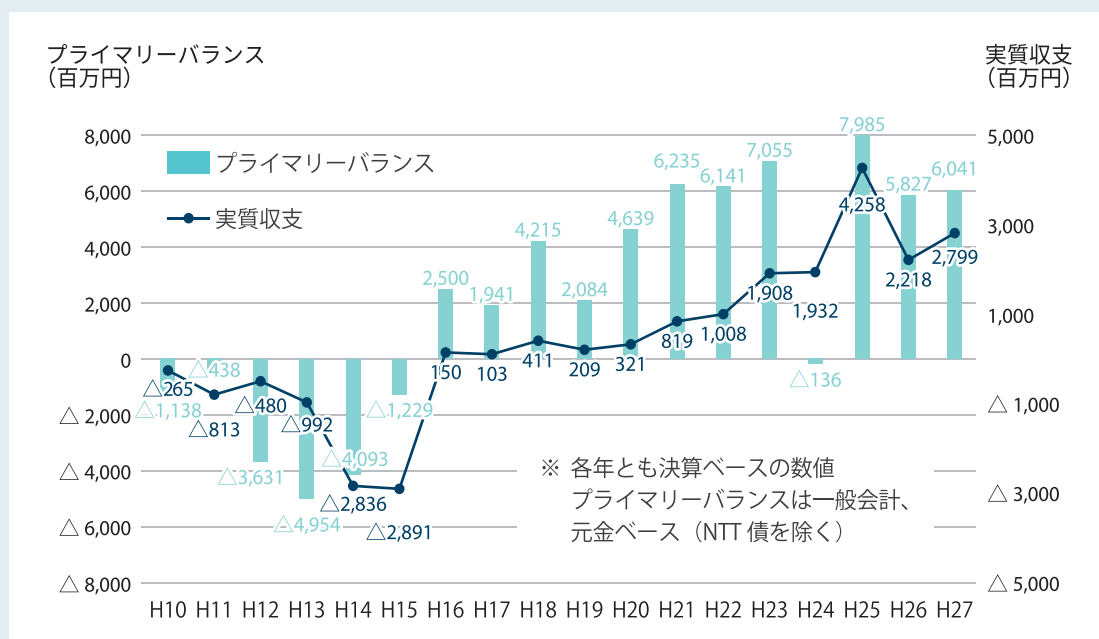
また、グローバル化*の進展などを背景に、大企業と中小企業・小規模事業者間の相互依存関係が希薄化してきており、中小企業・小規模事業者においては、社会経済構造の変化への対応や新たな需要の獲得が求められるようになってきています。

雇用情勢においては、若年者の非正規雇用への対策とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境整備や高齢者等の雇用促進など、全世代を通しての安定した雇用環境の確保が課題となっています。

豊中市の現況

- 平成10年度（1998年度）に「行財政改革大綱」を策定し、行財政改革について本格的に取り組みを始めました。平成11年（1999年）には財政非常事態を宣言せざるを得ない状況に至りましたが、継続した行財政改革の取組みを進めてきた結果、平成25年（2013年）3月に非常事態を脱するなど、着実に成果をあげてきました。

■ プライマリーバランス*・実質収支の推移



参考：担当課調査

用語解説

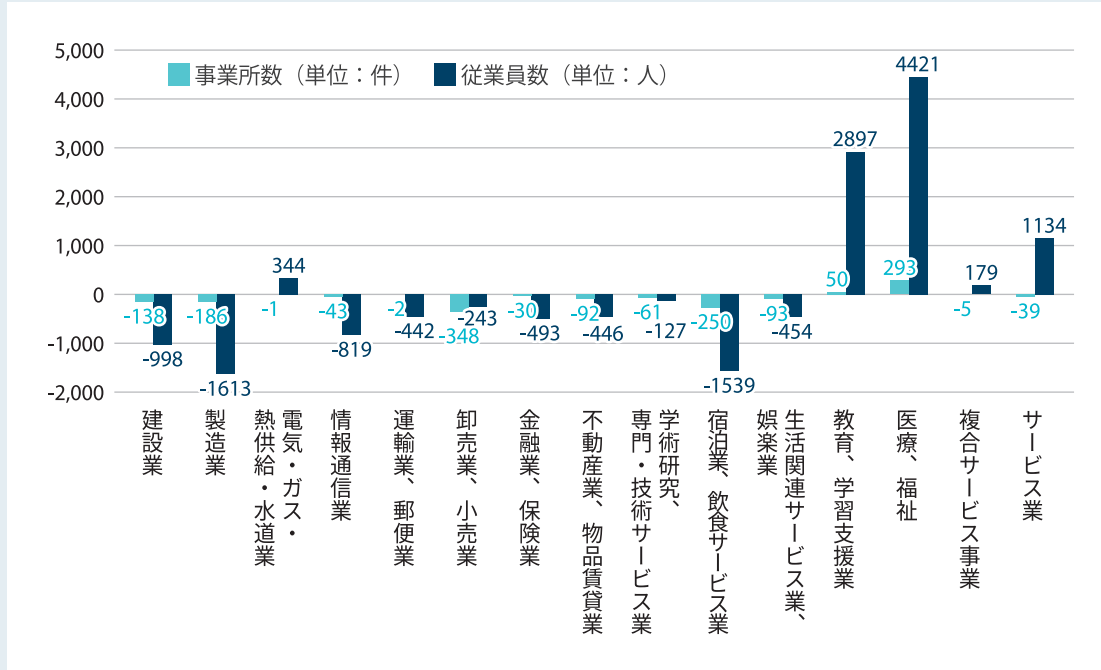
ICT | 情報通信技術のこと。知識やデータといった情報（Information）を適切に他者に伝達（Communication）するための技術（Technology）。これまではIT（Information Technology）が同義で使われていたが、ITにC（Communication）が加えられることによって、ICT（IT）が本来もつ役割が強調された表現となっている。

グローバル化 | 高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、国際間の相互依存関係が高まり、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況のこと。

プライマリーバランス | 財政収支において、借入金を除く税収などの歳入と過去の借入に対する元利払いを除いた歳出の差のこと。そのバランスが均衡していれば、借金に頼らない行政サービスをしているということを表すが、赤字なら後々に借金が増えていることを示す。

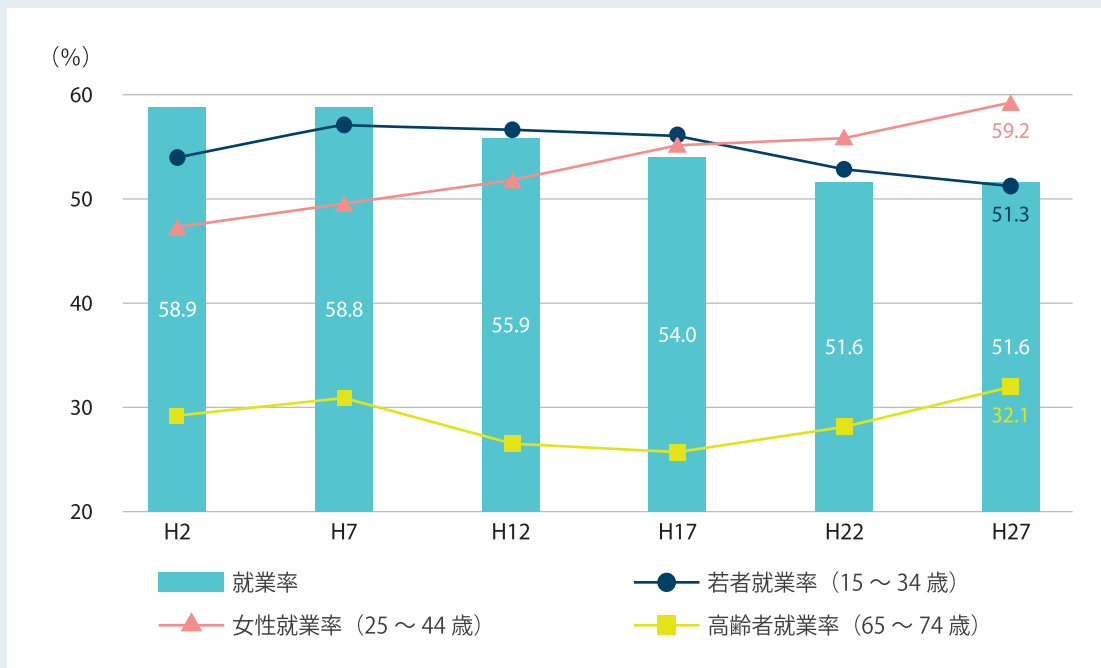
- 北大阪急行電鉄の箕面市方面への延伸、新名神高速道路の建設、大阪モノレールの東大阪市方面への延伸、なにわ筋線等の整備など、本市および周辺都市における交通インフラの整備計画が進められています。
- 事業所数・従業者数ともに減少傾向ですが、教育・学校支援、医療・福祉分野においては増加しています。
- 就業率全体は減少傾向にある一方、女性や高齢者の就業率は増加傾向にあります。

■ 事業所数・従業者数の増減（平成 26 年 - 平成 21 年）



参考：平成 21 年経済センサス基礎調査、平成 26 年経済センサス

■ 就業率の推移



参考：平成 27 年国勢調査

(3) 住宅・公共施設の老朽化

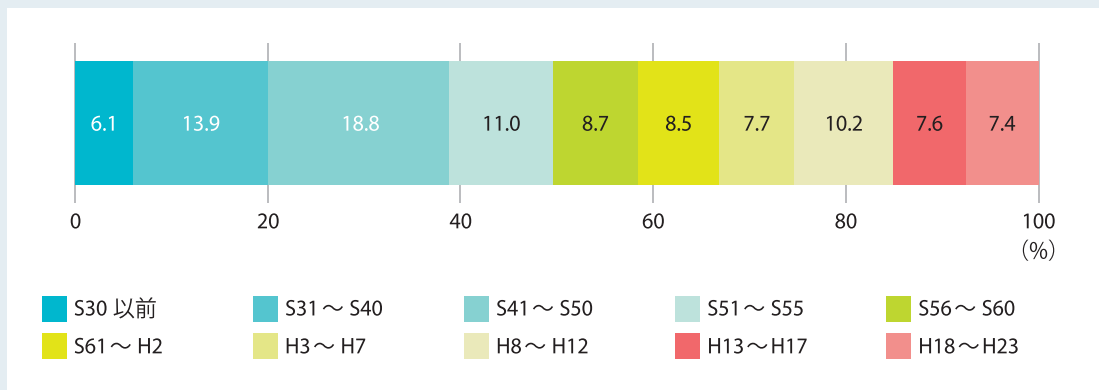
高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅および商業施設、また道路・上下水道などの公共施設が、今後一斉に更新の時期を迎えます。

これに伴い、民間建築物と市有施設ともに老朽化施設の対策経費の増大や重大な事故などのリスクも高まることが予想されます。人口減少・少子高齢化を迎えるなか、今後どのように施設を維持管理していくかが大きな課題となっています。

豊中市の現況

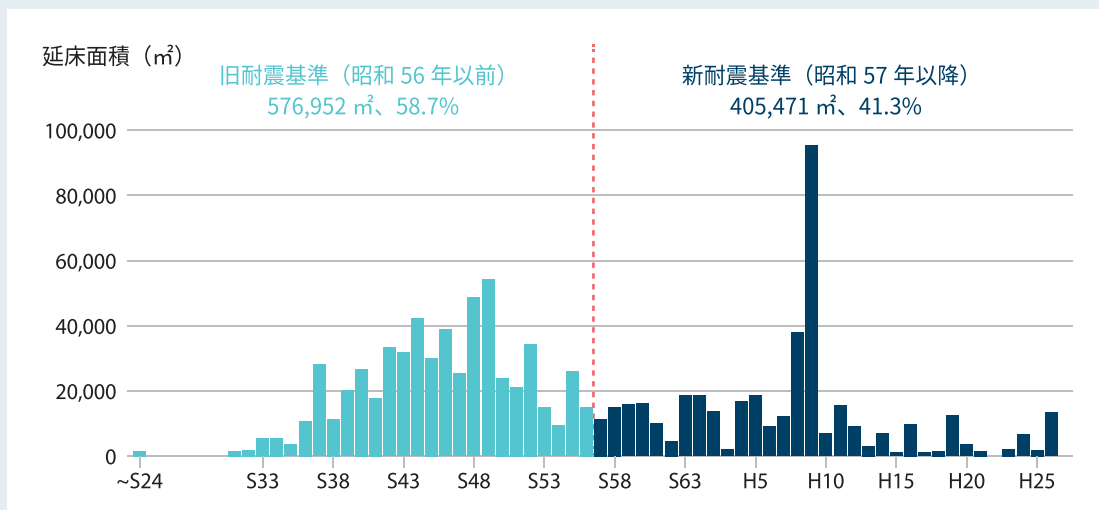
- 建物の建築時期別の割合をみると、新耐震基準（昭和56年（1981年））の導入以前に建てられた建物が全体の約50%を占めています。
- 昭和35年（1960年）頃から昭和55年（1980年）頃にかけて公共施設が集中して建設されています。
- 世帯数の伸び以上に住宅数が増加していることなどに伴い空き家は増加傾向にあります。

■ 建物建築時期別割合



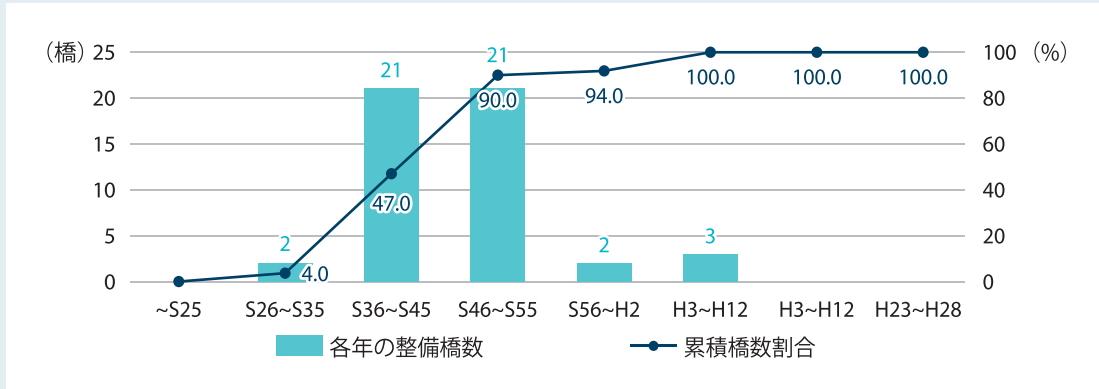
参考：平成24年建築年齢別床面積調査

■ 市有施設の建設年度別延床面積



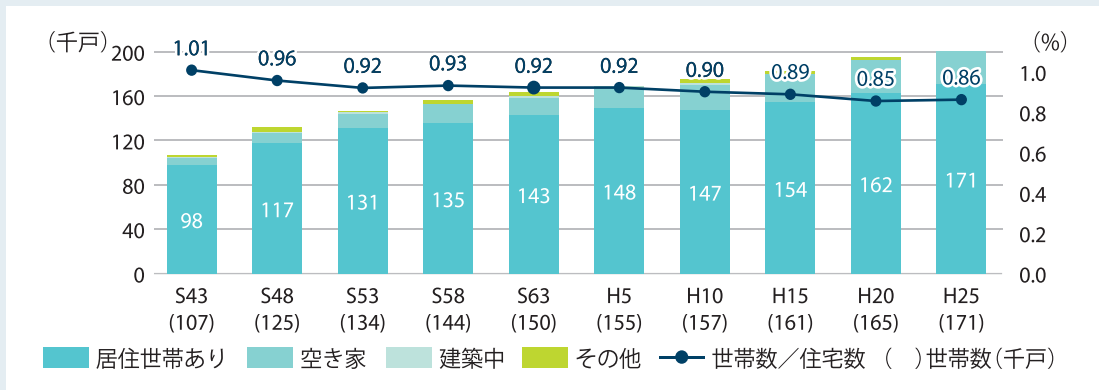
参考：豊中市公共施設等総合管理計画

■ 道路橋整備数の推移（橋長 15m 以上の 49 橋が対象）



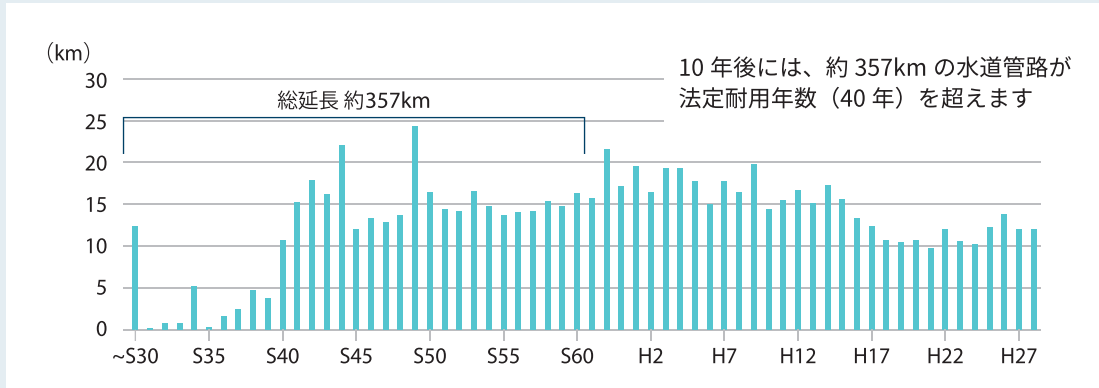
参考：担当課調査

■ 住宅数の推移



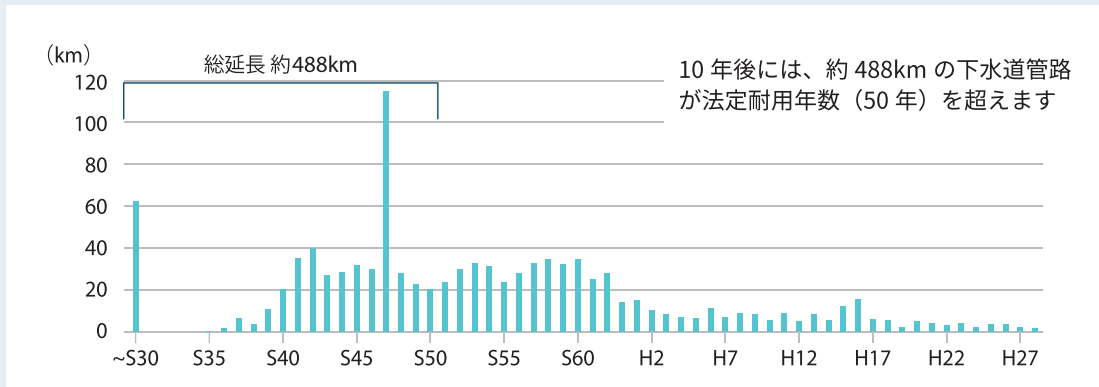
参考：平成 27 年度豊中市住宅ストック基礎調査

■ 敷設年度別水道管路延長



参考：担当課調査

■ 敷設年度別下水道管路延長



参考：担当課調査

(4) 地球環境問題への対応

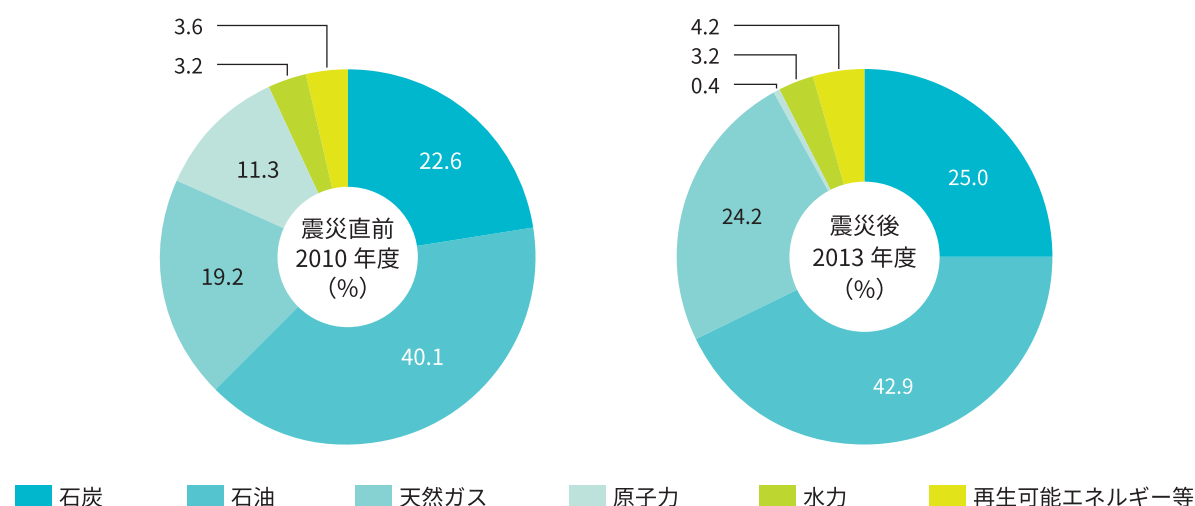
国は、平成26年(2014年)4月に「第4次エネルギー基本計画」を策定し、東日本大震災(平成23年(2011年))の発生および東京電力福島第一原子力発電所の事故をふまえた新たなエネルギー政策の方向性を示しました。

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)においては、平成32年(2020年)以降の地球温暖化*対策の世界的枠組み*が採択されたことをうけ、地球温暖化や生態系の破壊など地球環境問題への対応として、国は、温室効果ガス*の新たな削減目標(平成25年度(2013年度)比で平成42年度(2030年度)に26%減)を掲げています。また、都市の「みどり」に求められる機能の多様化や自然と共生する世界の実現をめざした生物多様性条約に基づく世界目標*が示されました。

環境汚染については、微小粒子状物質(PM2.5)の健康への影響が懸念されています。

このようななか、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会からごみ減量や再資源化等を通じた循環型社会への転換、再生可能エネルギー*の活用による低炭素社会*の実現など、自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

■ 一次エネルギー*供給構造の推移(東日本大震災前後)



参考：総合エネルギー統計(資源エネルギー庁)

用語解説

地球温暖化 | 産業化社会における石油・石炭の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。

世界的枠組み | 国際条約として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などを定めたパリ協定のこと。

温室効果ガス | 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。平成17年(2005年)2月16日に発効された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められた。

生物多様性条約に基づく世界目標 | 生物多様性条約第10回締約国会議(CBD・COP10)で、平成32年(2020年)までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとることが合意され、そのために各国に求められる行動が20にまとめられた。

再生可能エネルギー | 「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスが規定されており、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。

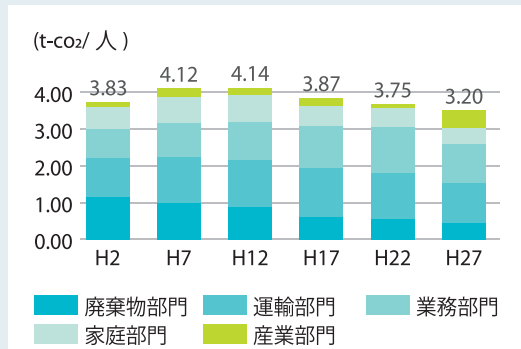
低炭素社会 | 環境・エネルギー技術を活かした製品等の生産および普及、革新的な技術の研究開発の促進、産業構造・社会システムおよび生活様式の変革などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が一定の水準で安定化するとともに、安定化するまでの間になお避けることができない地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、温室効果ガスの排出の量の削減、温室効果ガスの吸収作用の保全および強化並びに地球温暖化に対する適応が行われ、もって創造的で活力ある持続的な発展が可能となる社会のこと。

一次エネルギー | エネルギーのうち、変換加工する以前の、自然界に存在する石炭・石油・天然ガスなどのこと。

豊中市の現況

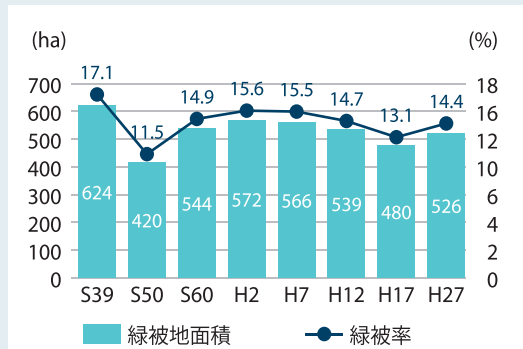
- 市民一人あたりの温室効果ガス排出量は、平成12年(2000年)から減少傾向にあります。
- 緑被率(樹林・樹木が市域に占める割合)は、昭和39年度(1964年度)以降、千里ニュータウン開発などにより大幅な減少が見られました。その後、植樹などにより一旦増加傾向となったものの、開発などにより再度減少傾向に転じています。

■ 市民一人あたりの温室効果ガス排出量



参考：担当課調査

■ 緑被率の推移



参考：担当課調査

(5) 防災・防犯意識の高まり

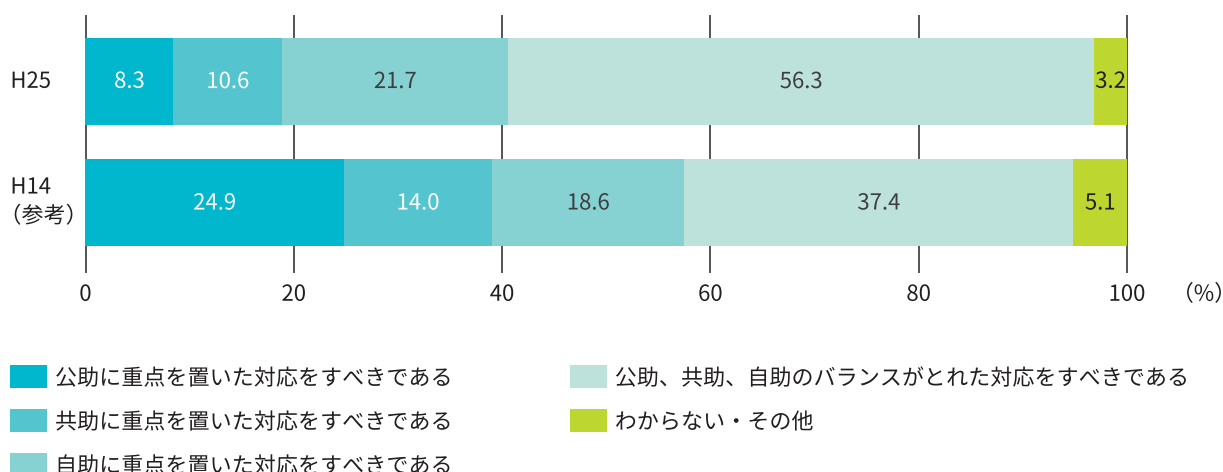
各地で地震や水害などの自然災害が頻発する現在、今後は、南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模地震の発生も懸念されています。国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年(2013年)制定)に基づく「国土強靱化基本計画」を平成26年(2014年)に策定し、対策を進めています。

内閣府が実施した「防災に関する世論調査(平成26年(2014年))」では、災害発生時に取るべき対応として、自助・共助・公助のバランスの取れた対応を求める世論の割合が高くなっています。

また、グローバル化*の進展による新型インフルエンザをはじめ、エボラ出血熱等の新たな感染症の流行やテロ、サイバー攻撃*への対応など、国際的な危機管理体制の整備が求められています。

犯罪については、交通事故・振り込め詐欺・ストーカー・連れ去りなど、子ども・高齢者・女性などが巻き込まれる事案が後を絶たず、関係機関や地域、行政の連携した取組みが重要となっています。

■ 自助・共助・公助の対策に関する意識



参考：防災に関する世論調査(平成26年(2014年)、内閣府)、平成26年(2014年)防災白書

用語解説

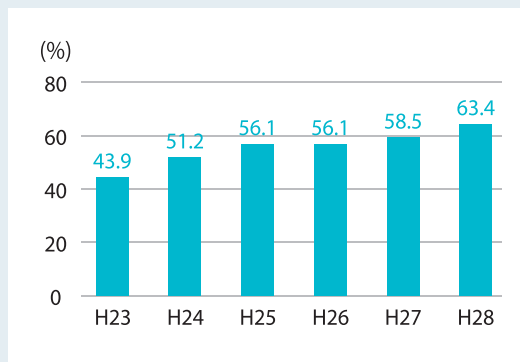
グローバル化 | 高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、国際間の相互依存関係が高まり、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況のこと。

サイバー攻撃 | コンピューターシステムやネットワークを対象に、破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。

豊中市の現況

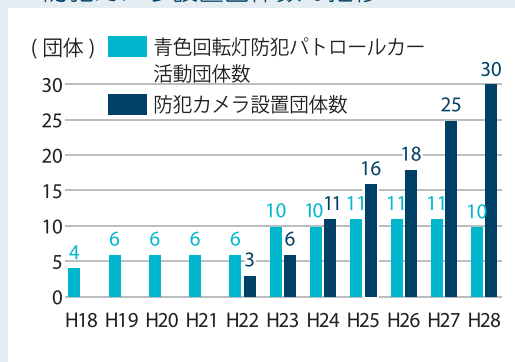
- 市民の防災に対する意識の高まりなどにより、校区単位自主防災組織の組織率は、おおむね向上しています。
- 防犯カメラを設置した団体数は増加していますが、青色回転灯防犯パトロールカー活動*を行っている団体数は横ばい傾向です。
- 各小学校区の通学路などを中心に「暮らし安心・安全見守りカメラ（防犯カメラ）」を設置しています。

■ 校区単位自主防災組織の組織率



参考：担当課調査

■ 青色回転灯防犯パトロールカー活動団体数、防犯カメラ設置団体数の推移



参考：担当課調査

用語解説

青色回転灯防犯パトロールカー活動 | 青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール活動のこと。

(6) コミュニティの変容

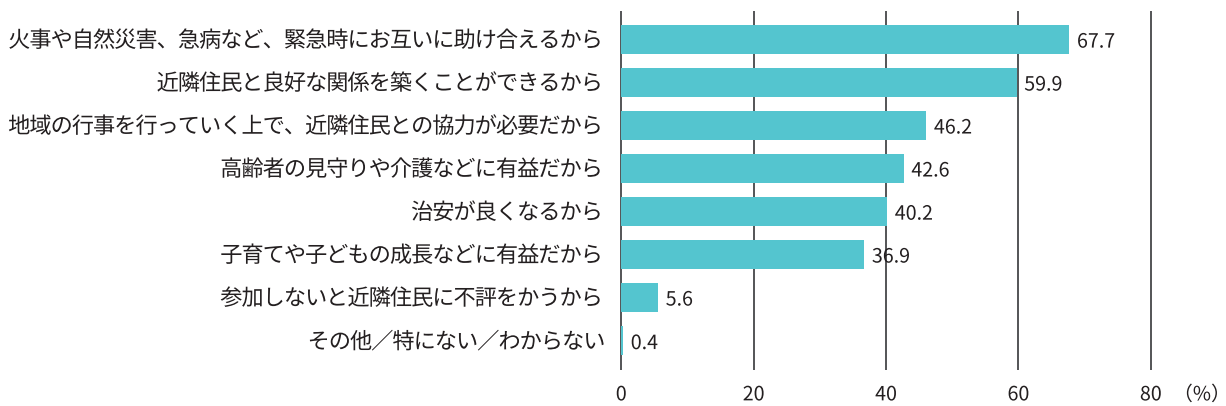
核家族や単独世帯の増加をはじめ、働き方やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭内や地域社会で担ってきた子育て、介護の形態も多様化しています。

また、地域への愛着や帰属意識の低下、従来のコミュニティ活動を志向しない世帯の増加など、地域コミュニティを支える担い手不足が懸念されています。

一方で、すべての人や世代がその背景を問わずに、共にいきいきと生活を送ることができる地域社会の実現が求められており、地域コミュニティの重要性が再認識されています。

特定の目的をもって社会貢献活動に取り組む特定非営利活動法人（NPO 法人）については、平成10年（1998年）に特定非営利活動促進法が施行されて以降増加しており、住民によるスポーツ・趣味などの自発的なコミュニティ活動、民間主体の社会貢献活動なども活発化しています。

■ 地域との交流・つながりをもちたいと思う理由

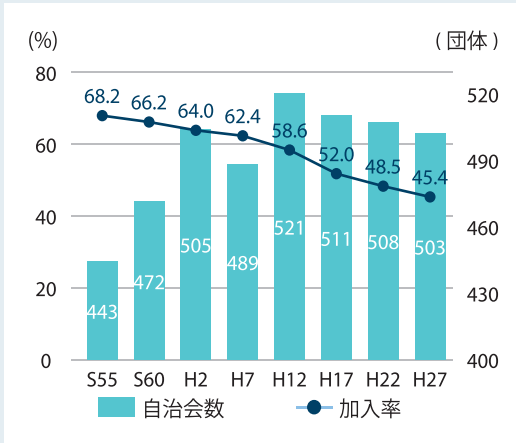


参考：住生活に関する世論調査（平成27年（2015年）、内閣府）

豊中市の現況

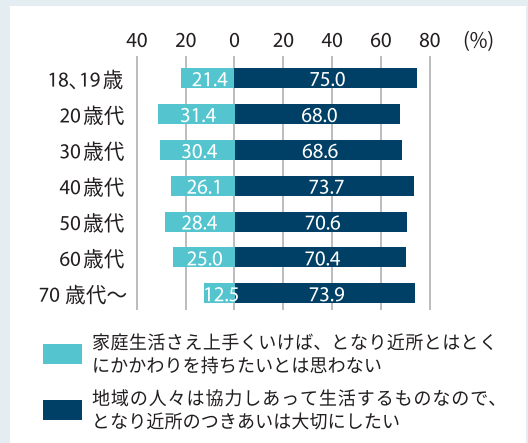
- 自治会の加入率および自治会数は減少傾向にあります。
- 20 歳代、30 歳代の若い世代は、他の世代に比べると、ご近所との関わりや地域コミュニティをあまり意識しない人が多い傾向にあります。

■ 自治会加入率・自治会数の推移



参考：担当課調査

■ とおり近所とのつきあいに関する意識



参考：市民意識調査報告書

(7) 地方分権の進展と広域連携

「地方分権一括法」(平成12年(2000年)施行)などに基づく地方分権の進展により、行財政運営の自由度は高まり、基礎自治体*は、自立性を確保しながら、これまで以上に地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断と責任において展開することが求められています。

また、高齢化や公共施設の老朽化対策などにより行政コストの増大が想定される一方で、行政サービスを安定的・持続的・効率的に提供するためには、これまでのような基礎自治体が単独で行政区域におけるすべての市民サービスを提供するのではなく、自治体間の連携協力をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めながら、各市町村の有する限られた資源を有効に活用する行政運営が必要となっています。

豊中市の現況

- 平成13年(2001年) ・ 特例市へ移行
- 平成18年(2006年) ・ 地方自治法改正(中核市の面積要件の廃止)
- 平成23年(2011年) ・ 第1次一括法の公布による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
 - ・ 大阪広域水道企業団設置
- 平成24年(2012年) ・ 中核市へ移行(保健所の設置など)
 - ・ 豊能地区(3市2町)における教職員人事権の移譲
 - ・ 豊能地区(3市2町)での図書館の広域利用の試行実施(平成27年(2015年)本格実施)
- 平成25年(2013年) ・ パスポートセンター設置(大阪府から旅券発給事務のうち、一部の事務処理について権限移譲)
- 平成26年(2014年) ・ 地方分権の提案募集方式*開始
 - ・ 地方自治法改正(中核市制度と特例市制度の統合、新たな広域連携など)
- 平成27年(2015年) ・ 池田市と消防指令業務の共同運用開始
 - ・ 能勢町消防事務の受託
- 平成29年(2017年) ・ 北摂地区(7市3町)による図書館の広域利用開始

用語解説

基礎自治体 | 国家の行政区画のなかで最小の単位で、主に首長や地方議会などの自治制度がある団体のこと。

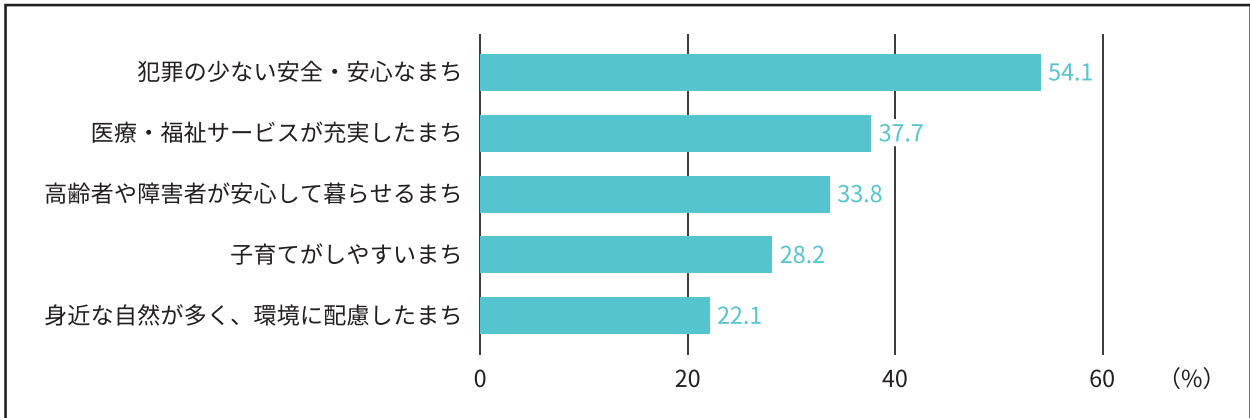
提案募集方式 | 地方分権改革を進めるために、個々の地方公共団体などから地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う手法のこと。

3. 市民・事業者が思うまちの姿

総合計画の検討にあたり実施した「まちづくりのための市民意識調査」をはじめ、「市民ワークショップ」「市民フォーラム」「市内の小学生からの作文」「事業所アンケート・ヒアリング」から見えた市民・事業者が思うまちの姿は次のとおりです。

まちづくりのための市民意識調査

▶ 豊中市に期待するまちづくり [上位5項目]



市の現状や特性の把握、課題の抽出を目的に、市在住満 18 歳以上の男女 8,000 人を対象に実施。調査期間:平成 27 年 (2015 年) 8 月 6 日～8 月 25 日。

市民ワークショップ

▶ まちの将来像につながるキーワード

- ・子どもが住みやすい
- ・高齢者にとっても住みよい、孤独を感じず豊かに暮らせる
- ・みんなが健康に暮らせる
- ・豊かな人が育つ
- ・みんなが働きやすい
- ・相互が理解しあえる
- ・みんながつながる
- ・すべての世代の人が笑顔で過ごせる
- ・希望・期待・意欲がもてる
- ・緑が美しい
- ・安全に暮らせる
- ・資源が有効に活用される
- ・豊中を選んで暮らす
- ・住みたい、住み続けたいなど

「市民ワークショップ」は市内在住・在勤の方に参加いただき、ファシリテーターを中心に意見交換や作業を行いながら、10 年後の豊中の将来像や都市像を作成。平成 27 年 (2015 年) 10 月から平成 28 年 (2016 年) 1 月まで計 6 回開催。

ワークショップにおけるまちの将来像案

(案 1)

～ 住人十色 40 万人豊中色 ～
人とともに歩むまち

(案 2)

明日が楽しみなまち
～ つながる市民 活きる豊中 ～

小学生からの作文

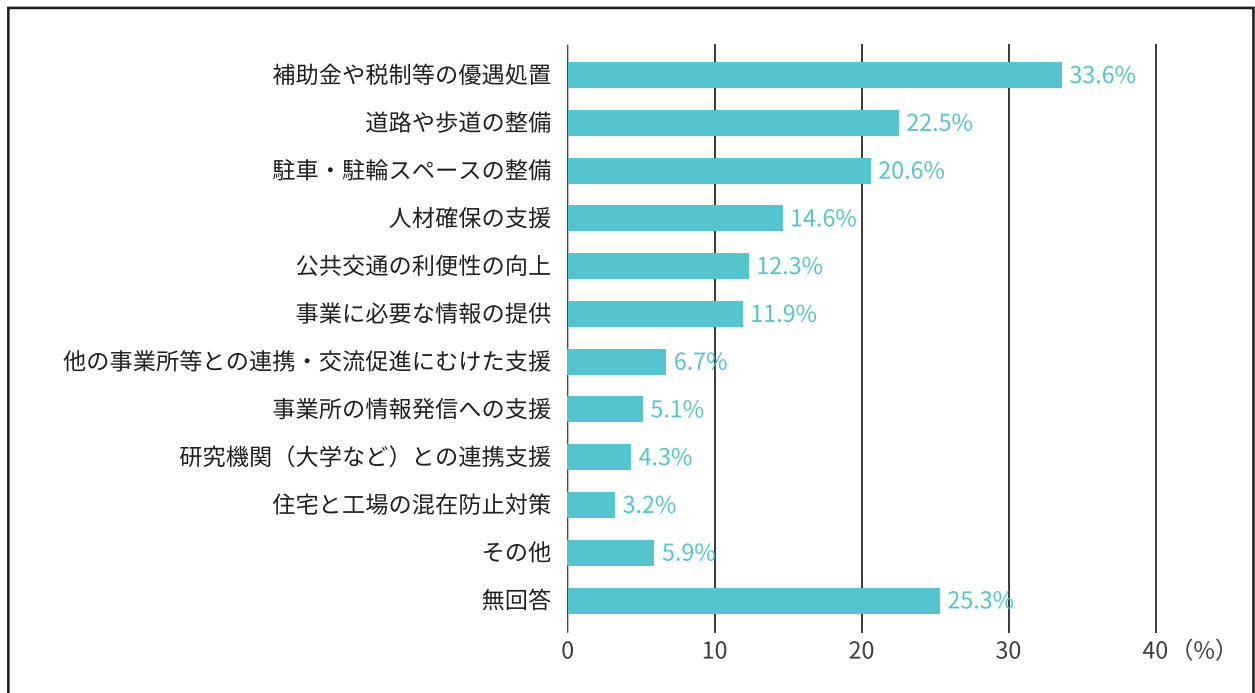
▶「こんなまちがいいな」（作文にみられるキーワード ※記述の多かった順）

- ・ 平和なまち
- ・ 安全に暮らせるまち・安心して暮らせるまち
- ・ きれいなまち
- ・ 自然豊かなまち・自然がいっぱい
- ・ 誰にでもやさしい、みんながやさしい
- ・ 住みやすいまち
- ・ 今のままの豊中、豊中のまちが好き、住み続けたい
- ・ にぎやかなまち
- ・ 明るいまち・楽しいまち
- ・ 笑顔あふれるまち
- ・ 豊かなまち
- ・ たくさんの人が来るまち
- ・ 住みたいと思われるまち
- ・ 夢を追いかけることのできる環境があるまち

市内の小学4～6年生を対象に、“10年後のわたし・ぼくと豊中のまち”についての作文を募集。市内37小学校から808作品が応募。

事業所アンケート・ヒアリング

▶ 事業継続にあたり豊中市に期待すること（事業所アンケート）



市内事業所1000社を対象に、産業立地に関する評価・魅力の把握および課題の抽出を目的に実施。

▶ 事業所ヒアリング

- ・ 商業の進出などにはイメージをつくることが重要
- ・ ターミナルビル周辺の公有地の開発を期待している
- ・ 店舗誘致の可能性のある行政の土地が売りに出ることはあるが、出店はタイミングが大事
- ・ 空物件などの情報収集と発信が大事
- ・ 行政とのコミュニケーションを図れる場・機会をもちたい など

産業および住宅の立地に関する評価や企業からの投資を呼び込むための方策を探るために、不動産関係や商業関係の5社に聞き取り。

3 豊中市の課題

本市の特性をはじめ、社会環境の変化や市民・事業者が思うまちの姿をふまえた本市の課題は次のとおりです。

① 子育て・子育て、教育環境の充実

少子高齢化が進むなか、まちの活力を維持し続けるためには、若い世代の就労・結婚・妊娠・出産の希望を叶え、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりが重要です。そのためには、子育て世代が働きながら安心して産み育てられる環境づくりや、ワーク・ライフ・バランス*の実現、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者への適切な支援が必要です。

また、子どもたちが健やかに育ち、学び、未来を切り拓く力を身につけた大人へと成長できるような教育環境の充実や、お互いの存在を理解し尊重しあって生きていけるように、子どもたち・若者たちの成長を、家庭・地域が協力しあいながら支援していくしくみづくりが必要です。

② 安全・安心の確保

市民の安全・安心を確保し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしさを育みながら暮らし続けることのできるまちにしていくためには、地域福祉・保健・医療・セーフティネット*の充実などを総合的かつ重点的に進めていくことが必要です。

また、子育て・教育・福祉などの分野においては、課題の複雑化や多様化、ストレス社会における心の健康問題などに対し、包括的な取組みでの対応が求められています。

さらに、交通安全対策や危機管理対策のさらなる充実をはじめ、地域における自発的な防災・防犯への支援、救急救命体制や消防体制の充実など、さまざまな危機事象への対策をより一層強化していくことが求められます。

③ 都市の活力と快適性の向上

本市は交通の利便性が高く、良好な住環境が形成されており、「住みよいまち」として一定の評価を得ています。

これを維持・向上させていくためには、交通ネットワークのさらなる充実、誰もが快適に移動しやすい道づくり、住宅・商業・工業の土地利用の適切な配置、環境にやさしく、ゆとりとにぎわいのあるまちづくり、空き家の活用促進や既存ストックの有効活用が必要です。

また、住環境の保全・継承や道路・上下水道などの都市基盤の老朽化に伴う改築・更新、耐震化といった安全・安心への継続的な取組みも必要です。

さらに、良好な環境の保全、産業の振興、空港を活かしたまちづくりなど、市民・事業者などとともに活力ある快適なまちづくりを進めることが求められています。

用語解説

ワーク・ライフ・バランス | 働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。

セーフティネット | 社会保障の主たる機能を表現する言葉。あるいは社会保障そのものをセーフティネットと呼ぶ場合もある。社会の構成員が経済的困窮、疾病などの困難な状況に陥ったときにも、社会に張り巡らされたしくみやサービスによって支援され、安全・安心を保障されることを、空中ブランコのしたに張っておくネットにたとえた言い方。

④ 健康な暮らしと活躍できる社会の構築

団塊の世代が後期高齢者となる、いわゆる 2025 年問題に対応するため、これまで以上に、市民・事業者がともに連携し、支えあいながら暮らしていける地域社会の構築が求められています。特に、高齢者に対しては、これまで培ってきた経験やノウハウを活かしながら活躍できる環境づくりが必要です。

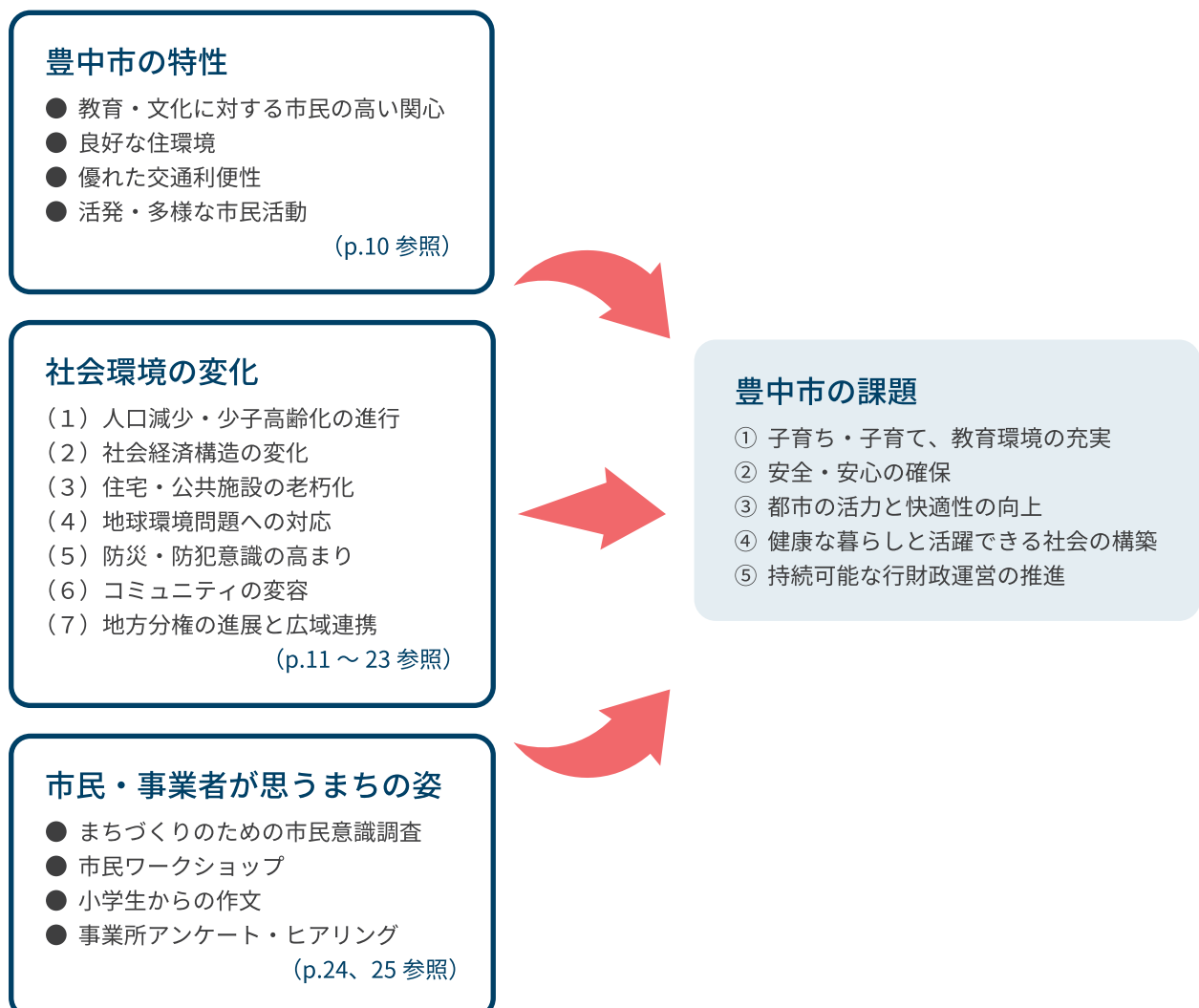
また、文化・スポーツ環境の充実や市民文化の創造、生涯を通じて学ぶことのできる機会の創出など、誰もが健康かつ心豊かに暮らせるまちづくりが必要です。

⑤ 持続可能な行財政運営の推進

子ども・子育て支援の充実や高齢化に伴う介護・医療分野における給付の増加などにより、社会保障関係経費は更に増大していくことが見込まれます。また、公共施設の老朽化対策のための改修、更新費用の財源確保なども見込まれるなど、今後、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増していくことが想定されます。

このことから、限られた資源のもと、効果的・効率的な市政運営の推進をはじめ、市民・事業者との協働、都市の価値の向上、広域連携の促進など、持続可能な行財政運営の推進が必要です。

■ 課題整理のイメージ

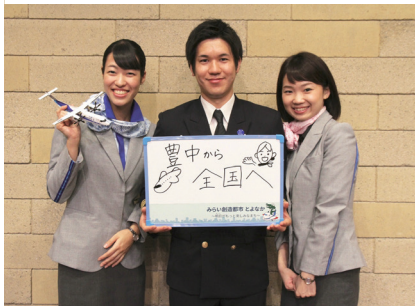


4 まちの将来像

基本構想の目標年度である平成39年度（2027年度）に実現する「まちの将来像」を次のとおり設定します。

みらい創造都市 とよなか

あした
～ 明日がもっと楽しみなまち～



本市は、大都市に隣接し交通利便性に優れた立地特性を背景に、快適な暮らしに必要な都市の基盤を築いてきました。

その一方、少子高齢化やライフスタイルの多様化をはじめ、子育て・子育て環境の充実、地域コミュニティの活性化、施設の老朽化対策、社会保障関係経費等の財政需要への対応など、本市は、社会環境の変化や、さまざまな課題に直面しています。

こうした局面を乗り越え、本市の強みである教育・文化に対する市民の高い関心や、良好な住環境、優れた交通利便性、活発・多様な市民活動といった特性を更に発展させること、そして、まち全体で子どもたちを育み、その子どもたちが愛着と誇りをもってまちを創っていくこと、これが“みらいのとよなか”の礎になると考えます。

そのためには、行政をはじめ、市民や地域の各種団体、事業者である企業やNPO、大学などの多様な主体による協働のもと、お互いを認めあい、創意工夫し、新たな課題や長期的視点に立った改革に果敢に取り組む創造性あふれるまちづくりを進めます。

そして、まちの変化やみんなの幸せを日々の暮らしのなかで感じとりながら、“明日がもっと楽しみ”と思えるまちにしていきます。



5 施策大綱

まちの将来像を実現するための基本的考え方、施策体系および施策推進に向けた取組みを「施策大綱」とします。

＜まちの将来像＞

みらい創造都市 とよなか ^{あした}～明日がもっと楽しみなまち～

施策大綱

まちの将来像の実現に向けた基本的考え方

施策体系

- 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり
- 安全に安心して暮らせるまちづくり
- 活力ある快適なまちづくり
- いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

施策推進に向けた取組み

1. まちの将来像の実現に向けた基本的考え方

まちの将来像の実現にあたっては、日本国憲法にうたわれている国民主権、平和主義、基本的人権の尊重のもと、本市の非核平和都市宣言、人権擁護都市宣言の理念に基づき、多様な個性をもった人々がお互いの人権を尊重しあい、一人ひとりがある力を十分に発揮し、平和に共存・共生できる持続可能な地域社会の構築をめざします。

また、市民・事業者・行政が本市の課題を共有するとともに、自治の基本原則のもと、それぞれの役割を意識しながら、その課題解決に向け、協働して取り組みます。

さらに、施策の推進を通じて、人とのつながり・出会い・交流・学びの機会を充実させながら本市の価値を高めるとともに、それを市内外に発信し、市内外の人たちに選ばれるまちにしていきます。

2. 施策体系

■ 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

また、次代を担う子ども・若者が、豊かな人間性を育める教育を推進するとともに、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことができるよう支援を進めます。

さらに、子ども・若者の教育や成長を地域社会全体で支えるしくみづくりや、悩みや不安を抱えた子ども・若者に寄り添える環境づくりを進めます。

■ 安全に安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、健康や福祉のセーフティネット*を整えます。さらに、社会的自立や経済的自立に向け、個々のもつ力を活かしながら活躍できるよう支援します。

また、誰もが支えあい、自ら守る、地域で守るという意識を高めることで防災力・防犯力の向上を図るとともに、医療体制・救急救命体制・消防体制の充実を図ります。

■ 活力ある快適なまちづくり

低炭素社会*・循環型社会・自然共生社会の構築や、住民主体のまちのルールづくりなどによる良好な住環境の保全・継承など、環境にやさしい快適なまちづくりを進めます。

また、交通ネットワークのさらなる充実や土地利用の適切な配置などによる拠点づくりをはじめ、道路・橋梁・上下水道など暮らしの基盤となる施設の充実や、地域社会を支える産業のさらなる振興により、活力あるまちづくりを進めます。

■ いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

年齢や性別、国籍などのちがいにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重しあって、共に生きる平和な社会の実現を図ります。

また、市民文化の創造をはじめ、心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくりなど、心豊かに、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をめざします。

用語解説

セーフティネット | 社会保障の主たる機能を表現する言葉。あるいは社会保障そのものをセーフティネットと呼ぶ場合もある。社会の構成員が経済的困窮、疾病などの困難な状況に陥ったときにも、社会に張り巡らされたしくみやサービスによって支援され、安全・安心を保障されることを、空中ブランコのしたに張っておくネットにたとえた言い方。

低炭素社会 | 環境・エネルギー技術を活かした製品等の生産および普及、革新的な技術の研究開発の促進、産業構造・社会システムおよび生活様式の変革などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が一定の水準で安定化するとともに、安定化するまでの間になお避けることができない地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、温室効果ガスの排出の量の削減、温室効果ガスの吸収作用の保全および強化並びに地球温暖化に対する適応が行われ、もって創造的で活力ある持続的な発展が可能となる社会のこと。

3. 施策推進に向けた取組み

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識し、地域の課題を共有しながら、「まちの将来像」の実現に向けて取り組めるよう、自治の基本原則である「情報共有」「参画」「協働」に基づく市政運営を推進します。

また、人と人、人と地域が支えあいながら安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します。

今後想定される社会環境の変化においても、持続可能な行財政運営を推進していくために、未来志向型の改革*をはじめ、人材育成、資産の有効活用、都市ブランド*の向上、広域・都市間連携の推進など、多様な主体の力を活用して施策を推進します。

用語解説

未来志向型の改革 | 未来を見据えて絶えずチャレンジと変革を追求し、新たな創造により多様なニーズに応える改革のこと。

都市ブランド | 都市そのものの魅力や個別資源の価値を高め、多くの人に「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と思わせる良質な都市イメージのこと。

02

前期基本計画

1 前期基本計画について

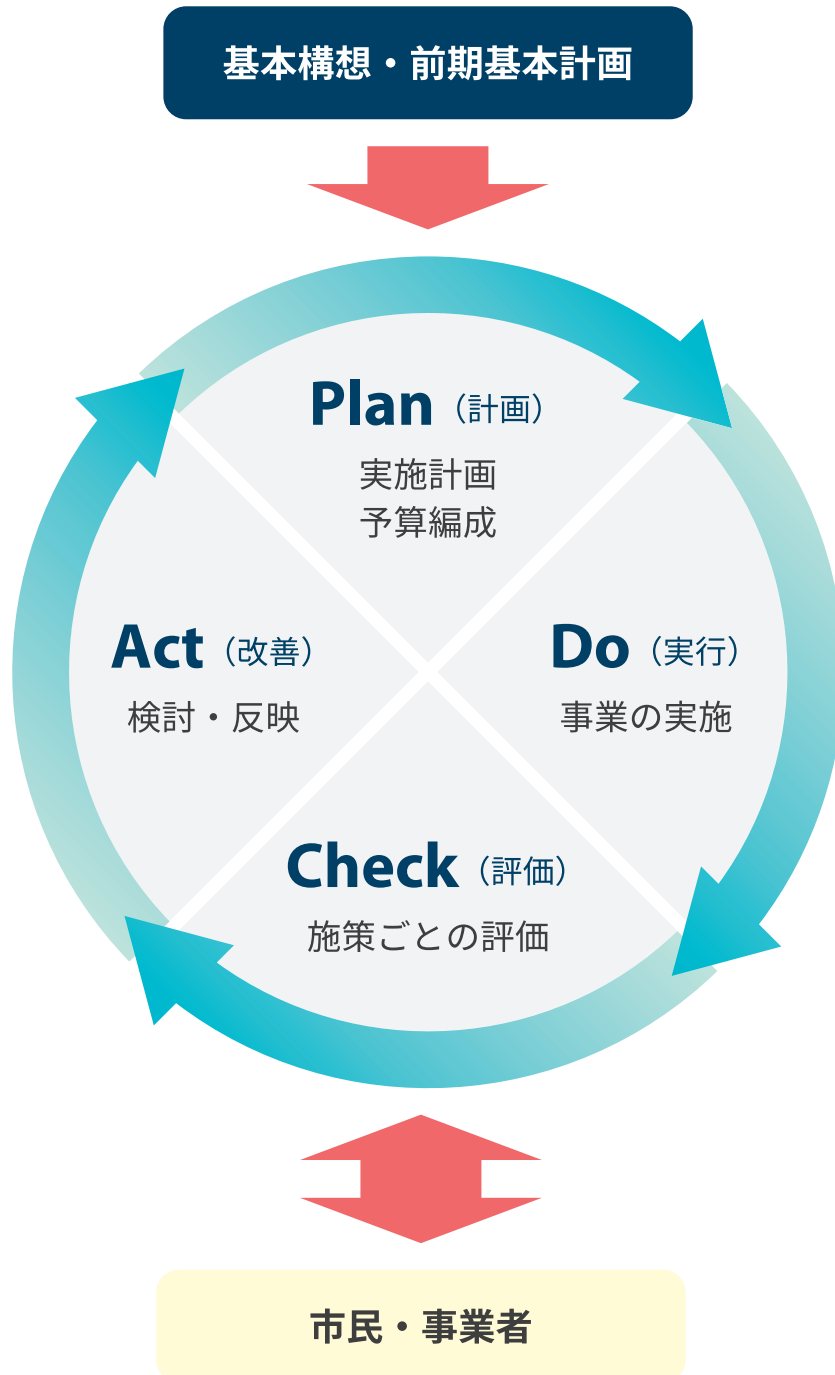
1. 前期基本計画の構成

前期基本計画は、基本構想で掲げた「まちの将来像」を実現するための施策を示すものです。前期5年間に於いて取り組む17施策とともに、各施策の事業のうち、特に重点的かつ総合的に取り組む事業を「リーディングプロジェクト」として位置づけます。



2. 計画の進め方

基本構想の「まちの将来像の実現に向けた基本的考え方」のもと、各施策の連携を図りながら計画を進めます。また、成果重視の行政運営を進めるとともに、施策の説明責任を図るために、各施策における取組みにおいて、統計データやアンケート結果などの客観的な指標を活用し、施策の進捗状況を管理します。

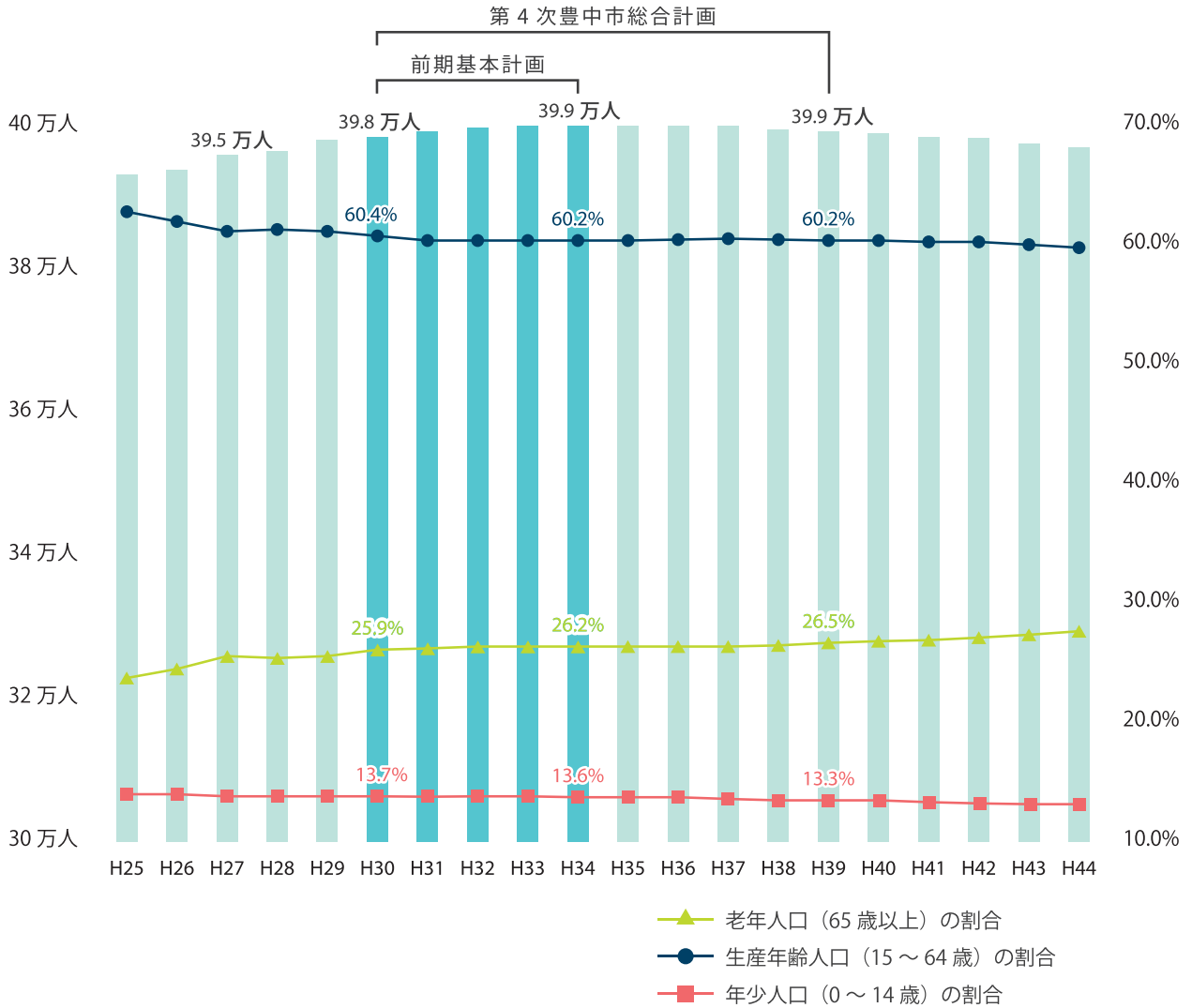


3. 想定人口

第4次豊中市総合計画の目標年度である平成39年度（2027年度）および前期基本計画の目標年度である平成34年度（2022年度）の本市の人口を約40万人と想定します。

想定人口は、近年の合計特殊出生率*と純移動率*を維持することを前提に推計しています。この状況を維持していくために、前期基本計画で掲げる施策に取り組んでいきます。

■ 人口の総数および年齢3区分別割合



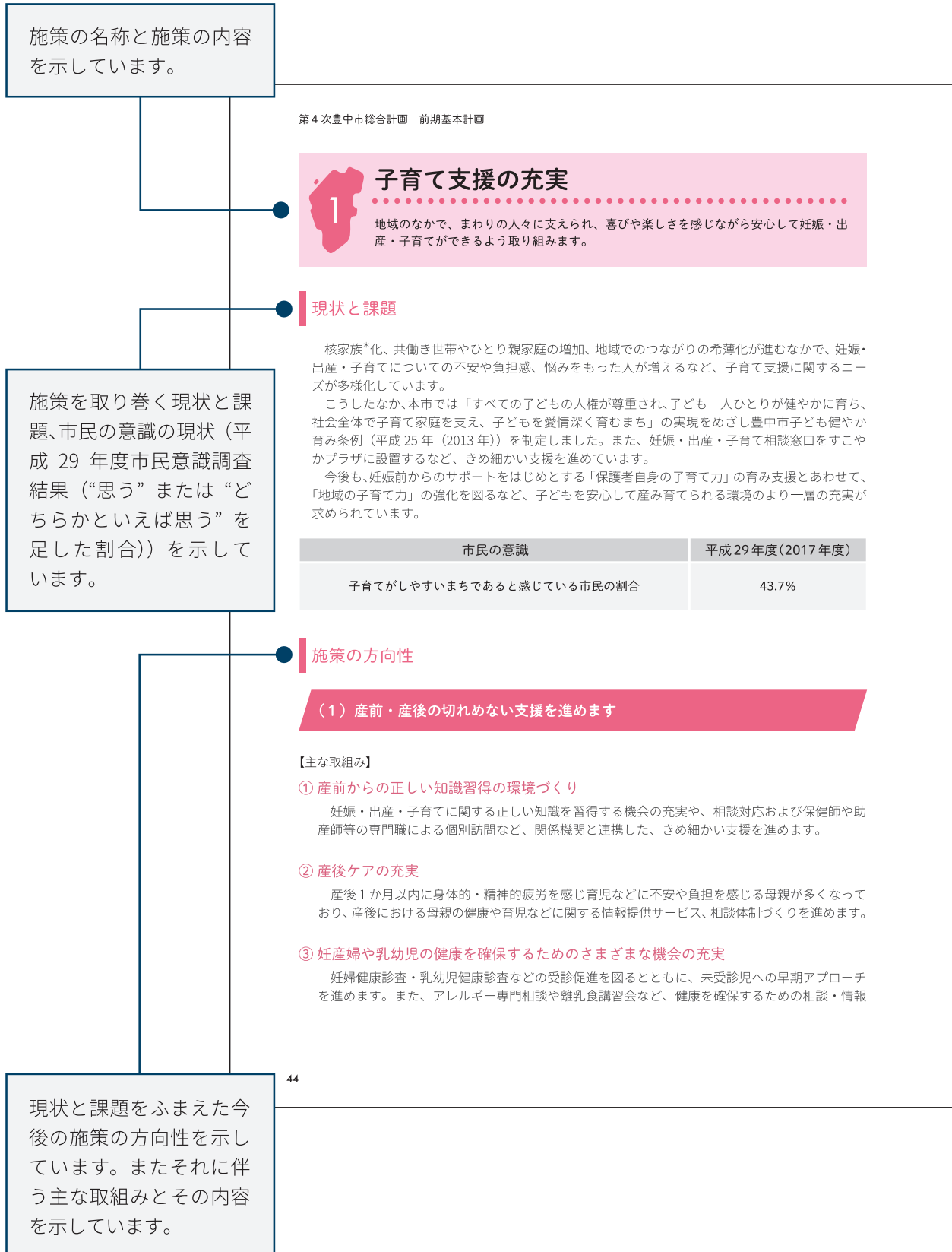
用語解説

合計特殊出生率 | 人口統計上の指標で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。

純移動率 | 封鎖人口（転出入が一切なく生残率のみで規定されると仮定した理論上の人口）と実際人口との差である純移動数を求め、その実際人口に対する比として算出する。

2 施策

施策の見方



施策の章立てを示しています。

第1章

(2) 安心して子育てができるよう支援します

【主な取組み】

① 子育てと仕事の両立の推進

保育所・こども園等の保育終了後の預かりや一時保育、病児保育など、保育サービスの充実をより一層図ります。

② ひとり親家庭への支援

母子家庭・父子家庭への支援メニューの充実を図り、日常生活支援・医療費助成・就労支援など、子育て・生活支援を進めます。

(3) 地域で妊産婦および乳幼児期の親子を支えるしくみづくりを進めます

【主な取組み】

① 親子の居場所づくり

子どもや親同士が気軽に交流できる場づくりに関係機関と連携して進めます。



▲ 親子遊び

② 妊産婦や乳幼児期の親子が外出しやすい環境づくり

授乳やおむつ交換ができる施設づくりや、子育てに配慮している事業者と子育て家庭をつなぐ取組みなどを進めます。

③ 地域での子育て環境づくり

子育て支援に関わる地域人材の「顔の見える関係づくり」を進めるとともに、地域人材のつながりを深めることで、地域の子育て力の強化を図ります。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 健康診査の受診など母子の健康管理を行っています。
- 妊産婦やその家族への見守り、手助けを行っています。
- 妊産婦および乳幼児期の親子への講座の実施や居場所づくりに取り組んでいます。
- 従業員の妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協体制づくりに取り組んでいます。

用語解説

核家族 | 家族形態のひとつで、(1) 夫婦のみ、(2) 夫婦とその未婚の子ども、(3) 男親あるいは女親とその未婚の子どものいずれかからなる家族のこと。

この施策を進めるにあたって、市民・事業者の主な取組みイメージを示しています。

この施策に関わる専門用語を解説しています。

第1章

子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

また、次代を担う子ども・若者が、豊かな人間性を育める教育を推進するとともに、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことができるよう支援を進めます。

さらに、子ども・若者の教育や成長を地域社会全体で支えるしくみづくりや、悩みや不安を抱えた子ども・若者に寄り添える環境づくりを進めます。

第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

第3章 活力ある快適なまちづくり

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

第5章 施策推進に向けた取組み

● 1-1 子育て支援の充実

● 1-2 保育・教育の充実

● 1-3 子ども・若者支援の充実



子育て支援の充実

地域のなかで、まわりの人々に支えられ、喜びや楽しさを感じながら安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。

現状と課題

核家族*化、共働き世帯やひとり親家庭の増加、地域でのつながりの希薄化が進むなかで、妊娠・出産・子育てについての不安や負担感、悩みをもった人が増えるなど、子育て支援に関するニーズが多様化しています。

こうしたなか、本市では「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例（平成25年（2013年））を制定しました。また、妊娠・出産・子育て相談窓口をすこやかプラザに設置するなど、きめ細かい支援を進めています。

今後も、妊娠前からのサポートをはじめとする「保護者自身の子育て力」の育み支援とあわせて、「地域の子育て力」の強化を図るなど、子どもを安心して産み育てられる環境のより一層の充実が求められています。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
子育てがしやすいまちであると感じている市民の割合	43.7%

施策の方向性

(1) 産前・産後の切れめない支援を進めます

【主な取り組み】

① 産前からの正しい知識習得の環境づくり

妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を習得する機会の充実や、相談対応および保健師や助産師等の専門職による個別訪問など、関係機関と連携した、きめ細かい支援を進めます。

② 産後ケアの充実

産後1か月以内に身体的・精神的疲労を感じ育児などに不安や負担を感じる母親が多くなっており、産後における母親の健康や育児などに関する情報提供サービス、相談体制づくりを進めます。

③ 妊産婦や乳幼児の健康を確保するためのさまざまな機会の充実

妊婦健康診査・乳幼児健康診査などの受診促進を図るとともに、未受診児への早期アプローチを進めます。また、アレルギー専門相談や離乳食講習会など、健康を確保するための相談・情報提供の取り組みを進めます。

(2) 安心して子育てができるよう支援します

【主な取組み】

① 子育てと仕事の両立の推進

保育所・こども園等の保育終了後の預かりや一時保育、病児保育など、保育サービスの充実をより一層図ります。

② ひとり親家庭への支援

母子家庭・父子家庭への支援メニューの充実を図り、日常生活支援・医療費助成・就労支援など、子育て・生活支援を進めます。

(3) 地域で妊産婦および乳幼児期の親子を支えるしくみづくりを進めます

【主な取組み】

① 親子の居場所づくり

子どもや親同士が気軽に交流できる場づくりを関係機関と連携して進めます。

② 妊産婦や乳幼児期の親子が外出しやすい環境づくり

授乳やおむつ交換ができる施設づくりや、子育てに配慮している事業者と子育て家庭をつなぐ取組みなどを進めます。



▲ 親子遊び

③ 地域での子育て環境づくり

子育て支援に関わる地域人材の「顔の見える関係づくり」を進めるとともに、地域人材のつながりを深めることで、地域の子育て力の強化を図ります。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 健康診査の受診など母子の健康管理を行っています。
- 妊産婦やその家族への見守り、手助けを行っています。
- 妊産婦および乳幼児期の親子への講座の実施や居場所づくりに取り組んでいます。
- 従業員の妊娠・出産・子育てを支援する労働環境・協力体制づくりに取り組んでいます。

用語解説

核家族 | 家族形態のひとつで、(1) 夫婦のみ、(2) 夫婦とその未婚の子ども、(3) 男親あるいは女親とその未婚の子どものいずれかからなる家族のこと。



保育・教育の充実

子どもたちが健やかに成長・発達していくよう、乳幼児期から義務教育期まで発達段階に応じた連続性のある保育・教育を充実し、子どもたちの「人とつながり、未来を切り拓く力」が育まれるよう取り組みます。

現状と課題

近年、私たちを取り巻く社会環境は、グローバル化*や急速な情報化、技術革新などにより、多様化、複雑化し、子どもたちの日常の生活環境も大きく変化しつつあります。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。平成27年(2015年)にスタートした子ども・子育て支援新制度では、認定こども園化の促進や小学校就学前の保育・教育の質の向上に向けた取組みを推進しています。また、子どもの発達や学びは連続性と一貫性をもって進めることが求められており、小学校入学へと円滑につながるしくみが大切です。

これからの子どもたちには、さまざまな変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、社会や人生をどのようによりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自ら行動するとともに、多様な他者と協働して、新たな価値を生み出していくことが期待されています。

こうしたなか、子どもたちの成長を支える教育のあり方も、変化に対応しながら、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、一人ひとりの可能性を引き出し、確かな学力と健やかな体、豊かな心を育てていくことが求められています。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
保育・教育環境が充実していると感じている市民の割合	40.5%

施策の方向性

(1) 保育や幼児教育の充実を進めます

【主な取組み】

① 保育や幼児教育の質の確保・向上

人権保育や障害児保育など、これまで培ってきた本市の保育・教育をより確かなものへと発展させ、さらなる充実を図ります。

② 乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進

公立私立にかかわらず小学校就学前教育と学校教育の一貫したあり方を検討し連携しながら、それぞれの機関での教育の充実を進めます。

(2) 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます

【主な取組み】

① 確かな学力と体力の向上、豊かな人間性の育成

子どもたちの主体的な学びを育むとともに、一人ひとりの学習意欲を高めることで、確かな学力の向上を図ります。また、体力の向上と健康の保持・増進に向け、運動指導や食育の充実を図ります。あわせて、小・中学校における教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育に総合的に取り組み、子どもたちの豊かな人間性を育みます。

② 小中一貫教育の推進

各中学校区において小・中学校の教職員がめざす子ども像を共有し、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進を図り、学びの連続性をふまえたきめ細かい学習指導や生徒指導を進めます。

③ 共に学ぶ教育の推進

保健・福祉・医療などの関係機関との間で、それぞれの支援の内容や方針を共有し、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かい対応を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが、共に学び、共に育つ教育を進めます。

また、帰国や渡日、外国にルーツをもつ子どもたちに対する適切な支援とともに、互いの文化を尊重し、学びあう教育を進めます。

④ いじめや不登校のない学校づくり

いじめを許さない学校づくりや不登校の未然防止、早期対応を進め、学校の組織的な対応力の向上とともに、関係機関との連携強化を図ります。



▲ タブレットの活用

用語解説

グローバル化 | 高速交通体系や情報通信ネットワークの発展を背景に、ヒト・モノ・カネ・情報の動きが国境を越えて地球規模に広がってきた状況のこと。

(3) 子どもたちを育む学校・家庭・地域の連携を進めます

【主な取組み】

① 学校と家庭、地域をつなぐしくみづくりの推進

学校と家庭、地域が子どもたちの学習状況などについての情報を共有し、連携して子どもたちを育ていくため、地域子ども教室などの既存の取組みの再構築を進め、新たなしくみづくりに取り組みます。

② 家庭や地域の教育力向上の支援

家庭の役割に関する学習機会の充実や世代間交流の促進など、家庭教育への支援を進めます。また、地域における子どもたちの学習・体験活動の機会の充実や活動の担い手の育成を支援します。



▲ 地域子ども教室

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 家庭における学習環境づくりを行っています。
- 学ぶことへの関心もち、友達への思いやりをもって学校生活を過ごしています。
- 登下校見守り活動や地域での声かけなどを実施しています。
- 体験学習など学校の教育活動に協力しています。



子ども・若者支援の充実

すべての子ども・若者が、希望に満ちた明るい未来を展望しながら健やかに育ち、地域社会の一員として成長し、自立した社会生活を営むことができるよう取り組みます。

現状と課題

核家族*化、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子ども・若者を取り巻く環境が変化し、児童虐待、不登校、高校中途退学、ひきこもり、若年無業者（ニート）など子ども・若者に関わる課題がより深刻化しています。子ども・若者の健やかな育成、社会生活を営むうえで困難な状況にある子どもや若者、その家庭への支援などに社会全体で取り組むことや、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう必要な環境整備などが求められています。

本市では、豊中市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用し、虐待防止・予防、早期発見に取り組んでいますが、本市内の児童虐待相談対応人数は年々増加するなど、児童虐待防止に向けた総合的な防止策が求められています。また、子ども・若者の居場所づくりに取り組むとともに、社会的な自立に向けて、長期的かつ重層的で、切れ目のない支援を実現するために、豊中市子ども・若者支援協議会（平成27年（2015年））を設置し、関係機関のネットワークによる支援体制を整備して取組みを進めています。

今後も、総合的に対応する体制づくりなど、子ども・若者支援体制の充実を図り、一人ひとりの子ども・若者の状況をふまえた対応により、すべての子ども・若者が望む未来を自ら築いていくことができる環境づくりを進めていくことが求められています。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
子ども・若者が地域のなかで、いきいきと活動できていると感じている市民の割合	36.8%

施策の方向性

(1) 子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します

【主な取組み】

① 活動や交流ができる機会の充実

子ども・若者の主体的に行動していく力やコミュニケーション力、豊かな感性などを育むため、遊び・学習・文化活動などのさまざまな活動や多様な人との交流の機会の充実を図ります。



▲ 高校生ダンスフェスタ

② 社会参加の促進

子ども・若者が社会の一員として関わることができるよう、意見表明や社会参加の機会の充実に取り組めます。

③ 子どもの居場所づくり

保護者が昼間いない家庭の児童を対象とした放課後子どもクラブや地域の多世代の交流によるさまざまな体験機会の提供、子どもの生活習慣づくりや「孤食」を防ぐための地域でのセーフティネット*の体制づくりなど、遊び・学習・交流体験などを通じて、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりをより一層進めます。



▲ 子ども食堂

(2) 社会的援助が必要な子ども・若者への支援を充実します

【主な取組み】

① 発達の特性に合った支援、障害のある子どもへの支援

児童発達支援センターを中心に子どもの成長に応じ、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援などの関係機関が連携を強化し、それぞれの専門性を活かして、障害のある子どものライフステージ*に応じ、継続した切れ目のない総合的な支援を進めます。

② 児童虐待防止対策の推進

相談事業など、児童虐待の予防・早期発見・早期対応・再発防止を進めます。

③ 若者就労支援

職業体験、各種講座や実習、合同面接会、職業紹介、再度のチャレンジ等の就労支援を地域就労支援センターなど関係機関が連携して行うとともに、雇用創出を進めます。



▲ 企業見学会

用語解説

核家族 | 家族形態のひとつで、(1) 夫婦のみ、(2) 夫婦とその未婚の子ども、(3) 男親あるいは女親とその未婚の子どものいずれかからなる家族のこと。

セーフティネット | 社会保障の主たる機能を表現する言葉。あるいは社会保障そのものをセーフティネットと呼ぶ場合もある。社会の構成員が経済的困窮、疾病などの困難な状況に陥ったときにも、社会に張り巡らされたたくみやサービスによって支援され、安全・安心を保障されることを、空中ブランコのしたに張っておくネットにたとえた言い方。

ライフステージ | 人の生涯における人生の各段階のこと。結婚・子育て・勤労・高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた段階を表す言葉。

(3) 子ども・若者を取り巻く課題に総合的に対応するしくみづくりを進めます

【主な取組み】

① 子ども・若者を総合的に支援するしくみづくり

ひきこもりなど社会生活を営むうえで困難な状況にある子ども・若者に対して、関係機関などが協働して行う支援を適切に組み合わせることにより、子ども・若者を総合的に支援する環境づくりを進めるため設置した豊中市子ども・若者支援協議会を中心として、個人の自立および他者とともに次世代を担う人材の育成などに取り組みます。

② 身近な地域での環境づくり

住み慣れた地域で生活基盤や安定した職業生活、社会関係を築くことができるような居場所をつくり、さまざまな分野で展開される地域活動や就労体験、学びの機会などの地域資源をつなぎ、情報の提供を受けることのできる環境を整備します。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 地域の活動や交流の場に参加しています。
- 主体的に生活の改善や心身の健康づくりに取り組んでいます。
- 子どもたちとの交流の場づくりに取り組んでいます。
- 子ども・若者の居場所やキャリア形成の場を創出しています。
- 雇用機会を創出しています。

第2章

安全に安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、健康や福祉のセーフティネットを整えます。さらに、社会的自立や経済的自立に向け、個々のもつ力を活かしながら活躍できるよう支援します。

また、誰もが支えあい、自ら守る、地域で守るという意識を高めることで防災力・防犯力の向上を図るとともに、医療体制・救急救命体制・消防体制の充実を図ります。

第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

第3章 活力ある快適なまちづくり

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

第5章 施策推進に向けた取組み

● 2-1 自立生活支援の充実

● 2-2 保健・医療の充実

● 2-3 消防・救急救命体制の充実

● 2-4 暮らしの安全対策の充実



自立生活支援の充実

個々のもつ力を活かし支えあいながら、住み慣れた地域で、自立して暮らせる環境づくりに取り組みます。

現状と課題

人口減少・高齢化、社会経済構造の変化など、大きく社会が変化し、地域や家庭でのつながりが希薄化し、相互扶助機能が弱まるなか、孤独死・高齢者介護・生活保護受給者の増加など問題が深刻化しています。更にこれらが複雑多様化し、公的な福祉サービスだけでは対応が難しい新たな課題が生じており、地域におけるつながりの再構築や支えあいの体制づくりが求められるようになっています。

本市においては、「誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできる福祉コミュニティ*の実現」を基本理念に据えた地域福祉計画のもと、高齢者をはじめ障害者や難病患者など支援が必要な人が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう、さまざまな取組みを進めてきました。くらし再建パーソナルサポートセンターの開設や、地域福祉活動支援センターの設置など、生活困窮者に対する支援体制づくりや地域福祉活動支援などを進めるとともに、雇用・就労支援にも取り組んでいます。

今後、一人ひとりの状況に応じた自立支援を関係機関、地域などと連携して進め、すべての人が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう施策の充実に取り組んでいくことが求められます。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
誰もが安全に安心して暮らせる環境が整っていると感じている市民の割合	55.3%

施策の方向性

(1) 多様な福祉ニーズに重層的に対応した福祉コミュニティ*の実現に取り組みます

【主な取組み】

① 多分野で連携する地域福祉ネットワークの構築

保健・医療・介護・福祉に加え、雇用労働や教育などの関係機関が連携し、地域での見守り活動などに対して専門機関が迅速にバックアップできる総合的な相談体制づくりや、実効性の高い検討・取組みができる体制づくりを進めます。

② 地域福祉活動活性化のための基盤づくりの推進

住民同士が交流できる場の創出や平常時から地域で支えあうためのつながりづくりなど、地域における「共に生きる・共に育ち合う」文化を醸成することによって、地域福祉の基盤づくりを進めます。



▲ 民生委員・児童委員の訪問活動

(2) 介護サービス基盤の充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える環境づくりを進めます

【主な取組み】

① 介護・高齢者福祉サービスの充実

地域密着型介護老人福祉施設等の整備実績や要介護・要支援認定者の状況などをふまえ、介護保険サービスなどの基盤整備を進めるとともに、今後想定される更なる介護人材不足に対応するため、関係機関と連携し、介護人材の確保・育成などに向けた取組みを進めます。

また、地域の見守り活動や医療・介護に関わる関係機関・団体などとの連携を図り、高齢になっても、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう取り組みます。さらに、高齢者の孤独死などを防ぐ安否確認についての取組みの周知や、サービス内容の充実、介護者への支援、身近な高齢者の相談支援機関として地域包括支援センターの機能強化などに取り組みます。



▲ 地域包括支援センターでの相談事業

② 認知症高齢者支援の充実

認知症サポーターの養成や早期相談体制の整備により、認知症への正しい理解や早期からの適切な診断・対応を進めるとともに、認知症高齢者の介護家族に対する支援体制の充実など、認知症になっても尊厳を保ちながら本人・家族とも安心して暮らせる環境づくりを進めます。

③ 高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みの推進

成年後見制度をはじめ、高齢者の権利擁護や虐待防止の普及啓発に取り組みます。また、関係機関と連携しながら、高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応を図ります。

用語解説

福祉コミュニティ | 誰もが互いに尊重しあい、つながりをもって住み慣れた地域で安心して健康に暮らすことができる地域社会のこと。

(3) 障害者福祉サービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加を促進します

【主な取組み】

① 総合的な障害者生活支援体制の充実

障害者が自立して生活できるように、基盤整備やサービスの質の向上・量の確保とともに、福祉・保健・医療・教育などの連携による総合的に生活を支援する体制づくりを進めます。また、相談支援の充実および権利擁護支援の充実を図り、障害者差別の取組みと障害者虐待防止対策を進めます。

② 障害者の就労支援の充実

障害者の福祉的就労の場をより充実させるとともに、障害者を受け入れる企業などにおける不安や負担を軽減するための取組みなどにより、障害者就労支援・定着支援の強化を図ります。



▲ 事業所・作業所での仕事

③ 障害者の社会参加の促進

障害に対する正しい知識と理解を促す普及啓発やさまざまな人との交流機会づくりなどにより、共生社会の創造に向けた障害者の社会参加を進めます。

(4) セーフティネット*としての社会保障制度の充実を進めます

【主な取組み】

① 安定した社会保険制度の運用

介護保険制度・国民健康保険制度・国民年金制度の適切な加入や収納率の向上を図り、互いに助けあう制度として適切に機能するよう取り組みます。

② 生活困窮者への自立支援

一人ひとりの生活課題に個別の支援プログラムを作成する等、専門機関などとの連携により、適切な支援を進めます。

(5) 就労支援の充実を図ります

【主な取組み】

① 就労に必要な能力の習得支援

くらし再建パーソナルサポートセンター・地域就労支援センター・無料職業紹介所等を活用した基礎能力の養成プログラムや各種講座・職業体験・合同面接会の開催、職業紹介などの就労支援を進めます。また、ひとり親支援・若者支援・生活困窮者自立支援・高齢者支援・障害者支援など各取組みと連携しながら、就労希望者の就労の場の確保に向けて取り組むとともに、定着支援を進めます。



▲ ビジネスマナー研修



▲ 市内企業の合同面接会

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 地域で共に暮らす人への理解を深め、支えあう環境づくりに取り組んでいます。
- 地域住民が交流できる機会を創出しています。
- 地域福祉活動に参加しています。
- 地域包括ケアシステム*に基づく介護サービスの提供を行っています。
- 高齢者や障害者が社会参加しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 就労支援に向けた情報提供を行い、雇用機会を創出しています。
- 就労への阻害要因がある人の実習受入れや就労機会の提供を行っています。

用語解説

セーフティネット | 社会保障の主たる機能を表現する言葉。あるいは社会保障そのものをセーフティネットと呼ぶ場合もある。社会の構成員が経済的困窮、疾病などの困難な状況に陥ったときにも、社会に張り巡らされたしくみやサービスによって支援され、安全・安心を保障されることを、空中ブランコのしたに張っておくネットにたとえた言い方。

地域包括ケアシステム | 可能な限り住み慣れた地域で全ての人が安心して生活を継続できるよう、多様な主体でネットワークを構築し、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが切れめなく有機的かつ一体的に提供される体制のこと。



保健・医療の充実

自身の心身の健康に関心をもって発病や重症化の予防を促進するよう、それを支える保健・医療体制の質の向上に取り組みます。

現状と課題

近年、死因の上位を占める4大疾患（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）などの生活習慣病の予防は大きな課題です。また、国の調査（平成26年（2014年））によると、5大疾患の一つである精神疾患は、糖尿病に続いて多くなっており、うつ病・自殺・アルコール依存症などこころの健康対策が重要となっています。

また、新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生や食の安全を脅かす問題など健康被害への対応が求められています。

さらに、高齢化により地域の医療ニーズにも変化が見られ、在宅医療の体制確保が課題となっています。

本市では、生活習慣病対策、うつ病や自殺予防対策など、こころと体の健康づくりや、感染症予防対策など健康危機管理体制の整備を図るとともに、地域の中核病院として市立豊中病院を中心とした救急医療体制を構築してきました。

これらの着実な継続とともに、市民の主体的なこころと体の健康づくりを促進する取り組みや地域医療を充実していく必要があります。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
保健・医療体制が充実していると感じる市民の割合	57.4%

施策の方向性

(1) こころと体の健康管理・予防対策を進めます

【主な取り組み】

① 生活習慣病対策の推進

市民の主体性を重視した健康づくりを推進するために、市民意識の啓発や減塩・禁煙・運動などの生活習慣に向けた予防指導などに取り組みます。また、疾病発症後においては、必要な治療の継続や自己管理など重症化予防を進めます。

② 疾病の早期発見や早期治療の促進

啓発や受診勧奨などにより、各種健康診査やがん検診などの受診率の向上を図ります。

③ メンタルヘルス*、自殺予防対策の推進

こどもや若者の健康なこころを育むとともに、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発や、早期発見・早期回復を促し、生涯を通じたメンタルヘルスの向上を図ります。また、ゲートキーパー*の養成や、特に若年層に対する啓発活動などを進めるとともに、保健・福祉・医療などの関係機関との連携・情報共有を図り、自殺予防対策を進めます。

④ 薬物乱用防止対策の推進

薬物依存に関する知識や薬物乱用防止の啓発とともに、依存の背景にある内容を把握するなど回復に向けた取組みを支援します。



▲ 街頭啓発

(2) 生活衛生の確保を図ります

【主な取組み】

① 感染症予防対策の推進

新型インフルエンザなどの感染症に迅速に対応するため、体制の強化を図ります。また、新たな感染症の発生動向の把握に努めます。

② 食の安全確保

食品による危害発生防止のため、食品衛生に関する監視指導とともに、食中毒などの情報提供や食の安全に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。



▲ 搬送訓練

用語解説

メンタルヘルス | 心（精神面）における健康のこと。

ゲートキーパー | 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

(3) 地域医療の充実を図ります

【主な取組み】

① 医療連携の推進

患者によりよい医療が提供されるように、市立豊中病院と地域医療機関が相互に役割分担、連携し、さまざまな病状に対応していく地域完結型の医療体制の確立を図ります。

② 在宅医療の推進

医療従事者と介護従事者など多職種の連携をより一層強化し、在宅患者の救急対応など、在宅医療の推進を図ります。



▲ 市立豊中病院

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 健診・検診などを受診しています。
- こころの健康についての正しい知識の習得と実践に取り組んでいます。
- 感染症についての正しい知識の習得と実践に取り組んでいます。
- 食の安全に関する正しい知識の習得と実践に取り組んでいます。
- 地域包括ケアシステム*に基づく医療サービスの提供を行っています。

用語解説

地域包括ケアシステム | 可能な限り住み慣れた地域で全ての人々が安心して生活を継続できるよう、多様な主体でネットワークを構築し、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが切れめなく有機的かつ一体的に提供される体制のこと。



消防・救急救命体制の充実

市民の生活を守る消防・救急救命体制のさらなる充実に取り組みます。

現状と課題

近年、テロ災害・武力攻撃等有事への対応や、世界各地で発生している新興感染症への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化し、消防業務が高度化・複雑多様化しています。さらに、高齢化などにより救急需要は今後ますます増大することが予想されています。

本市では、「救命力世界一宣言」(平成22年(2010年))を行い、市民や事業者と「救命力」を高める取組みを進めるとともに、特殊災害対策専門班・高度救助隊・特別消火隊の設置など警防体制の強化による消防力・救命力の向上を図っています。また、平成24年(2012年)10月に開始した箕面市とのはしご車の共同運用に加え、平成27年(2015年)4月から池田市との消防指令業務の共同運用および能勢町消防事務の受託を開始するなど近隣市町との広域連携を推進しています。

今後、南海トラフ巨大地震などの大規模災害への対策や救急需要対策などがますます求められるなか、これらの取組みを更に充実強化していく必要があります。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
消防・救急救命体制が充実していると感じている市民の割合	55.1%

施策の方向性

(1) 救急救命体制および防火安全対策を強化します

【主な取組み】

① 救命力世界一の推進

救命力を更に向上させるため、地域に根ざした応急手当の普及啓発活動をより一層進めます。

② 防火対策の強化

火災の未然防止および火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置対策などに取り組むとともに、市内の防火対象物などにおける防火安全対策を強化します。



▲ 救急隊訓練

③ 自主救護能力の向上

自主防災組織および消防防災協力事業所などへの消火・救急・救助の訓練指導を実施し、技術習得を促進することにより、大規模災害発生時における自主救護能力の向上を図ります。

(2) 消防体制を充実強化します

【主な取組み】

① 警防体制の強化

特別消火隊を中心とした消火技術の向上や高度救助隊を中心とした救助技術の向上とともに、特殊災害対策専門班による NBC 災害*・航空機災害・高層建物災害などの特殊災害に対する災害対応力の強化を図ります。

② 避難・救出体制の強化

一人暮らしの高齢者や重度障害者の日常の状況を把握するとともに、避難の方法や防火指導を行うなど、日常生活における防火対策や災害発生時の避難・救出体制の強化を図ります。

③ 消防の広域連携の推進

今後も中核市としてリーダーシップを発揮し、近隣市町との広域連携を進めます。



▲ 救出訓練

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 応急手当の習得など救命力の向上に取り組んでいます。
- 住宅・事業所などの火災予防に取り組んでいます。
- 大規模災害などに備えた自主救護能力の向上に取り組んでいます。

用語解説

NBC 災害 | 核：Nuclear、生物：Biological、化学：Chemical を示しており、これらの物質の漏えい事故やテロによる事件など、特殊な災害のこと。



暮らしの安全対策の充実

災害、犯罪、事故などの安全対策を進めるとともに、自ら守る、地域で守るという意識の醸成を図ります。

現状と課題

近年、地震や集中豪雨などの自然災害が頻発し、また南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念されており、防災対策の充実や高齢者などの要配慮者への支援対策の充実強化が求められています。また、自然災害だけでなく、大規模な事故・事件、武力攻撃事態などの危機事象に対しても、平素の備えと発生時の被害抑制に取り組む必要があります。

市民生活においては、消費者被害や交通事故など、暮らしの安全を脅かすさまざまな事象が発生しており、本市においても危機管理体制づくりを進め、日ごろからのさまざまな安全対策に取り組んでいます。

今後も、さらなる対策の強化を図り、災害など発生時の応急対策、発生後の復旧対策などを含め、事前の備えを進めておくことが必要となっています。また、これらの安全対策においては、自助・共助が重要であり、災害・犯罪・事故などに対する自助意識の醸成・自助対策の促進および地域における防災力・防犯力向上の取組みの促進が求められます。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
防災や防犯、交通安全への対策が充実していると感じている市民の割合	49.9%

施策の方向性

(1) 防災力の充実強化を図ります

【主な取組み】

① 防災対策の充実強化

災害予防対策や応急対策および災害応急体制の充実など、市の防災力の強化を図ります。

② 地域防災力の充実強化

自助・共助の重要性など、啓発による防災意識の向上を図ります。また、地域自治システム*と連携した校区自主防災活動の促進や要配慮者に対する取組みなど、地域における防災力の充実強化を図ります。



▲ 豊能地区3市2町合同防災訓練

(2) 犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります

【主な取組み】

① 地域の防犯活動への支援

関係機関・団体との連携を図り、地域において自主的に行われる防犯活動を支援します。

② 防犯対策の充実

地域で行われる防犯活動と連携し、通学途上の子どもの見守りや街頭犯罪の予防を図ります。

③ 消費者被害対策の充実

消費者被害に対する相談体制の充実を図るとともに、消費者被害に関する啓発・注意喚起および消費者市民社会*の構築に向けた消費者教育を継続して進めます。



▲ わんわんパトロール隊

(3) 交通安全意識の向上を図ります

【主な取組み】

① 交通安全教育の推進

警察など関係機関と連携しながら、学校教育の場のみならず、地域活動のなかでも交通安全教育が実施されるよう、より一層取組みを進めます。

② 交通安全啓発の推進

人通りの多い駅周辺や交通上問題のある場所などを中心に街頭啓発を行うとともに、全国交通安全運動のイベントや各種講習会の場を通じて交通安全啓発に取り組めます。



▲ 交通安全教室

用語解説

地域自治システム | 地域のことを、地域の特性に応じて、その地域の市民・事業者・NPO が考え、決めて実行していく仕組みのこと。
消費者市民社会 | 消費者が、個々の消費者の特性および消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在および将来の世代にわたって内外の社会経済情勢および地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関与する社会のこと。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 家庭・地域・事業所で地震や風水害への備えに取り組んでいます。
- 自主防災組織や防犯活動に参加しています。
- 防災・防犯に関する啓発活動を行っています。
- 地域や事業所で防災・防犯などの研修を実施しています。
- 交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組んでいます。

第 3 章

活力ある快適なまちづくり

低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築や、住民主体のまちのルールづくりなどによる良好な住環境の保全・継承など、環境にやさしい快適なまちづくりを進めます。

また、交通ネットワークのさらなる充実や土地利用の適切な配置などによる拠点づくりをはじめ、道路・橋梁・上下水道など暮らしの基盤となる施設の充実や、地域社会を支える産業のさらなる振興により、活力あるまちづくりを進めます。

第 1 章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

第 2 章 安全に安心して暮らせるまちづくり

第 3 章 活力ある快適なまちづくり

第 4 章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

第 5 章 施策推進に向けた取組み

● 3-1 快適な都市環境の保全・創造

● 3-2 低炭素・循環型社会の構築

● 3-3 都市基盤の充実

● 3-4 魅力的な住環境の形成

● 3-5 産業振興の充実



快適な都市環境の保全・創造

良好な環境が保全され、うるおいのある自然環境や都市のみどりのもとで、心豊かな暮らしができるよう取り組みます。

現状と課題

本市では、市民・事業者・行政の行動計画である豊中アジェンダ 21 と、行政計画である豊中市環境基本計画が車の両輪となって環境に関する取り組みを進めています。しかし、環境に関わる活動を行う市民・事業者の固定化や活動者全体の高齢化などが見られます。そのため、快適な都市環境づくりを進めていくと同時に、次世代へ環境の意識を受け継ぎながら、市民・事業者・行政それぞれが果たすべき責任や役割について、共に理解を深めていく必要があります。

また、本市は、ほぼ全域が市街化されており、都市化の進展とともに、農地や樹林地が減少していますが、みどりの保全や緑化施策の推進などにより、みどりの量については増加が見られます。公園・緑地についても、府内の平均値を上回る整備水準を確保しており、みどりに対する市民の満足度も高くなっています。これらの自然環境や都市のみどりを保全し、よりうるおいのある都市環境を確保するため、生態系・生物多様性*への配慮や多面的な視点からのみどりの確保への取り組みが求められています。

あわせて、社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や近隣騒音など都市生活に起因する問題や、アスベスト（石綿）やダイオキシン類などの有害化学物質、広域的な問題である微小粒子状物質（PM2.5）などによる新たな環境汚染問題も発生しており、対応が求められます。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
良好な環境が保全され、快適な都市環境づくりが進んでいるまぢだと思ふ市民の割合	65.7%

施策の方向性

(1) 環境政策を推進するための総合的なしくみづくりを進めます

【主な取り組み】

① 環境教育・学習の推進

地球環境や省エネルギー、ごみ減量と3R（発生抑制・再使用・再生利用）、みどりの保全・創造などについて、地域・企業・学校などにおいて取り組まれる環境教育・学習への支援を進めます。



▲ 環境学習

② 環境に関する啓発活動の推進

多様な主体が参加する啓発機会の創出などに努め、環境に関する意識の醸成・向上を図ります。



▲ 環境教育

(2) 自然環境や都市のみどりを身近に感じられる快適な環境づくりを進めます

【主な取組み】

① 公園緑地の整備・充実

服部緑地・大阪国際空港周辺緑地・千里緑地をはじめ、規模の大きな公園緑地を拠点となるみどりとして整備・充実を図るとともに、公園施設が安全で安心して利用できるよう維持管理・更新を進めます。



▲ ふれあい緑地

② 都市緑化の推進

市民がより一層みどりを身近に感じられるよう、公共スペースや家庭の軒先など身近な場所での市民・事業者の自主的な緑化活動を啓発・支援するとともに、市民団体などとの協働による草花緑化やみどりのカーテンづくりなど緑化推進に取り組めます。



▲ みどりのカーテンづくり

③ 農地の保全・活用

都市の防災、良好な景観の形成および環境の保全、地産地消の啓発の場や農作業体験・交流の場などとして、農地の保全および活用を図ります。

④ 多様な生物の生息空間の保全・創造

ヒメボタルの生息地や島熊山緑地の保全に努めるなど、希少な生物をはじめ、多様な生物の生息空間の保全・創造を図ります。



▲ ヒメボタル

用語解説

生物多様性 | さまざまな生態系が存在すること並びに生物の種間および種内にさまざまな差異が存在することをいう。

⑤ 環境美化活動の促進

地域の公園・道路・河川・水路の清掃活動など、市民・事業者の自発的な取組みを啓発・支援し、環境美化活動を進めます。



▲ 美化啓発行事

(3) 環境汚染防止対策など生活環境の改善を進めます

【主な取組み】

① 環境汚染防止対策の充実・推進

工場・事業場などに対して規制基準を遵守するよう届出の指導や立入検査を継続して行うとともに、アスベスト（石綿）についても、現地パトロールや啓発を行い、排出などの規制の強化を図ります。また、大気汚染・水質汚濁・航空機騒音等の常時監視、微小粒子状物質（PM2.5）の調査・情報収集などを行い、市民へ情報提供します。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 環境学習の機会を創出しています。
- 身近なみどりの創出や多様な生物の生息空間の保全活動に取り組んでいます。
- 清掃活動など地域の美化活動に取り組んでいます。
- 環境汚染防止対策を実施しています。



低炭素・循環型社会の構築

市民一人ひとりが、環境にやさしいライフスタイルを実践し、協働して環境に配慮したまちづくりに取り組みます。

現状と課題

地球温暖化*をはじめとする地球レベルの環境問題は、ますます深刻化しており、海面の上昇や気候の変化、それに伴う生態系への影響が懸念されています。省エネルギーを通じた低炭素社会*の実現は、人類共通の課題となっており、国は平成42年度（2030年度）の削減目標（平成25年度（2013年度）比26.0%削減）に向けた取組みを進めています。

本市でも、地球温暖化防止地域計画・地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス*の排出抑制や再生可能エネルギー*の導入を推奨する取組みなどを進めています。

また、循環型社会*の構築に向けては、国では、環境基本法および循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、個別のリサイクル法を制定するとともに、循環型社会形成推進基本計画等を策定し、それぞれ国の減量化目標や基本方針などを示しています。

市内で排出される廃棄物の処理に統括的な責任を有する本市としては、国の動きを注視しつつ地域における廃棄物の排出抑制および適正な循環的利用などの実現のために必要な取組みを進めています。

環境にやさしいライフスタイルを市民一人ひとりが実践するなど、低炭素社会・循環型社会の実現に向けて、今後より一層、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが求められています。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
環境にやさしいまちだと感じている市民の割合	52.9%

施策の方向性

(1) 低炭素社会*の実現に向けた取組みを進めます

【主な取組み】

① 省エネルギー化・再生可能エネルギー*導入の推進

温室効果ガス*の排出を抑制するために、市有施設においては率先的な省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を図ります。また、家庭や事業所においても、省エネルギー化を促進するとともに、再生可能エネルギー導入の普及啓発に取り組みます。



▲ 太陽光発電システム

(2) 循環型社会*の構築に向けた取組みを進めます

【主な取組み】

① 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）の推進

廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルをより一層推進していくため、市民・事業者・行政による協働の取組みを進めます。

② 廃棄物の適正処理の推進

発生した廃棄物が適正に処理されるよう、収集体制や処理施設の維持・整備に取り組みます。



▲ レジ袋削減 PR 活動

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 建物や機器の省エネルギー化に取り組んでいます。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギー*の導入に取り組んでいます。
- 紙ごみや食品ごみの削減に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）活動を実施しています。
- 廃棄物の適正処理に取り組んでいます。

用語解説

地球温暖化 | 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表・大気および海水の温度が追加的に上昇する現象のこと。

低炭素社会 | 環境・エネルギー技術を活かした製品等の生産および普及、革新的な技術の研究開発の促進、産業構造・社会システムおよび生活様式の変革などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が一定の水準で安定化するとともに、安定化するまでの間になお避けることができない地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、温室効果ガスの排出の量の削減、温室効果ガスの吸収作用の保全および強化並びに地球温暖化に対する適応が行われ、もって創造的で活力ある持続的な発展が可能となる社会のこと。

温室効果ガス | 地球温暖化防止のため、削減対象の温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が定められている。

再生可能エネルギー | 「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されており、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。

循環型社会 | 製品等が廃棄物などとなることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、および循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。



都市基盤の充実

快適な暮らしを守るために、道路・上下水道などの都市基盤の充実に取り組みます。

現状と課題

本市は、名神高速道路や中国縦貫自動車道などの幹線道路や、大阪国際空港をはじめとした交通の要衝にあり、交通の利便性の高い都市として評価されています。一方で、高度経済成長期に集中的に整備した道路・橋梁・上下水道など、暮らしを支える都市基盤の老朽化が課題となっています。

今後も住み続けたいと思ってもらえるまちにしていくためには、災害に強く安心して暮らせる市街地の形成や安全に移動できるみちづくりなど、安心・快適な暮らしを支える都市基盤の充実が求められています。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
道路・上下水道などが充実していると思う市民の割合	65.3%

施策の方向性

(1) 安心して暮らせる市街地の形成を進めます

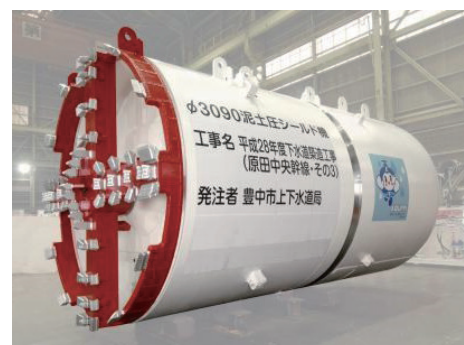
【主な取り組み】

① 災害に強いまちづくりの推進

災害時にも道路のもつ機能が維持され、避難路・輸送路としての利用や円滑な救助・消防活動ができるよう、災害に強い道路網の構築などに取り組みます。また、民間住宅などの耐震化に対する普及啓発や支援などにより、既存建築物の耐震化を促進します。

② 上下水道の充実

独立した公営企業として経営基盤の強化を図り、いつでも安心して水が利用され、汚水や雨水が適正に処理できるよう、老朽化した施設の更新や耐震化などを進めます。



▲ 下水道を設置するための掘削機（シールドマシン）

(2) 安全で安心して移動できる総合的なみちづくり・交通環境づくりを進めます

【主な取組み】

① 都市を支える道路の体系的な整備と長寿命化

活力ある都市活動と円滑な移動を支える幹線道路などの整備を体系的に進めるとともに、老朽化が進む道路ストック*を計画的に維持修繕し、長寿命化に取り組みます。



▲ 都市計画道路穂積菰江線

② 人が主役となる安全で快適な道の整備

身近な生活道路において、歩行者の安全性や快適性を高めるため、道路環境の改善に取り組みます。

③ 交通安全対策の推進

交通事故の防止に向けて、交通安全施設の整備を進めるとともに、通学路においては、市民および関係機関と協働した対策を進めます。また、交通環境を阻害する放置自転車については、指導・整理・撤去などの対策に取り組みます。

(3) マイカーに頼らなくても移動できる交通体系の整備をめざします

【主な取組み】

① 安全で利便性の高い公共交通網の整備

利用者ニーズに沿った持続可能な公共交通網を確保するため、事業者などと連携しながら、公共交通網の維持・改善・サービスの向上に取り組みます。



▲ 自転車通行空間

② 自転車の走行・駐輪環境の改善

自転車の安全で快適な利用環境を創出するため、自転車通行空間整備を進めるとともに、利便性の高い駐輪場の整備に取り組みます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 災害に備え、住宅など既存建築物の耐震化に取り組んでいます。
- 利用者のニーズに沿った安全で利便性の高い公共交通サービスの提供に取り組んでいます。
- 駐輪場の整備に取り組んでいます。

用語解説

ストック | 蓄積・在庫・資本といった意味をもつ言葉。都市のなかに形成・蓄積された公共施設、住宅などの都市基盤のこと。



魅力的な住環境の形成

良好な住環境を保全・継承し、誰もが快適に暮らしやすい魅力的なまちづくりに取り組みます。

現状と課題

本市は、大阪都市圏のなかでも早くから郊外住宅地として発展してきたまちであり、その良好な住環境は、市外からも高い評価を得ています。一方で、世帯数の増加以上に住宅数が増加していることから、空き家が増加傾向にあり、今後、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、更に空き家の増加が見込まれています。また、まちびらきから50年以上が経過した千里ニュータウン地域をはじめ、居住者の高齢化や都市基盤の老朽化などさまざまな課題を解決しながら、まちの再生を図ることが求められています。

今後も、良好な住宅・住環境を維持・継承していくため、魅力的な景観づくりをはじめとするより良好な住環境づくりや、住宅都市としての魅力をより高めるため、地域特性を活かした拠点づくりが求められています。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
住環境が魅力的だと思う市民の割合	69.4%

施策の方向性

(1) 地域特性を活かした都市の拠点づくりを進めます

【主な取組み】

① 千里中央駅周辺の活性化

北大阪地域のにぎわいと活力の中心地として、土地利用の再編や多様な都市機能の誘導など官民協働の取組みを進めます。

② 中心市街地の活性化

豊中中心軸*に位置する各駅を中心に、地域の特色を活かしながら、中心市街地の活性化につながるまちづくりを進めます。

③ 大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進

安全と環境対策に万全を期すとともに、空港の運営権者などと連携し、移転補償跡地*を活用した企業立地の促進や、就航都市との交流などを進めます。



▲ 千里中央地区

(2) 社会環境の変化に応じた住まいの確保を支援します

【主な取組み】

① 良質な住宅ストック*形成の促進

多様なライフスタイルや社会ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成や誰もが安心して住み続けられる住まいを確保するための取組みを進めます。

② 市営住宅の適切な管理

市営住宅が住宅セーフティネット*として適切に機能するよう、長期的な視点にたった維持・管理および建替・改修などを進めます。



▲ 市営二葉第3住宅

(3) まちの魅力として継承される住環境づくりを進めます

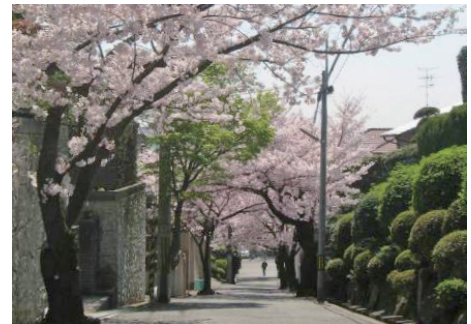
【主な取組み】

① 良好な住環境の維持・継承

周辺環境と調和した秩序ある良好な市街地形成の誘導を図ります。また、住民が主体となった地区計画*や都市景観形成推進地区（景観計画）などの制度を活用した、住環境づくりを進めます。

② 適切な規制誘導による土地利用の推進

社会環境の変化に対応しながら、良好な住宅地としてのまちの魅力を維持・継承していくため、市民・事業者の協力のもと、法令を遵守し周辺環境と調和した、秩序ある土地利用を進めます。



▲ 地区計画策定区域のまちなみ

用語解説

豊中中心軸 | 本市の発展を支えてきた国道176号および阪急宝塚線に沿った地区を第2次豊中市都市計画マスタープランで豊中中心軸と位置づけ、さまざまな都市機能の集積により、市全体に活力を与える軸の形成を図ること。

移転補償跡地 | 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（航空機騒音防止法）に基づいて、航空機の騒音対策として行われた事業により買収された土地のうち、現在も未利用地として点在している土地のこと。

ストック | 蓄積・在庫・資本といった意味をもつ言葉。都市のなかに形成・蓄積された公共施設、住宅などの都市基盤のこと。

セーフティネット | 社会保障の主たる機能を表現する言葉。あるいは社会保障そのものをセーフティネットと呼ぶ場合もある。社会の構成員が経済的困窮、疾病などの困難な状況に陥ったときにも、社会に張り巡らされたしくみやサービスによって支援され、安全・安心を保障されることを、空中ブランコのしたに張っておくネットにたとえた言い方。

地区計画 | 「都市計画法」に基づいて、一定のまとまりをもった「地区」を対象に、それぞれの地区のまちなみや特性に応じて、道路・公園などの配置や、建物の用途や形態などのきめ細かなルールを決めることができる制度のこと。

③ 空き家対策の推進

住宅の適切な管理、中古住宅の流通促進、管理不全空き家の改善・解消など、総合的な空き家対策に取り組めます。

④ バリアフリー化*の推進

誰もが活動しやすいまちにしていけるため、公共性の高い施設のバリアフリー化を進めます。

(4) まちの魅力を高める都市景観づくりを進めます

【主な取組み】

① 良好な都市景観の保全・創造

地域の自然や地形、歴史性、景観特性などの特徴を活かしながら、個性豊かで、魅力あふれる都市景観を創出します。



▲ 千里川親水空間

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 地域の特色を活かしたにぎわいづくりに取り組んでいます。
- 景観や近隣との調和に配慮し、良好な住環境の維持・継承に取り組んでいます。
- 地域に関心をもち、地域のまちづくりに参画しています。
- 空き家の適切な管理と多様な利活用に取り組んでいます。
- 商業施設や事業所などのバリアフリー化*に取り組んでいます。

用語解説

バリアフリー化 | 高齢者や障害者などが社会生活に参加するうえで支障となる物理的な障害や精神的な障壁（バリアー）を取り除き、安全で快適な生活ができるように整備すること。



産業振興の充実

地域社会を支えてきた産業のさらなる振興を図るとともに、企業立地の促進に取り組みます。

現状と課題

本市では、豊中市企業立地促進条例（平成20年度（2008年度））を施行し、市内での新規投資や本市への新規立地に対する支援など、企業立地の促進を図ってきました。また、事業所訪問による産業の現状把握に基づく、セミナーや金融支援の実施など中小企業の経営基盤の強化を行っています。さらに、とよなか起業・チャレンジセンターの設置やとよなか創業ナビの創設による起業支援の充実を行い、市内の産業の活性化に向けた取組みを進めてきました。

今後、国際情勢や国内の労働力人口の減少など、社会・経済情勢が変化するなか、本市が将来にわたって維持・発展するためには、適切かつ継続した産業振興が求められています。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
地域産業が活性化していると感じる市民の割合	16.5%

施策の方向性

（1）地域産業の活性化による都市のにぎわいづくりを進めます

【主な取組み】

① 産業振興のための企業立地の促進

大阪都心に隣接し、大阪国際空港や高速道路などをはじめとした広域交通網や、大学・研究機関の所在など、本市の立地特性を活かした企業立地の促進を図るとともに、住民と事業者の相互の理解と尊重のもとで、市内事業者の安定した操業環境の形成を図ります。

② 事業者ごとの強みを活かしたビジネスモデルの構築支援

市内事業者の状況に応じた支援策の展開や、事業者間の交流の場づくりなど、業種・業態・地域ごとの特徴をふまえ、事業者が事業の継続や発展に取り組むことができる環境づくりを進めます。



▲ ものづくりの現場

③ 地域での連携を活かした中小企業の経営基盤の強化

事業者間でのさまざまな協力関係を構築するための取組みや、商工会議所をはじめとした産業支援機関や大学などの知見を活用できる環境づくりなど、社会経済状況の変化やさまざまな課題に対応できる経営基盤の構築を支援します。

(2) 新たな事業の創出や担い手の育成を支援します

【主な取組み】

① 地域産業の活性化に向けた起業・創業支援

商工会議所などの関係機関との連携を強化し、創業を希望する方への情報提供や創業後のフォローアップなど、支援体制の充実を図ります。



▲ 体験コーナー

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 市内産業の活性化や新たな事業展開に取り組んでいます。
- 新たな事業を展開しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 経営力の向上に取り組んでいます。

第4章

いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

年齢や性別、国籍などのちがいにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重しあって、共に生きる平和な社会の実現を図ります。

また、市民文化の創造をはじめ、心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくりなど、心豊かに、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をめざします。

第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

第3章 活力ある快適なまちづくり

第4章 **いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり**

第5章 施策推進に向けた取組み

● 4-1 共に生きる平和なまちづくり

● 4-2 市民文化の創造

● 4-3 健康と生きがいづくりの推進



共に生きる平和なまちづくり

年齢や性別、国籍などのちがいにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重しあって、共に生きる平和な社会の実現に取り組みます。

現状と課題

本市は、非核平和都市（昭和58年（1983年））、人権擁護都市（昭和59年（1984年））を宣言し、人権文化*のまちづくりを進める条例（平成11年（1999年））を制定し、人権を尊重することが当たり前のこととして受け入れられる、人権文化のまちづくりに取り組んでいます。また、平和啓発では、毎年8月の平和月間を中心にパネル展や講演会などの啓発事業を実施するほか、日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議に加盟し、非核平和の実現に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、同和問題や女性・障害者・外国人・高齢者・子どもなどに関わるさまざまな人権問題が存在し、さらに、今日、情報化社会の進展に伴ってインターネット上での人権侵害事象など新たな問題が起こっています。このようななか、国においては、障害者差別解消法*やヘイトスピーチ解消法*、部落差別解消推進法*などの法律を制定しました。

本市においてもこれらの課題を解決するため、同和問題や男女共同参画、多文化共生*等の啓発事業などに取り組んでいます。引き続き、誰もが、お互いの人格と個性を尊重しながら平和に共存・共生する地域社会を築いていくため、市民・事業者・関係機関などとの連携の強化に努めながら人権文化が創造されたまちの実現に向け、取り組みを進めていく必要があります。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
人権が尊重されていると感じている市民の割合	38.0%

施策の方向性

（1）非核平和都市の実現をめざします

【主な取り組み】

① 非核平和意識の高揚

非核平和意識の高揚を図るため、教育・啓発活動を進めます。



▲ 平和月間のパネル展

(2) 同和問題をはじめ、さまざまな人権課題に関わる差別の解消を図り、人権文化*の創造を進めます

【主な取組み】

① 人権教育・啓発の推進

同和問題、女性、障害者、外国人などの人権問題への理解と課題解消に向け、人権教育・啓発活動に取り組みます。

② 相談・支援体制の充実

関係機関および施設間の連携を図るなど、相談体制のより一層の充実を図るとともに、拠点となる施設を中心とした交流促進に取り組みます。



▲ 人権講演会

③ 虐待予防・防止対策の充実

DV*や児童虐待などの被害者を支援するため、関係機関との連携を深めるとともに、市民などへの普及啓発や相談、被害者の安全確保、自立した生活の援助など支援体制の充実に取り組みます。

(3) 男女共同参画社会*の実現に向けた取組みを進めます

【主な取組み】

① すべての人へのエンパワーメント*の支援

年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、すべての人が自ら考え方や生き方を選択して生活できるよう、その人が本来持っている力を引き出すことへの支援に取り組みます。



▲ 女性の起業支援

用語解説

人権文化 | 日常の考え方や行動の根底に人権尊重の観点をもった文化のこと。

障害者差別解消法 | 正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

ヘイトスピーチ解消法 | 正式名称は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。ヘイトスピーチとは、人種・出身国・民族・宗教・性別・障害など、自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、個人または集団を攻撃・脅迫・侮辱する発言や言動のこと。

部落差別解消推進法 | 正式名称は、「部落差別の解消の推進に関する法律」。

多文化共生 | 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

DV | ドメスティックバイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、または関係があった者から振られる暴力のこと。

男女共同参画社会 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって職域・学校・地域・家庭その他のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。

エンパワーメント | その人が本来持っている力を引き出すこと。自ら意識と能力を高め、政治的・経済的・社会的および文化的に力をもった存在になること。

② あらゆる分野での女性活躍の推進

政策・方針決定過程への女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた環境整備、多様な働き方への支援に取り組みます。

(4) 多文化共生のまちづくりを進めます

【主な取組み】

① 多文化共生*施策の充実

国籍や年齢、さまざまな文化的背景などの多様性を大切に、あらゆる人々が、地域社会の構成員として共に暮らせるよう、学習・社会参画の促進や環境整備など支援施策の充実に取り組みます。

② 国際交流・国際協力活動の推進

留学生支援等の国際交流や協力活動を行っている市民団体などとの連携や支援に取り組みます。



▲ 母語教室のイベント

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 非核平和・人権文化*に関する学習会などに参加・参画しています。
- あらゆる差別を許さない社会をつくるための取組みをしています。
- 地域・職場・学校・家庭など全ての場においての人権侵害の防止に取り組んでいます。
- 男女共同参画社会*実現のための取組みをしています。
- 雇用・就労の場における機会の均等や働き続けやすい労働環境づくりに取り組んでいます。
- 多文化共生*への理解を促進する交流事業などに参加・参画しています。

用語解説

ワーク・ライフ・バランス | 働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。

多文化共生 | 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

人権文化 | 日常の考え方や行動の根底に人権尊重の観点をもった文化のこと。

男女共同参画社会 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって職域・学校・地域・家庭その他のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。



市民文化の創造

文化芸術活動の場や機会を充実させ、歴史・文化遺産を大切に受け継ぎ、魅力あふれる市民文化の創造に取り組みます。

現状と課題

国は文化芸術を「人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるもの」と位置づけ、文化芸術基本法（平成29年（2017年））、文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—（第4次基本方針）に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ることで「文化芸術立国」をめざすことを打ち出しています。

本市においても、豊中市文化芸術振興基本方針（平成20年（2008年））および文化芸術推進プラン（平成24年（2012年））を策定し、「音楽あふれるまち」をめざした取り組みをはじめ、大阪音楽大学・大阪大学・日本センチュリー交響楽団との連携協力、さまざまな団体などとの協働で事業を展開しています。また、これらの事業とともに、文化芸術センターの指定管理者の共同事業体にオーケストラが加わる画期的な運営手段が高く評価され、平成27年度（2015年度）の文化庁長官表彰「文化芸術創造都市部門」に府内で初めて選出されました。

さらに、平成30年（2018年）には文化芸術推進プランを改定し、文化芸術の力を活かして子どもたちの豊かな感性や創造力を育むとともに、さまざまな地域課題への取り組みを進めます。また、平成29年（2017年）1月にグランドオープンした文化芸術センターは、心豊かな市民生活や活力ある地域社会の実現に寄与する拠点施設として位置づけており、市民とともに文化芸術を新たに創造・発信していきます。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
文化的なまちであると感じている市民の割合	57.0%

施策の方向性

(1) 文化芸術の創造、歴史・文化資源の保全・活用を進めます

【主な取り組み】

① 文化・芸術にふれる機会や活動の場の提供

子ども・障害者・高齢者をはじめ、あらゆる人々に音楽・美術・伝統芸能など、多様なジャンルの文化芸術にふれる機会を提供するとともに、文化芸術活動に取り組める環境を整えます。

② 文化芸術センターの活用

文化芸術振興をより一層図るため、市民との協働による文化芸術創造活動の支援や文化芸術を担う人材の育成を推進します。

③ “音楽あふれるまち豊中”の推進

多様な主体との連携事業を展開するとともに、練習や発表、鑑賞の場と機会の充実を図ります。また、音楽をはじめ文化芸術が有する創造性を地域活性化などに活かします。

④ 歴史・文化遺産の保護・保存と活用

本市の歴史や文化財などを次世代に継承していくため、文化遺産などの保護・保存を図るとともに、地域資源として周知や啓発、活用に取り組みます。

⑤ 姉妹都市・兄弟都市との交流促進

姉妹都市のサンマテオ市（アメリカ、カリフォルニア州）と兄弟都市の沖縄市とは、今後も更に交流を図るとともに、市民間での交流促進を支援します。



▲ 豊中まつり：沖縄音舞台



▲ まちなかクラシック



▲ サンマテオ市姉妹都市交流

市民・事業者の主な取り組みイメージ

- 文化芸術活動に参加しています。
- 文化芸術活動を支援しています。
- 歴史・文化遺産の保存・活用の取り組みを支援しています。
- 歴史・文化資源の魅力発信を行っています。
- 姉妹都市・兄弟都市との交流に取り組んでいます。



健康と生きがいづくりの推進

誰もが学びや運動などの生きがいを通して、地域とつながり健やかで心豊かに暮らせるよう取り組みます。

現状と課題

国は、教育基本法に基づき、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」をめざして生涯学習の振興に取り組んでいます。

本市でも生涯学習の推進拠点である公民館や図書館等においては、地域や関係機関などと連携しながら、あらゆる年代の市民が学び、いきいきと社会参加できる場や機会の提供を行っています。また、スポーツ推進計画（平成26年（2014年））を策定し、市民の健康の保持・増進などを目的とした運動を促しています。

今後も、生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくり、健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

市民の意識	平成29年度(2017年度)
生きがいをもって心豊かに暮らせると感じている市民の割合	46.9%

施策の方向性

（1）生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます

【主な取り組み】

① 学びの支援と学習機会の充実

生涯を通して学ぶことができるよう、必要な資料や情報の提供を行います。また、市民・高校・大学・関係機関などとの協働・連携を更に進めるなど、多様な学習機会の充実を図ります。

② 地域における学習活動などの推進

学びの成果を生活課題や地域課題の解決に向けた取り組みに活かすための場や機会づくりを進めます。また、地域における自主的な学習や社会教育などの活動が活発に行われるよう、担い手となる人々の出会いの場づくりと育成・交流の支援を行います。



▲ とよなか地域創生塾：音楽創作ワークショップ

(2) 生涯を通じて、健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます

【主な取組み】

① 食育の推進

市民自らが食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるための食育を進めます。

② スポーツの推進

市民の参画と多様な主体との協働により、市民がスポーツできる機会と場の充実を図るとともに、スポーツ施設の利用を進めます。



▲ 豊中ローズ球場

③ 高齢者の介護予防の推進

高齢期になっても心身ともに健やかに暮らせるよう、市民一人ひとりの主体的な健康づくりや地域での取組みを支援します。



▲ 元気に介護予防運動教室

④ 高齢者の社会参加の促進

高齢者が培ってきた経験や能力を活かせるよう、就労・就業の機会を創出するとともに、地域活動などへの参加を進めます。

市民・事業者の主な取組みイメージ

- 生涯学習の場や機会を創出しています。
- スポーツの場や機会を創出しています。
- 生涯学習での成果を地域に還元しています。
- 食に関する正しい知識を習得し、健全な食生活を実践しています。
- 地域包括ケアシステム*に基づく介護予防に取り組んでいます。
- これまで培ってきた経験や能力を、地域活動に活かしています。
- 高齢者の就労・就業機会を創出しています。

用語解説

地域包括ケアシステム | 可能な限り住み慣れた地域で全ての人が安心して生活を継続できるよう、多様な主体でネットワークを構築し、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが切れめなく有機的かつ一体的に提供される体制のこと。

第5章

施策推進に向けた取組み

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識し、地域の課題を共有しながら、「まちの将来像」の実現に向けて取り組めるよう、自治の基本原則である「情報共有」「参画」「協働」に基づく市政運営を推進します。

また、人と人、人と地域が支えあいながら安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します。

今後想定される社会環境の変化においても、持続可能な行財政運営を推進していくために、未来志向型の改革をはじめ、人材育成、資産の有効活用、都市ブランドの向上、広域・都市間連携の推進など、多様な主体の力を活用して施策を推進します。

第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

第3章 活力ある快適なまちづくり

第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

第5章 施策推進に向けた取組み

● 5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづくり

● 5-2 持続可能な行財政運営の推進



情報共有・参画・協働に基づくまちづくり

人と人、人と地域、地域と地域が支えあいながら安心して暮らせる地域コミュニティを形成し、市民・事業者・行政が目標を共有し、それぞれの役割を意識してまちづくりに取り組みます。

現状と課題

地域課題が多様化、複雑化するなか、地域のことをよく知る市民・事業者が主体となり、行政と連携しながら課題に取り組むまちづくりが全国的に進められるようになってきました。

本市においても、教育・福祉・環境・防犯などさまざまな分野で地域活動が展開され、協働による市民自治のまちづくりを進めてきました。

今後も、こうした「市民力」「地域力」をより一層発揮し、市民自治に基づく市政運営を進展させていくためには、さまざまな媒体を活用した効果的な情報発信、市民参画機会の拡大、協働への理解促進と地域課題の共有・対応など、情報共有・参画・協働のしよみの充実を図っていくことが求められます。さらに、多様な人たちが関われるよう地域コミュニティの活性化を進めていく必要があります。

施策の方向性

(1) 市政情報の発信・提供・公開を推進します

【主な取組み】

① 広報機能の充実

市政情報が伝わり共有されるよう、広報誌やホームページを中心としながら、多様な媒体を効果的・効率的に活用します。



▲ 広報とよなか

(2) 市民が参画できる機会の充実を図ります

【主な取組み】

① 市民意識・意見の把握機会の充実

アンケートや意見交換会など、多様な手法により市民意識・意見を把握する機会をもち、その成果が施策の展開へ活かされるよう取り組みます。

② 市政への市民参画機会の充実

課題の把握・計画・実施・評価など市政を進めていく各段階において、多様な立場の人が参画しやすい機会づくりを進めます。

(3) 地域課題の共有を図り、協働によるまちづくりを推進します

【主な取組み】

① 協働事業の充実

協働への理解を深め、地域課題の共有を図りながら、市民・事業者・行政など、多様な主体による協働をより一層進めます。

② 市民が主役のまちづくりの推進

多様な分野で市民・事業者が主体的に市民公益活動に取り組み、継続的に展開できるよう支援します。また、活動などの情報発信や交流事業などによる活動間の連携促進を図ります。



▲ リサイクル本の販売



▲ とよなか夢基金

(4) 多様な人たちが関わる地域自治を推進します

【主な取組み】

① 地域自治組織の設立および活動支援

地域の人のつながりづくりや地域への愛着・地域意識の醸成を促進するとともに、地域自治組織の設立や継続的な地域活動への支援をするなど、地域コミュニティの活性化を進めます。

② 地域活動の担い手の発掘・育成支援

地域自治への理解を深め、地域活動へ参加するきっかけづくりとして、情報発信や機会の提供などを進めます。



持続可能な行財政運営の推進

効果的・効率的に施策を展開し、都市の価値を高めながら、持続可能な行財政運営を推進します。

現状と課題

地方自治制度の改革や人口減少・少子高齢化など、社会経済環境の変化により、地方自治体においては、限られた資源のなかで、地域の特色を活かした創意工夫のもと、自己決定と自己責任による自治体運営が求められるようになりました。

本市においても、平成24年（2012年）4月に中核市へ移行するなど、権限の取得による市民サービスの拡充や、地域特性・地域資源を活用したまちづくりを進めてきました。一方、従来から継続して行財政改革に取り組んできましたが、今後さらなる高齢化の進行などによる社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化への対応など社会情勢が厳しくなることが想定されます。そのため、より効果的・効率的な自治体運営による持続可能な行財政運営の推進が求められます。

さらに、都市の価値や魅力をより一層高め、市内外の多くの人々から「住みたい」「住み続けたい」と選ばれる魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

（1）公正で効果的・効率的な市政運営を進めます

【主な取組み】

① 適正性・公正性・公平性を確保した業務執行

行政不服審査制度・苦情処理制度・監査制度（監査委員監査・包括外部監査など）、庁内コンプライアンス*などを的確に運用します。

② 行政評価制度*に基づく総合的な施策推進

成果重視の行政評価制度に基づき、職員間で施策や事務事業の目的や課題を共有するとともに、市民への説明責任を果たすことで市民と目的や課題などの情報を共有し、成果と効果を重視した総合的な施策推進を図ります。

③ 人材育成の推進

時代の変化に対応した質の高い市民サービスを提供するため、職場と人事制度の連携による総合的・計画的な取組みを進め、職員の自己啓発による成長を促進します。

④ 財政健全化の推進

市有施設の老朽化に伴う施設の更新や社会経済情勢の変動など不測の事態に備えるため、基金への積立などを行うとともに、財務内容の健全化に取り組みます。

⑤ 新たな歳入の創出など財源の確保

課税の適正化および市税収納率向上をより一層推進します。また、債権一元化による徴収などの歳入確保や、ふるさと納税等の寄附金収入の拡大など、新たな歳入の創出を図り、財源の確保に取り組みます。

⑥ 民間資源の活用

事務事業を常に検証し、民間委託・指定管理者制度*・貸付・事業の民営化などにより民間資源の活用を進めます。

⑦ 効果的・効率的な市民サービスの提供

市民ニーズや社会情勢をふまえながら、行政の仕事のあり方を見直し、限られた資源を有効に活用して、市民サービスの向上に取り組みます。

(2) 適切な公共施設マネジメントを進めます

【主な取組み】

① 施設総量フレーム*内での公共施設の適正配置

公共施設の更新や再配置にあたっては、将来にわたって安定して維持できる公共施設総量の枠組みに沿って、施設の設置目的・性質・分布状況・まちづくりの方向性などを勘案しながら、施設の合築などの複合化や多機能化を基本の考え方として適正かつ戦略的な配置を進めます。

用語解説

コンプライアンス | 法令遵守のこと。

行政評価制度 | 行政活動（政策・施策・事務事業）を、一定の基準・指標（ものさし）を使って客観的に評価することで、その効果・効率・目標達成度などを継続的にチェックし、行政資源の効率的な分配に役立てる制度。

指定管理者制度 | 公の施設の管理運営を法人やその他団体に委ねることができるという制度のこと。

施設総量フレーム | 持続可能性を考慮した施設総量のこと。

(3) 都市の価値の創造と魅力の発信を進めます

【主な取組み】

① 魅力創造の推進

本市が「暮らしの舞台」として選ばれるよう、各分野の取組みと連携しながら、地域資源や地域特性を活かした出会い・交流・学びの機会の充実を図ることなどにより、魅力を創造します。

② シティプロモーション*の推進

ブランドメッセージ*などを活用しながら、市内外に魅力の発信を行うことにより、本市への関心を高めます。



▲ 高校野球発祥の地記念公園



▲ 転勤者向けプロモーション

(4) 多角的な連携に取り組みます

【主な取組み】

① 事業者や大学などとの連携の推進

よりよい市民サービスを提供するため、事業者や大学などがもっているノウハウやアイデアを積極的に活用します。

② 都市間連携の推進

広域的な住民ニーズに対応したサービスの向上を図るため、近隣市町などとの水平的・相互補完的な役割分担による連携を進めます。

用語解説

シティプロモーション | 都市の魅力を積極的に発信し、知名度の向上とともに、都市に必要な資源の獲得をめざす活動のこと。
ブランドメッセージ | 都市ブランドにとって、最も大切にすべきことを象徴するキーワード（「とともに、とよなか」）のこと。



リーディングプロジェクト
南部地域活性化プロジェクト



リーディングプロジェクト 南部地域活性化プロジェクト

南部地域の現状と課題

【現状】

南部地域は、名神高速道路以南をエリアとする地域です。高度経済成長の時代には、木造賃貸住宅や小規模戸建住宅などが集中的に建設されました。一方、神崎川沿いの地区や三国塚口線・大阪南池田線の周辺には企業も立地しています。庄内駅周辺には、にぎわいのある商業地のほか、大阪音楽大学・文化ホール・社寺など文化的環境が形成されています。

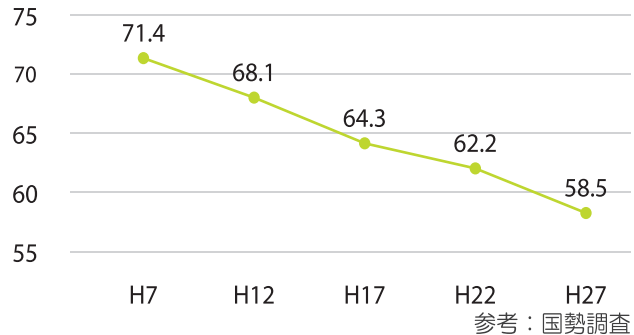
【課題】

南部地域の人口は、他の地域に比べて減少傾向が顕著となっており、少子化も進んでいます。また、教育環境では、児童・生徒数の減少に加えて、学習課題や生活課題を抱えている児童・生徒がみられます。

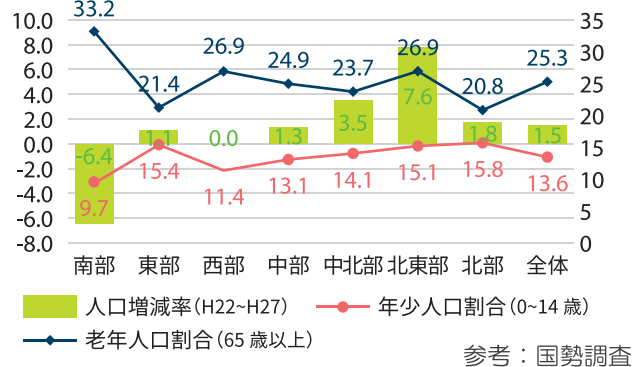
住環境では、狭隘な道路をはじめ、年数の経過した長屋住宅や文化住宅などが多く集積しており、防災上の課題となっています。

今後、立地特性を活かし魅力を高めながら、地域の活性化を図ることが求められています。

■ 南部地域の人口推移
(千人)



■ 地域別人口増減率・年少人口割合・老年人口割合
(%)

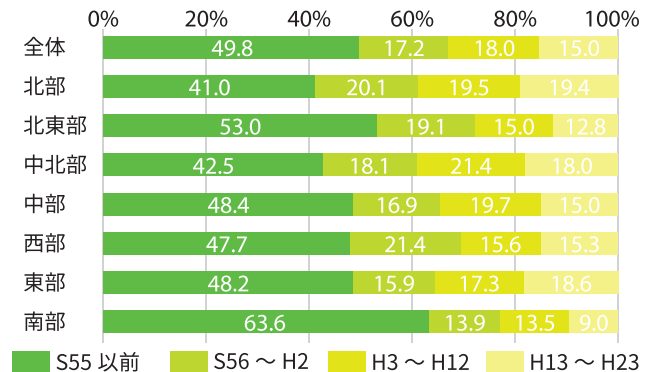


プロジェクトの位置づけ

南部地域が抱える緊急的な課題を乗り越え、もてる力を活かした魅力あふれるまちへと発展していくことが市全体の活性化にも寄与していくことから、リーディングプロジェクトに位置づけるものです。

リーディングプロジェクトの推進にあたっては、多様な主体との連携や民間活力の効果的な活用を図りながら、経営資源を重点的に配分します。

■ 建物建築時期別割合



プロジェクトの方向性と目標

南部地域から“みらい”を

南部地域に暮らしたい、訪れたいと思う人を増やし、
南部地域に暮らす人々がより一層、
愛着と誇りをもてるまちづくりを進めながら、
“みらいのとよなか”につながるまちづくりを進めます。



主な取組み

(1) 子どもたちの元気があふれるまちづくり

- 親子とも不安を抱えこまず、子どもたちが健やかに育まれるよう、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
- 学習・生活課題などさまざまな課題を解決するため、学校再編による小中一貫教育の推進などを柱とした魅力ある学校づくりを進めます。
- 子どもたちが多様な関わりあいや体験を通じて、互いを尊重しあえる豊かな人間性を育てるよう、学びの機会・生活環境の充実を図ります。

(2) 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

- まちの不燃化や耐震化の促進など、災害に強いまちづくりを進めます。
- 災害や犯罪などに対する安全対策を高められるよう、地域の防災力・防犯力の向上を図ります。
- 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステム*の充実を図ります。

(3) にぎわいとゆとりのあるまちづくり

- 地域拠点やにぎわい拠点を形成するため、(仮称)南部コラボセンターの建設など、公共施設の再編を進めます。
- 地域に暮らす人々や訪れる人々が快適さやゆとりを感じられるよう、良好な都市景観の形成を図ります。
- 事業所の操業環境を整え、産業振興を図ります。
- 南部地域固有の資源や大都市に隣接する立地特性を活かしながら、まちの魅力向上を図ります。

用語解説

地域包括ケアシステム | 可能な限り住み慣れた地域で全ての人が安心して生活を継続できるよう、多様な主体でネットワークを構築し、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが切れめなく有機的かつ一体的に提供される体制のこと。

03

資料編

1 総合計画策定にかかる根拠条例

豊中市自治基本条例（抜粋）

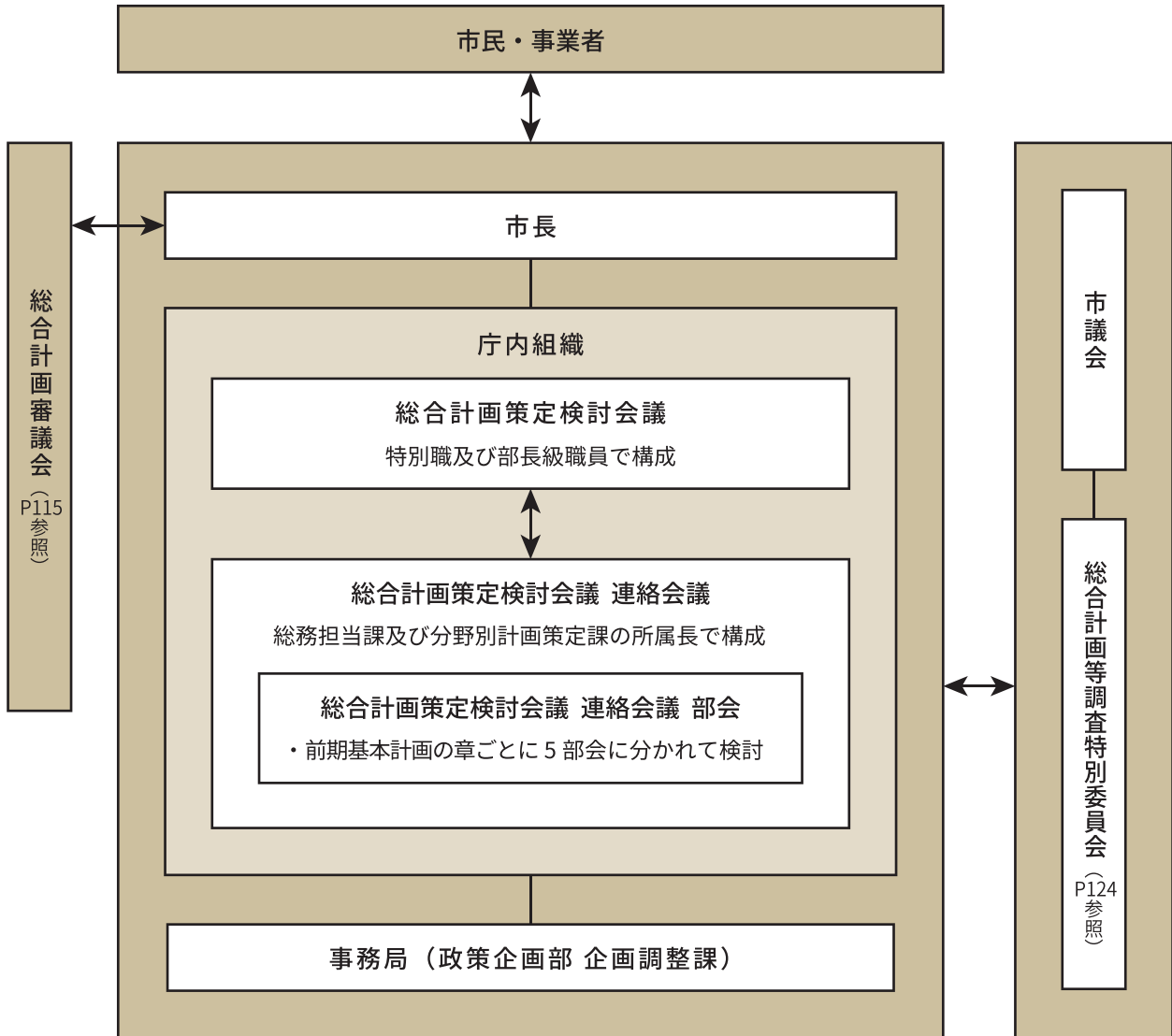
（総合計画）

- 第14条 市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。
- 2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにしなければならない。

豊中市総合計画の基本構想の議決に関する条例（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、総合計画の基本構想（豊中市自治基本条例（平成19年豊中市条例第4号）第14条第1項の基本構想をいう。）の策定、変更又は廃止については、議会の議決すべき事件とする。

2 策定体制



3 策定経過

会議等の開催経過

■ 審議会 ◆ 市民会議等 ● 市議会 ▲ 庁内会議

平成 27 年度
(2015 年度)

開催日	会議等の内容
5月28日	▲ 第1回豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第4次豊中市総合計画策定検討会議 【内容】 第4次豊中市総合計画策定の方向性について策定スケジュールについて等
5月29日	▲ 第1回豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第4次豊中市総合計画策定検討会議連絡会議 【内容】 第4次豊中市総合計画策定の方向性について策定スケジュールについて等
6月24日～26日	▲ 第1回総合計画策定検討会議連絡会議部会（4部会） 【内容】 基本構想（骨子案）の検討
7月10日～14日	▲ 第2回総合計画策定検討会議連絡会議部会（4部会） 【内容】 基本構想（骨子案）の検討
7月10日～9月30日	◆ 小学生作文募集
7月29日～31日	▲ 第3回総合計画策定検討会議連絡会議部会（4部会） 【内容】 基本構想（骨子案）の検討
8月6日～25日	◆ まちづくりのための市民意識調査
8月11日	▲ 第2回豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第4次豊中市総合計画策定検討会議連絡会議 【内容】 基本構想の概要について
8月24日	▲ 第2回豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第4次豊中市総合計画策定検討会議 【内容】 基本構想の概要について
9月16日～10月7日	◆ 事業所アンケート
10月28日～1月13日	◆ 市民ワークショップ（計6回） 【内容】 「住んでみたいまち」のイメージについて まちの将来像（案）について 市民の役割について 等 進行役/砂原庸介氏 （大阪大学大学院 法学研究科 准教授） 【会場】 蛍池公民館

開催日	会議等の内容
12月25日	▲ 第3回豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び 第4次豊中市総合計画策定検討会議 【内容】 各種調査の結果について 小学生からの応募作文と 市民ワークショップの内容について 第4次豊中市総合計画基本構想案の概要について 等
12月25日	▲ 第3回豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び 第4次豊中市総合計画策定検討会議連絡会議 【内容】 各種調査の結果について 小学生からの応募作文と 市民ワークショップの内容について 第4次豊中市総合計画基本構想案の概要について 等
1月8日	▲ 第1回職員ワークショップ 【内容】 平成27年度市民意識調査結果（概要）の考察 講師／伊丹康二氏 （大阪大学大学院 工学研究科 地球総合工学専攻 助教）
1月13日～26日	◆ 事業者ヒアリング
1月27日	▲ 第2回職員ワークショップ 【内容】 現総合計画の施策体系の見直しに関する考察
2月23日	▲ 第4回豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び 第4次豊中市総合計画策定検討会議連絡会議 【内容】 基本構想（骨子案）について 前期基本計画（骨子案）について 等
3月22日	▲ 第4回豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び 第4次豊中市総合計画策定検討会議 【内容】 基本構想（素案）について 前期基本計画（骨子案）について 等
3月24日	● 豊中市議会3月定例会 【内容】 豊中市総合計画の基本構想の議決に関する条例＜原案可決＞

■ 審議会 ◆ 市民会議等 ● 市議会 ▲ 庁内会議



開催日	会議等の内容
4月26日	▲ 第1回第4次豊中市総合計画策定検討会議連絡会議 【内容】 基本構想（素案）について
5月13日	▲ 第1回第4次豊中市総合計画策定検討会議 【内容】 基本構想（素案）について 前期基本計画（骨子案）について 等

開催日	会議等の内容
5月25日	<p>▲ 第2回第4次豊中市総合計画策定検討会議連絡会議 【内容】 前期基本計画（骨子案）について 部会の設置について 等</p>
6月24日～26日	<p>◆ 「豊中の未来の話をしよう」豊中市民フォーラム（計3回） 【内容】 講演 基本構想（素案）について 等 【会場】 中央公民館 講師／三宅正弘氏 （武庫川女子大学 生活環境学部 准教授） 庄内公民館 講師／増森兆氏 （第六中学校区地域教育協議会会長） 千里公民館 講師／向井利佳子氏 （千里ニュータウンFM放送株式会社 取締役 放送局長） 上村有里氏 （赤ちゃんからのESD 代表）</p>
7月1日～ 9月30日	<p>◆ 総合計画冊子のイラスト募集</p>
7月5日～7日	<p>▲ 第1回第4次豊中市総合計画策定検討会議連絡会議部会（5部会） 【内容】 前期基本計画の施策について</p>
8月1日	<p>● 第1回総合計画等調査特別委員会 【内容】 基本構想（素案）等の調査</p>
8月18日	<p>● 第2回総合計画等調査特別委員会 【内容】 基本構想（素案）等の調査</p>
8月29日～31日	<p>▲ 第2回第4次豊中市総合計画策定検討会議連絡会議部会（5部会） 【内容】 前期基本計画の施策の考え方について 前期基本計画の「めざすべきすがた・評価指標」について 等</p>
9月20日	<p>■ 第1回豊中市総合計画審議会 【内容】 基本構想（素案）の諮問・審議 等</p>
10月4日	<p>■ 第2回豊中市総合計画審議会 【内容】 基本構想（素案）について 等</p>
11月1日～4日	<p>▲ 第3回第4次豊中市総合計画策定検討会議連絡会議部会（5部会） 【内容】 前期基本計画（素案）について</p>
11月4日	<p>● 第3回総合計画等調査特別委員会 【内容】 基本構想（素案）等の調査</p>
11月22日	<p>■ 第3回豊中市総合計画審議会 【内容】 基本構想（素案）の答申案について</p>

開催日	会議等の内容
11月29日	▲ 第3回第4次豊中市総合計画策定検討会議連絡会議 【内容】前期基本計画（素案）について
12月26日	▲ 第2回第4次豊中市総合計画策定検討会議 【内容】前期基本計画（素案）について
1月18日	● 第4回総合計画等調査特別委員会 【内容】前期基本計画（素案）等の調査
1月31日	■ 第4回豊中市総合計画審議会 【内容】基本構想（素案）の答申 前期基本計画（素案）の諮問・審議 等
2月9日、11日	■ 第1回豊中市総合計画審議会専門部会（2部会） 【内容】市民活動団体との意見交換
2月17日	▲ 第3回第4次豊中市総合計画策定検討会議 【内容】基本構想（素案）への答申内容について 前期基本計画（素案）の検討状況について 等
2月21日、23日	■ 第2回豊中市総合計画審議会専門部会（2部会） 【内容】前期基本計画（素案）の施策について
3月22日	◆ 企業フォーラム 【内容】第4次豊中市総合計画（素案）の内容について 講師／東一洋氏 （株式会社 日本総合研究所） 【会場】蛍池公民館

■ 審議会 ◆ 市民会議等 ● 市議会 ▲ 庁内会議

平成29年度
(2017年度)

開催日	会議等の内容
4月25日	▲ 第1回第4次豊中市総合計画策定検討会議連絡会議 【内容】前期基本計画（素案）について
5月12日	■ 第1回豊中市総合計画審議会 【内容】前期基本計画（素案）の答申案について
5月16日	● 第1回総合計画等調査特別委員会懇談会 【内容】基本構想（素案）・前期基本計画（素案）等の調査
6月19日～ 7月14日	◆ 市民意識調査
7月10日	■ 豊中市総合計画審議会から前期基本計画（素案）の答申

開催日	会議等の内容
7月18日	<p>● 第1回総合計画等調査特別委員会 【内容】前期基本計画（素案）等の調査</p>
7月27日	<p>▲ 第1回第4次豊中市総合計画策定検討会議 【内容】前期基本計画（素案）の修正の考え方について</p>
9月11日～ 10月2日	<p>◆ 第4次豊中市総合計画（素案）への意見公募（パブリックコメント）</p>
9月27日	<p>▲ 第1回職員ワークショップ 【内容】政策評価指標の検討</p>
10月20日	<p>● 第2回総合計画等調査特別委員会 【内容】基本構想（素案）・前期基本計画（素案）等の調査</p>
10月30日	<p>▲ 第2回職員ワークショップ 【内容】政策評価シミュレーション 講師／久隆浩氏 （近畿大学 総合社会学部 教授）</p>
10月31日	<p>▲ 第2回第4次豊中市総合計画策定検討会議 【内容】第4次豊中市総合計画（素案）に関する意見募集の結果について</p>
11月13日	<p>● 第2回総合計画等調査特別委員会懇談会 【内容】基本構想（素案）・前期基本計画（素案）等の報告</p>
12月19日	<p>● 豊中市議会 12月定例会 【内容】第3次豊中市総合計画基本構想の廃止及び第4次豊中市総合計画基本構想の策定について＜原案可決＞</p>
2月7日	<p>◆ 総合計画シンポジウム 【内容】「第4次豊中市総合計画」の概要説明 パネルディスカッション パネリスト／加藤晃規氏 （関西学院大学 名誉教授） 國貞眞司氏 （豊中商工会議所 名誉会頭） 石川路子氏 （甲南大学 経済学部 教授、地域連携センター参与） 浅利敬一郎氏 （豊中市長） 【会場】豊中市立文化芸術センター 小ホール</p>

4 策定に係る取組み

[市民への取組み]

取 組 み	開 催 時 期	概 要
小学生作文募集	平成 27 年 (2015 年) 7 月 10 日～9 月 30 日	10 年後の子どもたちのなりたい姿やまちがこうあってほしいなどの思いを知るため、4 年生～6 年生の小学生から作文を募集。市内 37 小学校から計 808 通の応募。市制施行 80 周年記念式典において、選ばれた 10 人が自分の作文を発表。
まちづくりのための 市民意識調査	平成 27 年 (2015 年) 8 月 6 日～8 月 25 日	市の現状や特性の把握、課題の抽出を目的に実施。8,000 件配布し、2,838 件回収。
市民ワークショップ	平成 27 年 (2015 年) 10 月 28 日～1 月 13 日	「豊中の将来像」を検討するための市民ワークショップを開催。豊中市の現状・課題の把握、分野別の将来像の検討、第 4 次豊中市総合計画の豊中の将来像の検討、都市計画マスタープランの重点的に取り組むテーマの検討を実施。
市民フォーラム	平成 28 年 (2016 年) 6 月 24 日～6 月 26 日	「豊中の未来」について、市民から意見をいただく、市民フォーラムを開催。第4次豊中市総合計画基本構想(素案)及び都市計画マスタープラン(将来都市像の素案)の報告と参加者によるグループワークを実施。
総合計画冊子の イラスト募集	平成 28 年 (2016 年) 7 月 1 日～9 月 30 日	未来を担う若い世代に豊中のまちやその未来に興味をもってもらうため「将来の豊中市」をテーマに募集。中学生世代対象の A 部門 94 作品と高校生世代対象の B 部門 16 作品の合わせて 110 作品の応募。応募作品を、市制施行 80 周年記念式典に合わせ 10 月 10 日～16 日の間、市立文化芸術センターにおいて展示するとともに、同計画の表紙を飾る作品を選ぶ市民投票を実施。延べ 162 人が投票し、部門ごとに投票数の最も多かった作品を最優秀賞に、また続いて投票数の多かった作品 2 点ずつを優秀賞に決定。
市民意識調査	平成 29 年 (2017 年) 6 月 20 日～7 月 16 日	「第 4 次豊中市総合計画」の策定に向け、市の施策についての市民の関心の現状を把握するために実施。8,000 件配布し、3,568 件回収。
パブリックコメント	平成 29 年 (2017 年) 9 月 11 日～10 月 2 日	「第 4 次豊中市総合計画基本構想(素案)」と「前期基本計画(素案)」に対する市民意見を公募。基本構想(素案)について 4 件、前期基本計画(素案)について 6 件の意見。
総合計画シンポジウム	平成 30 年 (2018 年) 2 月 7 日	豊中市のまちの将来像など総合計画の内容の周知とパネルディスカッションを通じた豊中の未来を考える機会として、シンポジウムを開催。約 200 名参加。

[事業者への取組み]

取 組 み	開 催 時 期	概 要
事業所アンケート	平成 27 年 (2015 年) 9 月 16 日～10 月 7 日	豊中市に立地する事業者から、産業立地に関する評価・魅力をお聞きし、課題を把握するために実施。1,000 件配布し、253 件回収。
事業所ヒアリング	平成 28 年 (2016 年) 1 月 13 日～1 月 26 日	豊中市が事業所から産業及び住宅の立地に関してどのように評価されているかの把握や豊中市に民間投資を呼び込むための方策の検討、事業所が行政に期待すること・協働して取組みたいことを把握するために実施。対象 5 社。
	平成 28 年 (2016 年) 7 月 8 日～7 月 22 日	企業フォーラムの開催に向け、事業所からみた行政に期待することや、協働して取組みたいことなどを把握するために実施。対象 5 社。
企業フォーラム	平成 29 年 (2017 年) 3 月 22 日	企業とともにみらいを創るとよなか企業フォーラムを開催。第 4 次豊中市総合計画 (素案) の内容の報告と「企業と創る公共空間のつくりかたについて」をテーマとした講演会を実施。約 50 社参加。

[イラスト表彰作品]

【A部門】

最優秀賞（概要版の表紙）



豊中市立第七中学校3年
松田 夏季 さん

優秀賞



豊中市立第十七中学校1年
治部 晶 さん

優秀賞



豊中市立第七中学校3年
若林 桃加 さん

【B部門】

最優秀賞（本編の表紙）



大阪府立桜塚高等学校1年
平井 葉月 さん

優秀賞



私立梅花高等学校2年
橋爪 結衣 さん

優秀賞



大阪府立桜塚高等学校3年
久保 七海 さん

※ 学年は平成28年（2016年）当時のもの

5 総合計画審議会

執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	豊中市総合計画審議会	総合計画に関する重要事項の調査審議に関する事務

（委任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

豊中市総合計画審議会規則（抜粋）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画に関する重要事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

第3条 審議会は、委員9人以内で組織する。

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

- 2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第5条 委員は、当該諮問にかかる調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

- 2 特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、市長はこれを解嘱又は解任することができる。

第6条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代理する。

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 会長は、専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長をもって充てる。

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見

を聞くことができる。

第10条 審議会の庶務は、政策企画部企画調整課において処理する。

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

審議経過

回	開催日	審議内容
平成28年度第1回 総合計画審議会	平成28年 (2016年) 9月20日	・第4次豊中市総合計画基本構想(素案)の諮問 ・第4次豊中市総合計画基本構想(素案)について
平成28年度第2回 総合計画審議会	平成28年 (2016年) 10月4日	・第4次豊中市総合計画基本構想(素案)について
平成28年度第3回 総合計画審議会	平成28年 (2016年) 11月22日	・第4次豊中市総合計画基本構想(素案)の答申案について
平成28年度第4回 総合計画審議会	平成29年 (2017年) 1月31日	・第4次豊中市総合計画基本構想(素案)の答申 ・第4次豊中市総合計画前期基本計画(素案)の諮問 ・第4次豊中市総合計画前期基本計画(素案)の構成とリーディングプロジェクトについて
平成28年度第1回 総合計画審議会 第1専門部会	平成29年 (2017年) 2月11日	・第4次豊中市総合計画前期基本計画(素案)の第1章、第2章、第4章に係る市民活動団体等との意見交換
平成28年度第1回 総合計画審議会 第2専門部会	平成29年 (2017年) 2月9日	・第4次豊中市総合計画前期基本計画(素案)の第3章、第5章に係る市民活動団体等との意見交換
平成28年度第2回 総合計画審議会 第1専門部会	平成29年 (2017年) 2月21日	・第4次豊中市総合計画前期基本計画(素案)の第1章、第2章、第4章について
平成28年度第2回 総合計画審議会 第2専門部会	平成29年 (2017年) 2月23日	・第4次豊中市総合計画前期基本計画(素案)の第3章、第5章について
平成29年度第1回 総合計画審議会	平成29年 (2017年) 5月12日	・第4次豊中市総合計画前期基本計画(素案)の答申案について
—	平成29年 (2017年) 7月10日	・第4次豊中市総合計画前期基本計画(素案)の答申

審議会委員

区 分	名 前	役 職 等	専 門 部 会
学識経験者 (6名)	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授	第 2
	○ 赤尾 勝己	関西大学文学部教育文化専修 教授	第 1
	◎ 加藤 晃規	関西学院大学 名誉教授	部会長
	國貞 眞司	豊中商工会議所 会頭	第 2
	斉藤 弥生	大阪大学大学院人間科学研究科 教授	第 1
	宗前 清貞	関西学院大学総合政策学部 准教授	第 2
市民 (3名)	大澤 嘉騎	公募市民	第 1
	廣瀬 淳	公募市民	第 1
	廣瀬 史朗	公募市民	第 2

◎は会長、○は会長職務代理者

※ 区分ごとに五十音順、敬称略、役職等は平成 28 年（2016 年）6 月 1 日現在のもの

基本構想（素案）についての諮問

豊政企第744号
平成28年（2016年）9月20日

豊中市総合計画審議会 会長 様

豊中市長 浅利 敬一郎

第4次豊中市総合計画基本構想（素案）について（諮問）

別途の第4次豊中市総合計画基本構想（素案）について、豊中市総合計画審議会規則第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

基本構想（素案）についての答申

平成29年（2017年）1月31日

豊中市長
浅利 敬一郎 様

豊中市総合計画審議会
会長 加藤 晃規

第4次豊中市総合計画基本構想（素案）について（答申）

平成28年（2016年）9月20日に本審議会に諮問された、第4次豊中市総合計画基本構想（素案）について、審議結果を別紙のとおり答申します。

I. 答申にあたって

豊中市は、昭和 44 年（1969 年）に、市として初めてとなる総合計画を策定して以来、市民ニーズや時代の変化に対応した総合計画を策定しながら、まちづくりを進めてきました。その結果、豊中市は、北摂都市のなかでも良好な住宅都市としての価値を築き、多くの市民に愛されるまちへと発展してきました。

現在、豊中市は、平成 32 年度（2020 年度）を目標年度とする「第 3 次豊中市総合計画」を進めている一方で、少子高齢化やライフスタイルの変化への対応など、行政課題が複雑多様化してきています。また、グローバル化や情報技術の進展等により、社会環境の変化もこれまで以上に速くなってきています。

豊中市では、こうした課題に対応していくために、「第 3 次豊中市総合計画」の見直しを進めており、この度、平成 28 年（2016 年）9 月 20 日付で、浅利市長から当審議会に対し、基本構想（素案）についての諮問がなされました。

当審議会では、限られた時間のもと、基本構想の根幹となる「まちの将来像」と「施策大綱」について、集中的かつ精力的に審議を行いました。

審議においては、豊中市の現状や課題をいかに市民や事業者の方と共有していくのか、まちの将来像として掲げる趣旨をどのように定義づけしていくのかに主眼を置きながら意見を取りまとめました。

基本構想の策定にあたっては、当審議会の意見を十分にふまえ検討していただくことをお願いするものであります。

II. 第 4 次豊中市総合計画基本構想（素案）への意見

当審議会は、豊中市が進める新しい総合計画の策定に向け、「子育て・子育て、教育環境の充実」、「安全・安心の確保」、「都市の活力と快適性の向上」、「健康な暮らしと活躍できる社会の構築」、「持続可能な市政運営の推

進」の課題や社会環境の変化に対応できる基本構想となるよう、調査審議を行いました。

社会環境の変化がこれまで以上に早くなっているなか、基本構想（素案）では、計画期間の見直しや、想定する将来人口の位置づけを基本構想から基本計画に変更するなど、工夫がなされています。

成案化にあたっては、これまでの総合計画の過程をふまえた豊中市らしい将来像が描かれているか、より市民・事業者と課題を共有し、共に進める内容となっているか、という視点で審議しました。

審議結果を以下のとおりとりまとめ、意見として申し述べます。

豊中市の課題について

- ・ 過去 10 年の財政状況の変化と今後 10 年を見据えて、課題を設定する必要がある。

まちの将来像について

- ・ 「(案 1) みらい創造都市 とよなか～明日がもっと楽しみなまち～」は、成長路線的な意味合いを含んでおり、これまでの各総合計画の方向性を考えると、当案が望ましい。
- ・ まちの将来像を「みらい創造都市 とよなか～明日がもっと楽しみなまち～」にするならば、次の点を明確にし、分かりやすく示す必要がある。
 - ① 課題や豊中らしさをふまえた創造都市の姿を示す必要がある。
 - ② 創造都市になることで、豊中市がどう変化するのか示す必要がある。
- ・ 創造都市をめざしていくには、市民や企業など多様な主体の協働によるまちづくりを進める必要がある。

施策大綱について

- ・ 市のさまざまな課題、特に厳しくなると想定される財政状況の課題を、市民の方と共有して、取組みを進める必要がある。

- ・ 「選択と集中」による戦略的・戦術的な取組みで、多くの人に豊中を選んでもらう必要がある。
- ・ 子どもから高齢者まで、全ての人がまちづくりの主体として活躍できるような施策展開が必要である。
- ・ 市単独ではなく、多様な主体の力を活用して施策を推進することを考える必要がある。
- ・ 北摂地域全体で協働した取組みも必要である。また、大阪国際空港があることを活かし、大きな視点で広域連携を考えることも必要である。

前期基本計画（素案）についての諮問

豊政企第1335号
平成29年（2017年）1月31日

豊中市総合計画審議会
会長 加藤 晃規 様

豊中市長 浅利 敬一 郎

第4次豊中市総合計画前期基本計画（素案）について（諮問）

別途の第4次豊中市総合計画前期基本計画（素案）について、豊中市総合計画審議会規則第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

前期基本計画（素案）についての答申

平成29年（2017年）7月10日

豊中市長
浅利 敬一 郎 様

豊中市総合計画審議会
会長 加藤 晃規

第4次豊中市総合計画前期基本計画（素案）について（答申）

平成29年（2017年）1月31日に本審議会に諮問された、第4次豊中市総合計画前期基本計画（素案）について、審議結果を別紙のとおり答申します。

I. 答申にあたって

豊中市は、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化など複雑多様化する行政課題に対応するため、「第3次豊中市総合計画」を見直し、新たな総合計画の策定を進めています。

豊中市総合計画審議会は、「第4次豊中市総合計画」の策定に向け、平成28年（2016年）9月20日に、浅利市長から「基本構想（素案）」の諮問を受け、平成29年（2017年）1月31日に答申を行いました。また、同日に、浅利市長から「前期基本計画（素案）」の諮問を受けました。

当審議会では、「前期基本計画（素案）」の審議にあたって、限られた時間の中、集中的に審議するため、2つの専門部会を設置し進めてきました。専門部会では、市内で活発に活動している市民活動団体等の皆さまからアンケートによる意見聴取を行うとともに、15団体の皆さまには会議にご参加いただき、豊中市の現状や課題、今後必要な取組みについて意見交換を行いました。

審議においては、「基本構想（素案）」で答申したまちの将来像「みらい創造都市 とよなか ～明日がもっと楽しみなまち～」の実現に向け、平成30年度（2018年度）から5年間で起こりうる社会の動きを考慮して、意見を取りまとめています。

前期基本計画の策定にあたっては、当審議会の意見を十分にふまえて検討していただくことをお願いするものであります。

II. 第4次豊中市総合計画前期基本計画（素案）への意見

基本構想（素案）に掲げる「まちの将来像」の実現にあたっては、庁内各部局の連携や市民・事業者など多様な主体との協働と、限られた資源配分で効果的・効率的に施策を展開することが必要です。

当審議会は、平成30年度（2018年度）から5年間で取り組む前期基本計画（素案）の施策と、リーディングプロジェクトが「まちの

将来像」の実現につながる内容になっているかという視点で審議を行いました。

諮問された前期基本計画（素案）は、重点的な取り組みとしてリーディングプロジェクトを置くとともに、多様化・複層化する行政課題に対応するため、施策を整理するなど、時代の変化に対応した計画となっています。

その他の内容について、以下のとおり、審議した結果をとりまとめましたので、意見として申し述べます。

全体

- ・基本構想で示された各章の考え方を、前期基本計画においても示す必要がある。
- ・連携している施策の関係性を示す必要がある。
- ・「市民・事業者の主な取組み」は、市民・事業者のまちづくりへの意識づけにつながる表現にする必要がある。

施策について

- ・【1-2 保育・教育の充実】
障害のある子どもの学校におけるケアとして、主な取組み「ともに学ぶ教育の推進」に保健・福祉との連携の視点が必要である。
- ・【2-1 自立生活支援の充実】
豊中市の地域力・市民力を活かし、市の取組みとともに市民で支えあいながら生活の自立につなげていく必要がある。
- ・【2-1 自立生活支援の充実】
福祉の分野において、これまで豊中市が培ってきた日常生活圏域を基盤に推進していく必要がある。
- ・【2-1 自立生活支援の充実】、【2-2 保健・医療の充実】
福祉・保健・医療が協力・連携して包括的に対応していく視点が必要である。
- ・【3-4 良好な住環境の形成】
「住環境」が住居周辺のイメージなので、千里中央駅周辺などの都市の拠点づくりを包含する名称にする必要がある。

- ・【4-1 共に生きる平和なまちづくり】
DV被害者の緊急時における対処の視点が
必要である。
- ・【5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづ
くり】
民間同士の連携や民間団体が活動しやすい
環境づくりを支援する必要がある。
- ・【5-1 情報共有・参画・協働に基づくまちづ
くり】
市民公益活動団体が活動を継続的に行うた
めには、資金と人材の充実が必要である。
従来の方法にとらわれない支援を市民公益
活動団体と協働で推進していく必要がある。
- ・【5-2 持続可能な行財政運営基盤の構築】
これまで市が市民と接してきた業務を民間
が行うようになってきているので、市民
ニーズや地域社会の課題に向き合う職員の
育成が必要である。
- ・【5-2 持続可能な行財政運営基盤の構築】
景観、文化、芸術などの地域資源を活かし
ながら、さらなる魅力を創出し市内外に発
信することが豊中市の観光にもつながるの
で、これまでの取組みを推進し、まちの価
値を高める必要がある。
- ・【5-2 持続可能な行財政運営基盤の構築】
市外の人が豊中市を選び住んでもらえる取
組みが必要である。
- ・【5-2 持続可能な行財政運営基盤の構築】
豊中市では行政運営の基盤がすでにできて
いるので、次のフェーズの施策名称にする
必要がある。

リーディングプロジェクトについて

- ・建物の老朽化や人口の流出など客観的デー
タによる分析が必要である。
- ・南部地域の人口減少の要因分析を、十分に
踏まえた取組みにする必要がある。
- ・南部地域限定の取組みを示す必要がある。
- ・リーディングプロジェクトを着実に進めて
いく庁内体制を検討する必要がある。

6 総合計画等調査特別委員会

委員構成

会 派	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
公明党	大野 妙子 ◎ 酒井 哲也 吉田 正弘	石原 準司 坂口 福美 弘瀬 源悟
自民新風会	高麗 啓一郎 三藤 雅道	高麗 啓一郎 三藤 雅道
日本共産党	五十川 和洋 山本 一徳	◎ 五十川 和洋 幸村 直行
無所属の会	松岡 信道	松岡 信道
大阪維新の会	中野 宏基	○ 藤田 浩史
市民クラブ	○ 中野 修	中野 修
無所属	木村 真	熊野 以素

◎は委員長、○は副委員長
※会派ごとに五十音順、敬称略

開催経過

年度	開催日	回	案 件
(平成28年度) 2016年度	8月1日	第1回 総合計画等調査特別委員会	・第4次豊中市総合計画等に関する調査 (基本構想(素案)等について)
	8月18日	第2回 総合計画等調査特別委員会	・第4次豊中市総合計画等に関する調査 (基本構想(素案)等について)
	11月4日	第3回 総合計画等調査特別委員会	・第4次豊中市総合計画等に関する調査 (基本構想(素案)等について)
	1月18日	第4回 総合計画等調査特別委員会	・第4次豊中市総合計画等に関する調査 (前期基本計画(素案)等について)
(平成29年度) 2017年度	5月16日	第1回 総合計画等調査特別委員会懇談会	・第4次豊中市総合計画等に関する意見交換 (基本構想(素案)・前期基本計画(素案)等について)
	7月18日	第1回 総合計画等調査特別委員会	・第4次豊中市総合計画等に関する調査 (前期基本計画(素案)等について)
	10月20日	第2回 総合計画等調査特別委員会	・第4次豊中市総合計画等に関する調査 (基本構想(素案)・前期基本計画(素案)等について)
	11月13日	第2回 総合計画等調査特別委員会懇談会	・第4次豊中市総合計画等について (基本構想(素案)・前期基本計画(素案)等について)

第4次豊中市総合計画基本構想 (素案) について

■ 基本構想（素案）への主な意見（※）

豊中市のあゆみと 社会環境の変化について

- ・ 日本全体で人口減少していくなか、人口推計どおりにいかなかった場合の想定が必要である。
- ・ 2025年問題をどう位置づけるかが重要である。
- ・ 女性の就業率の上昇、共働き世帯の増加など時代の変化を捉えた環境をつくる必要がある。
- ・ 介護現場で働く外国人労働者が増えているなど、ますます国際化が進んでいくなかで、多文化共生の視点が重要となってくる。
- ・ 右肩上がりの高度経済成長期から成熟社会へと移り変わったなかで、経済成長以外でも幸せを感じる社会へと転換させる必要がある。

豊中市の課題について

- ・ 日本全体の課題よりは、豊中市独自の課題を示してはどうか。
- ・ 地域別の課題は、示していないのか。
- ・ 時代の変化に応じた課題設定が重要である。

まちの将来像について

- ・ 国際化・インバウンドの時代背景を考え、英語を使用した将来像にしてはどうか。
- ・ 豊中市はまじめな市のイメージがあるので、ユーモアのある将来像にしてイメー

ジチェンジを図ってはどうか。

- ・ 時代の課題に応じたスローガンとする必要がある。
- ・ 「まちの将来像」は、市民に分かりやすい表現にする必要がある。
- ・ 「まちの将来像」の解説など、子どもが全面に出ているが、高齢者が増えていくなかで、もう少し高齢者への施策展開が必要ではないか。
- ・ 今後、社会保障費が増大していくなかで、財政状況は厳しくなることを市民と共有し、財源がなくても創意工夫し取り組みを進めていくなどを記載してはどうか。
- ・ 「まちの将来像」の「みらい」や「とよなか」をひらがなにしている意図はあるのか。企業のマーケティングにおいては、あえてひらがなやカタカナ表記を使って注目させるなど工夫をしている。

施策大綱について

- ・ 総花的なことが記載されているが、濃淡をつけ、施策を絞った方がよいのではないか。
- ・ 厳しい財政状況のなかで、民間活力の導入も必要である。
- ・ 新旧対照表の「第5章 施策大綱」の「子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり」で、修正案では、「就労・結婚」の表記がなくなっているが、重要な表記である。
- ・ 市民意識調査の結果では、「犯罪のない安心・安全なまち」、「医療の充実」、「高齢者支援」、「子育て支援」を充実してほしいという声が多かったため、その点をふまえた内容にする必要がある。

その他全体について

- ・ 市民に豊中市が自分のまちであると意識

してもらう必要がある。

- ・ 総合計画をもっと市民に認知してもらう必要がある。
- ・ 子どもたちが大人になっても、豊中市に住み続けたいと思ってもらえる施策展開が必要である。
- ・ 他市にはない豊中市ならではの魅力を創造する必要がある。
- ・ 市民と課題認識の共有をする必要がある。
- ・ 市民にとってわかりやすい計画とする必要がある。
- ・ 地域別に課題があるなかで、特に南部地域については、取組みを進めていくというメッセージや投資効果を見せていくことも重要ではないか。
- ・ 基礎自治体は、国の制度変更が大きく左右されるが、その枠組みのなかで総合計画をどのように描き、どのように位置づけていこうと考えているのか。
- ・ 総合計画をたくさんの方に見てもらい、厳しい状況も知ってもらう必要がある。

第4次豊中市総合計画前期基本計画（素案）について

■ 前期基本計画（素案）への主な意見（※）

子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくりについて（第1章関連）

- ・ 主な取組み「地域での子育て環境づくり」に、子育て支援センターなど具体的な拠点の記載が必要である。
- ・ 現状と課題に、本市の課題である待機児童や小中学校の学級数などの記載が必要ではないか。
- ・ 主な取組み「子どもの居場所づくり」に、“子どもの貧困”というワードの使用が必要ではないか。

安全に安心して暮らせる

まちづくりについて（第2章関連）

- ・ 施策の方向性「セーフティネットとしての社会保障制度の充実を進めます」に公的扶助の記載も必要ではないか。
- ・ 企業会計の上下水道局は、経営基盤の強化と記載があるが、市立豊中病院にはないので記載が必要ではないか。

活力ある快適な

まちづくりについて（第3章関連）

- ・ 基本構想の「社会環境の変化（4）地球環境問題への対応」では、「緑被率が減少」とあり、基本計画の施策の現状と課題では、「みどりの量は増加」となっているが、整合性はとれているのか。
- ・ 主な取組み「中心市街地の活性化」に、蛍池駅周辺の記載も必要である。
- ・ 主な取組み「大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進」に、2020年にオリンピックもあるので、空港の国際化に向けた取組みの記載が必要ではないか。
- ・ 主な取組み「バリアフリー化の推進」に、今後のバリアフリー化の方向性を、具体的に記載する必要があるのではないか。

いきいきと心豊かに暮らせる

まちづくりについて（第4章関連）

- ・ 現状と課題の「在日外国人」は、「在住外国人」と変更した方がよい。
- ・ 日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議の一員として、今後も非核平和の実現に向けた取組みを進める記載が必要である。
- ・ 第3次総合計画にあった職員の人権の向上に関する人材育成の記載が必要である。
- ・ 「部落差別解消推進法」が制定しているので、第3次総合計画にあった「同和行政の推進」を施策の方向性に記載する必要がある。
- ・ 主な取組み「スポーツの推進」に、これ

からオリンピックやラグビーW杯が開催されるので、アスリートの育成支援などの記載が必要ではないか。

施策推進に向けた

取組みについて（第5章関連）

- ・ 投票率の向上に関する記載が必要ではないか。

リーディングプロジェクトについて

- ・ 人口推計のグラフに、市全体の推計も入れた方が対比しやすい。
- ・ リーディングプロジェクト独自の将来像やキャッチフレーズがあってもよいのではないか。
- ・ 主な取組みに具体的な事業名があったほうがわかりやすいので記載が必要である。
- ・ 主な取組み「にぎわいとゆとりのあるまちづくり」の4つめの内容に、土地の区画整理など具体的な面整備の記載が必要である。
- ・ 南部地域はみどりが少ないので、みどりの記載が必要である。
- ・ 南部地域のスケジュール感や10年後どのようなまちになるのかが分かる必要がある。
- ・ 限られた予算の中で、柔軟に対応し予算配分する必要がある。

その他全体について

- ・ 「まちの将来象」については、基本計画の中でも、市民にわかりやすく記載する必要がある。
- ・ 「市民の意識」にも目標設定が必要である。
- ・ 前期基本計画の期間で、何をどこまで達成するのかの目標設定が重要である。
- ・ 施策によっては、「市民の意識（主観指標）」だけでなく、客観指標も記載したほうがわかりやすいので記載が必要である。

- ・ 5章「施策推進に向けた取組み」にも客観指標などを示す必要がある。
- ・ 施策には市が主体に行うものや市民・事業者と協働して行う内容が含まれている。別に「市民・事業者の主な取組み」が記載されていると役割分担として受け取られるので、あえて記載する必要はないのではないか。記載するのであれば、表現を変えるなどの工夫が必要である。
- ・ リーディングプロジェクトにも「市民・事業者の取組み」の記載が必要である。
- ・ 市民活動団体の意見を聞き、作成してほしい。
- ・ 前期基本計画（素案）を見ると現在の既存事業しか想定されておらず、新たな取組みが見えない。
- ・ 総合計画は、これからの予見を記載することも必要である一方、これまでの内容を継承することも必要である。
- ・ 総合計画に職員が、例えば市内居住をするといった行動など、どういう行動をとるかの記載が必要である。
- ・ 多くの市民に総合計画を知ってもらえるように、周知方法を工夫する必要がある。
- ・ 冊子を作成する際には、写真や絵を入れるなど分かりやすくしてほしい。

※ 主な意見は、総合計画審議会への参考として、審議会事務局においてまとめたものです。

7 庁内組織

第4次豊中市総合計画策定検討会議設置規則（抜粋）

- 第1条 第4次豊中市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項について調査審議等を行うため、第4次豊中市総合計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。
- 第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 総合計画の策定に関し必要な調査審議を行うこと。
 - (2) その他総合計画の策定に関し必要な事項
- 第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員で組織する。
- 2 会長は市長、副会長は副市長の職にある者をもって充てる。
 - 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 第4条 会長は、検討会議の事務を総理し、検討会議を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。
- 第5条 検討会議は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 第6条 総合計画の策定に係る連絡調整等を行わせるため、検討会議に連絡会議を置く。
- 2 連絡会議は、議長及び委員で組織する。
 - 3 議長は、政策企画部長の職にある者をもって充てる。
 - 4 連絡会議の委員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、議長が必要があると認めるときは、委員を追加又は変更することができる。
 - 5 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。
 - 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が定めた委員がその職務を代理する。
 - 7 議長は、総合計画の策定に係る連絡調整に関し、課題別かつ機動的に意見を聞く必要があるときは、部会を置くことができる。
 - 8 部会の部会長及び部会員は、議長及び連絡会議の委員のうちから、議長が指名する。
 - 9 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。ただし、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
 - 10 部会長は、部会における意見聴取状況及び結果を連絡会議に報告しなければならない。
- 第7条 検討会議及び連絡会議（部会を含む。）（以下「検討会議等」という。）は、所掌事務の調査審議等のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 第8条 検討会議等の庶務は、政策企画部企画調整課において処理する。
- 第9条 この規則に定めるもののほか、検討会議等の運営について必要な事項は、会長が定める。

別表第 1（検討会議委員構成）

(1) 市長部局	危機管理監，人権文化政策監，総務部長，資産活用部長，政策企画部長，都市活力部長，環境部長，財務部長，市民協働部長，健康福祉部長，こども未来部長，都市計画推進部長，都市基盤部長，会計管理者及び消防局長
(2) 市立豊中病院	病院事業管理者，看護部長及び事務局長
(3) 上下水道局	上下水道事業管理者，経営部長及び技術部長
(4) 教育委員会	教育長，事務局長及び教育監
(5) 市議会事務局	事務局長
(6) 豊中市伊丹市クリーンランド	事務局長

別表第 2（連絡会議委員構成）

(1) 危機管理課	危機管理課長
(2) 人権政策課	人権政策課長
(3) 総務部	行政総務課長，情報政策課長及び人事課長
(4) 資産活用部	資産管理課長及び施設活用課長
(5) 政策企画部	企画調整課長及び広報広聴課長
(6) 都市活力部	魅力創造課長，文化芸術課長，スポーツ振興課長，空港課長及び産業振興課長
(7) 環境部	環境政策課長，公園みどり推進課長及び減量計画課長
(8) 財務部	財政課長
(9) 市民協働部	コミュニティ政策課長，くらし支援課長，市民課長
(10) 健康福祉部	地域福祉課長，障害福祉課長，高齢施策課長，保健医療課長，保健予防課長及び健康増進課長
(11) こども未来部	こども政策課長及びこども事業課長
(12) 都市計画推進部	住宅課長，都市計画課長，市街地整備課長，千里ニュータウン再生推進課長及び建築審査課長
(13) 都市基盤部	交通政策課長及び道路建設課長
(14) 会計課	会計課長
(15) 市立豊中病院事務局	総務企画課長及び施設用度課長
(16) 上下水道局経営部	総務課長及び経営企画課長
(17) 消防局	消防総務課長
(18) 教育委員会事務局	教育総務課長，人権教育課長，生涯学習課長，読書振興課長，学校教育課長及び児童生徒課長
(19) 市議会事務局	総務課長
(20) 豊中市伊丹市クリーンランド事務局	総務課長

連絡会議部会委員構成

<p>第1部会</p>	<p>市民協働部 健康福祉部 こども未来部 教育委員会</p>	<p>くらし支援課長 健康増進課長 こども政策課長、こども事業課長 教育総務課長、人権教育課長、生涯学習課長、学校教育課長、 児童生徒課長</p>
<p>第2部会</p>	<p>危機管理課 市民協働部 健康福祉部 都市基盤部 市立豊中病院事務局 消防局</p>	<p>危機管理課長 くらし支援課長、市民課長 地域福祉課長、障害福祉課長、高齢施策課長、保健医療課長、 保健予防課長、健康増進課長 交通政策課長 総務企画課長、施設用度課長 消防総務課長</p>
<p>第3部会</p>	<p>都市活力部 環境部 都市計画推進部 都市基盤部 上下水道局経営部 豊中市伊丹市クリーンランド事務局</p>	<p>空港課長、産業振興課長 環境政策課長、公園みどり推進課長、減量計画課長 住宅課長、都市計画課長、市街地整備課長、 千里ニュータウン再生推進課長、建築審査課長 交通政策課長、道路建設課長 総務課長、経営企画課長 総務課長</p>
<p>第4部会</p>	<p>人権政策課 都市活力部 健康福祉部 教育委員会</p>	<p>人権政策課長 魅力創造課長、文化芸術課長、スポーツ振興課長 高齢施策課長、健康増進課長 人権教育課長、生涯学習課長、読書振興課長</p>
<p>第5部会</p>	<p>総務部 資産活用部 政策企画部 都市活力部 財務部 市民協働部 会計課 市議会事務局</p>	<p>行政総務課長、情報政策課長、人事課長 資産管理課長、施設活用課長 企画調整課長、広報広聴課 魅力創造課長 財政課長 コミュニティ政策課 会計課長 総務課長</p>

第4次豊中市総合計画

みらい創造都市 とよなか

あした
～明日がもっと楽しみなまち～

平成 29 年（2017 年）12 月
豊中市 政策企画部 企画調整課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1
TEL：06-6858-2508
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>



2018 ✈ 2027

みらい創造都市 とよなか

あした
～明日がもっと楽しみなまち～



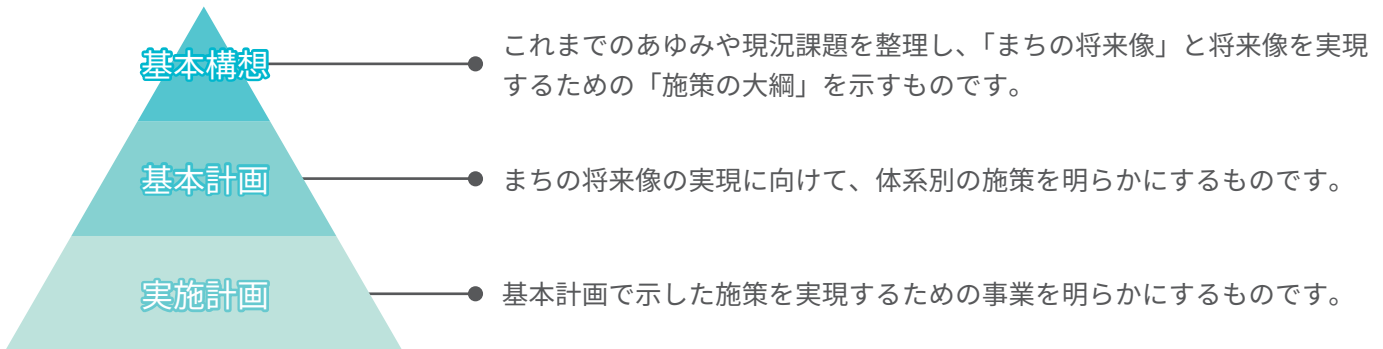
第4次豊中市総合計画

基本構想・前期基本計画

基本構想

総合計画は、豊中市自治基本条例（平成 19 年（2007 年）4 月施行）に基づき、市政運営の根幹となる「まちの将来像」を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すものです。

総合計画の構成と期間



まちの将来像

みらい創造都市 とよなか

あした
～ 明日がもっと楽しみなまち～

本市は、大都市に隣接し交通利便性に優れた立地特性を背景に、快適な暮らしに必要な都市の基盤を築いてきました。

その一方、少子高齢化やライフスタイルの多様化をはじめ、子育て・子育て環境の充実、地域コミュニティの活性化、施設の老朽化対策、社会保障関係経費等の財政需要への対応など、本市は、社会環境の変化や、さまざまな課題に直面しています。

こうした局面を乗り越え、本市の強みである教育・文化に対する市民の高い関心や、良好な住環境、優れた交通利便性、活発・多様な市民活動といった特性を更に発展させること、そして、まち全体で子どもたちを育み、その子どもたちが愛着と誇りをもってまちを創っていくこと、これが“みらいのとよなか”の礎になると考えます。

そのためには、行政をはじめ、市民や地域の各種

団体、事業者である企業や NPO、大学などの多様な主体による協働のもと、お互いを認めあい、創意工夫し、新たな課題や長期的視点に立った改革に果敢に取り組む創造性あふれるまちづくりを進めます。そして、まちの変化やみんなの幸せを日々の暮らしのなかで感じとりながら、“明日がもっと楽しみ”と思えるまちにしていきます。



前期基本計画

前期基本計画は、基本構想で掲げた「まちの将来像」を実現するための施策を示すものです。前期 5 年間に
いて取り組む 17 施策とともに、各施策の事業のうち、特に重点的かつ総合的に取り組む事業を「リーディング
プロジェクト」として位置付けます。

構成



想定人口

第 4 次豊中市総合計画の目標年度である平成 39 年度（2027 年度）および前期基本計画の目標年度である平成
34 年度（2022 年度）の本市の人口を約 40 万人と想定します。

第1章 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

安心して子どもを生き育てられるよう、妊娠から子育てまで切れめのない支援を進めます。

また、次代を担う子ども・若者が、豊かな人間性を育める教育を推進するとともに、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことができるよう支援を進めます。

さらに、子ども・若者の教育や成長を地域社会全体で支えるしくみづくりや、悩みや不安を抱えた子ども・若者に寄り添える環境づくりを進めます。

1 子育て支援の充実

施策の方向性

- ① 産前・産後の切れめのない支援を進めます。
- ② 安心して子育てができるよう支援します。
- ③ 地域で妊産婦および乳幼児期の親子を支えるしくみづくりを進めます。



2 保育・教育の充実

施策の方向性

- ① 保育や幼児教育の充実を進めます。
- ② 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます。
- ③ 子どもたちを育む学校・家庭・地域の連携を進めます。



3 子ども・若者支援の充実

施策の方向性

- ① 子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します。
- ② 社会的援助が必要な子ども・若者への支援を充実します。
- ③ 子ども・若者を取り巻く課題に総合的に対応するしくみづくりを進めます。



中学生が「将来の豊中市」をテーマにイラストを描いてくれたんだ☆



第2章 安全に安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、健康や福祉のセーフティネットを整えます。さらに、社会的自立や経済的自立に向け、個々のもつ力を活かしながら活躍できるよう支援します。

また、誰もが支えあい、自ら守る、地域で守るという意識を高めることで防災力・防犯力の向上を図るとともに、医療体制・救急救命体制・消防体制の充実を図ります。

1

自立生活支援の充実

施策の方向性

- ① 多様な福祉ニーズに重層的に対応した福祉コミュニティの実現に取り組みます。
- ② 介護サービス基盤の充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える環境づくりを進めます。
- ③ 障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害者の社会参加を促進します。
- ④ セーフティネットとしての社会保障制度の充実を進めます。
- ⑤ 就労支援の充実を図ります。



2

保健・医療の充実

施策の方向性

- ① こころと体の健康管理・予防対策を進めます。
- ② 生活衛生の確保を図ります。
- ③ 地域医療の充実を図ります。



3

消防・救急救命体制の充実

施策の方向性

- ① 救急救命体制および防火安全対策を強化します。
- ② 消防体制を充実強化します。



4

暮らしの安全対策の充実

施策の方向性

- ① 防災力の充実強化を図ります。
- ② 犯罪や消費者被害などの予防、被害拡大防止を図ります。
- ③ 交通安全意識の向上を図ります



第3章 活力ある快適なまちづくり

低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築や、住民主体のまちのルールづくりなどによる良好な住環境の保全・継承など、環境にやさしい快適なまちづくりを進めます。

また、交通ネットワークのさらなる充実や土地利用の適切な配置などによる拠点づくりをはじめ、道路・橋梁・上下水道など暮らしの基盤となる施設の充実や、地域社会を支える産業のさらなる振興により、活力あるまちづくりを進めます。

1

快適な都市環境の保全・創造

施策の方向性

- ① 環境政策を推進するための総合的なしくみづくりを進めます。
- ② 自然環境や都市のみどりを身近に感じられる快適な環境づくりを進めます。
- ③ 環境汚染防止対策など生活環境の改善を進めます。



2

低炭素・循環型社会の構築

施策の方向性

- ① 低炭素社会の実現に向けた取組みを進めます。
- ② 循環型社会の構築に向けた取組みを進めます。



3

都市基盤の充実

施策の方向性

- ① 安心して暮らせる市街地の形成を進めます。
- ② 安全で安心して移動できる総合的なまちづくり・交通環境づくりを進めます。
- ③ マイカーに頼らなくても移動できる交通体系の整備をめざします。



4

魅力的な住環境の形成

施策の方向性

- ① 地域特性を活かした都市の拠点づくりを進めます。
- ② 社会環境の変化に応じた住まいの確保を支援します。
- ③ まちの魅力として継承される住環境づくりを進めます。
- ④ まちの魅力を高める都市景観づくりを進めます。



5

産業振興の充実

施策の方向性

- ① 地域産業の活性化による都市のにぎわいづくりを進めます。
- ② 新たな事業の創出や担い手の育成を支援します。



第4章 いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

年齢や性別、国籍などのちがいにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重しあって、共に生きる平和な社会の実現を図ります。

また、市民文化の創造をはじめ、心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくりなど、心豊かに、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をめざします。

1 共に生きる平和なまちづくり

施策の方向性

- ① 非核平和都市の実現をめざします。
- ② 同和問題をはじめ、さまざまな人権課題に関わる差別の解消を図り、人権文化の創造を進めます。
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます。
- ④ 多文化共生のまちづくりを進めます。



2 市民文化の創造

施策の方向性

- ① 文化芸術の創造、歴史・文化資源の保全・活用を進めます。



3 健康と生きがいづくりの推進

施策の方向性

- ① 生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます。
- ② 生涯を通じて、健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。



高校生が「将来の豊中市」をテーマにイラストを描いてくれたんだ☆



第5章 施策推進に向けた取組み

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識し、地域の課題を共有しながら、「まちの将来像」の実現に向けて取り組めるよう、自治の基本原則である「情報共有」「参画」「協働」に基づく市政運営を推進します。

また、人と人、人と地域が支えあいながら安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します。

今後想定される社会環境の変化においても、持続可能な行財政運営を推進していくために、未来志向型の改革をはじめ、人材育成、資産の有効活用、都市ブランドの向上、広域・都市間連携の推進など、多様な主体の力を活用して施策を推進します。

1

情報共有・参画・協働に基づくまちづくり

施策の方向性

- ① 市政情報の発信・提供・公開を推進します。
- ② 市民が参画できる機会の充実を図ります。
- ③ 地域課題の共有を図り、協働によるまちづくりを推進します。
- ④ 多様な人たちが関わる地域自治を推進します。



2

持続可能な行財政運営の推進

施策の方向性

- ① 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。
- ② 適切な公共施設のマネジメントを進めます。
- ③ 都市の価値の創造と魅力の発信を進めます。
- ④ 多角的な連携に取り組みます。



リーディングプロジェクト

南部地域活性化プロジェクト

南部地域が抱える緊急的な課題を乗り越え、もてる力を活かした魅力あふれるまちへと発展していくことで市全体の活性化につなげていきます。

プロジェクトの方向性と目標

～ 南部地域から“みらい”を～

南部地域に暮らしたい、訪れたいと思う人を増やし、南部地域に暮らす人々がより一層、愛着と誇りをもてるまちづくりを進めながら、“みらいのとなか”につながるまちづくりを進めます。

主な取組み

- 子どもたちの元気があふれるまちづくり
- 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり
- にぎわいとゆとりのあるまちづくり